

第3章

復興に向けての取組み

第3章 復興に向けての取組み

第1節 阪神・淡路大震災復旧・復興のための国の組織・体制

1-1 復興推進体制の整備

阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域に未曾有の被害をもたらすとともに、我が国全体に甚大な影響を及ぼしたことから、政府は、阪神・淡路地域の復興のための施策を早急に、かつ強力に進めるため、震災約1か月後の平成7年2月、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」等により「阪神・淡路復興対策本部」及び「阪神・淡路復興委員会」を設置し、これらの組織によって関係行政機関の施策を総合的に調整することとした。

また、同法は、阪神・淡路地域の復興に当たっての基本理念として、

- ① 国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、(a)生活の再建、(b)経済の復興、(c)安全な地域づくりを緊急に推進すること
- ② これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること

を定めている。

なお、阪神・淡路復興委員会は、平成8年2月14日に、1年間の設置期限を迎えて活動を終えた。また、阪神・淡路復興対策本部は、平成12年2月23日に5年間の設置期間が満了した。

1-2 復興に向けての取組方針等の決定

阪神・淡路復興委員会は、設置以降、阪神・淡路地域の日も早い復興に向けて精力的に審議し、3つの意見と11の提言を内閣総理大臣に提出した(第7章参照)。これらの意見及び提言を踏まえ、阪神・淡路復興対策本部は、平成7年4月28日に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を、同年7月28日には「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を、それぞれ決定した。

「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」では、平成7年度第1次補正予算の編成等に向けて、政府は、地震発生以来実施してきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り実施することとして、16項目にわたる施策を挙げ、これらの施策をできるだけ早期に実施することとした。

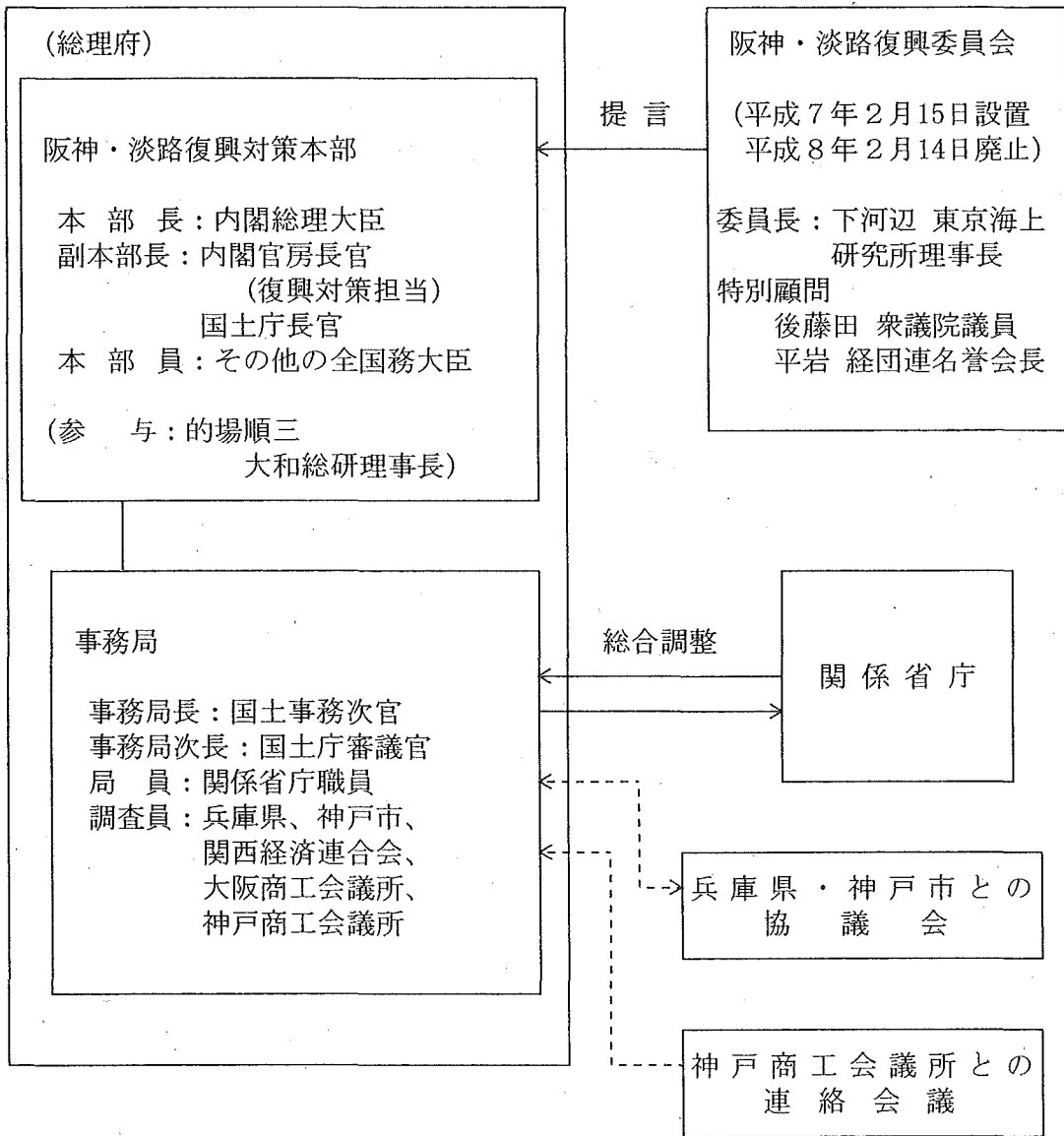
また、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」では、兵庫県等の被災地方公共団体による復興計画が策定されたことを踏まえ、これら地元の復興計画の実現を最大限支援すること等を基本とした政府の姿勢、取り組むべき課題及び諸施策を明らかにした。

図3-1-1 阪神・淡路復興のための組織・体制

設置規定：阪神・淡路大震災復興の基本方針
及び組織に関する法律

平成7年2月24日設置
平成12年2月23日設置期限満了
設置期間5年間

復興のための施策に関する総合調整



1-3 復興推進体制の充実

阪神・淡路復興委員会の活動終了を受け、また、以後の復興の課題に適切に対応するため、次のように復興推進体制の充実が図られた。

まず、阪神・淡路復興委員会に代わり、兵庫県及び神戸市との新たな連絡体制を構築するため、平成8年2月に、国と兵庫県及び神戸市との協議会(以下「地元との協議会」という。)を定期的開催することとした。地元との協議会は、本格的な復興段階を迎え、国と被災地域との間の意思疎通、復興過程における具体的な問題の正確な把握と迅速・的確な処理等を目指し、政府側幹部と兵庫県知事及び神戸市長とが率直な意見交換を行うことを目的としており、計10回にわたり開催された。

また、被災地域の復興、特に経済の復興のためには、地元の経済界の協力が必要不可欠との認識の下、被災地域の経済復興状況と復興対策の展開などについて、地元の経済界と国との間の一層の意思疎通を図るため、平成8年6月から、神戸商工会議所と阪神・淡路復興対策本部事務局との連絡会議を定期的開催することとされ、これについても計10回にわたり開催された。

第2節 阪神・淡路復興委員会の活動

2-1 阪神・淡路復興委員会の活動概要

阪神・淡路復興委員会は、総理府本府組織令の一部改正及び阪神・淡路復興委員会令の制定により、平成7年2月15日に設置された。同委員会には7名の委員（兵庫県知事及び神戸市長を含む。）及び2名の特別顧問で構成された（特別顧問2名は2月17日付けの就任であり、第2回会合から参加）。

委員会の第1回会合は平成7年2月16日に開催され、委員長に下河辺委員が、また、委員長代理には一番ヶ瀬委員が選任された後、村山総理大臣より「阪神・淡路地域の復興のために国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める。」との諮問が行われた。その後意見交換を行い、緊急に検討する特定課題として、「復興10カ年計画の策定」、「住宅の復興」及び「がれき等の処理」の3つを選定した。

第2回会合は2月24日に開催され、委員会の審議スケジュールを固めるとともに、各委員から提出されたレジュメ等に基づく議論を行い、緊急に検討する特定課題に「経済復興と雇用確保」、「神戸港の早期復興」及び「まちづくりの当面の方策」の3つを追加した。

委員会は、その後、平成7年10月30日まで計14回開催（その他ヒアリングを2回実施）され、11の提言及び3つの意見を取りまとめた。

委員会の会合には、村山総理大臣、五十嵐官房長官（8月8日の内閣改造後は野坂官房長官）及び小里国務大臣（8月8日の内閣改造後は池端国土庁長官）も適宜出席した。その他の政府側及び阪神・淡路復興対策本部事務局関係の出席者は、内閣官房副長官（政務及び事務）、内閣内政審議室長、本部参与、本部事務局長（国土事務次官）、国土庁大都市圏整備局長等であった。

なお、委員会の庶務は、当初は内閣内政審議室と国土庁大都市圏整備局が共同で行っていたが、阪神・淡路復興対策本部事務局が設置された後は、同事務局が主な事務を行い、内閣内政審議室と国土庁大都市圏整備局がこれに協力することとなった。

阪神・淡路復興委員会の委員及び開催経緯は次のとおりである。

阪神・淡路復興委員会名簿

委員長	下河辺 淳	（東京海上研究所理事長）
委員	一番ヶ瀬康子	（東海大学教授、日本女子大学名誉教授）
	伊藤 滋	（慶應義塾大学教授、東京大学名誉教授）
	貝原 俊民	（兵庫県知事）
	川上 哲郎	（(社) 関西経済連合会会長）
	堺屋 太一	（作家）
	笹山 幸俊	（神戸市長）
特別顧問	後藤田正晴	（衆議院議員）
	平岩 外四	（(社) 経済団体連合会名誉会長）

阪神・淡路復興委員会開催経緯

回	日時：場所（平成7年）	議 題 等
1	2月16日（木） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 諮問 ・ 特定課題の選定（復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理）
2	2月24日（金） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 特定課題の選定（経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策）
3	2月28日（火） 13時～15時30分 兵庫県公館	・ 現地での意見交換 ・ 提言－1、2、3のとりまとめ（復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理）
4	3月10日（金） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 提言－4、5のとりまとめ（まちづくりの当面の方策、神戸港の早期復興） ・ 特定課題の選定（健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行）
5	3月23日（木） 9時～11時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 提言－6、7のとりまとめ（経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行） (兵庫県庁とTV会議)
ヒ ア	4月17日（月） 15時～17時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 7つの提言に対する取組状況についてヒアリング
6	4月24日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 意見のとりまとめ（復興に向けて政府の取り組むべき当面の施策について） ・ 特定課題の選定（復興10カ年計画の基本的考え方、都市復興の基本的考え方、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整）
7	5月22日（月） 18時～20時 総理府特別会議室	・ 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」（4月28日阪神・淡路復興対策本部決定）及び平成7年度第1次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告 ・ 提言－8のとりまとめ（復興10カ年計画の基本的考え方）
8	6月12日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 提言－9のとりまとめ（都市復興の基本的考え方）
9	6月19日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・ 提言－10のとりまとめ（総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整）

回	日時：場所（平成7年）	議 題 等
ヒ ア	7月10日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大食堂	・復興10カ年計画についてヒアリング
10	7月18日（火） 11時～13時 内閣総理大臣官邸大食堂	・意見（2）のとりまとめ（復興10カ年計画及び復興特別事業について）
11	8月28日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）について本部事務局より報告 ・被災地の各市町長から提出された復興に関する意見を部事務局より紹介 ・長期構想、復興特定事業等について意見交換
12	9月5日（火） 13時～15時 内閣総理大臣官邸大客間	・意見（3）のとりまとめ（長期構想について）
13	10月10日（火） 12時～14時 内閣総理大臣官邸大食堂	・「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」（9月13日～14日、於：神戸）及び平成7年度第2次補正予算について部事務局より報告 ・提言－11のとりまとめ（復興特定事業の選定と実施）
14	10月30日（月） 18時～20時 内閣総理大臣官邸大客間	・阪神・淡路復興委員会総括報告 ・委員長談話

2-2 阪神・淡路復興委員会の提言等

1. 緊急に検討すべき特定課題の提言

阪神・淡路復興委員会は、第3回会合（2月28日）で、緊急に検討すべき特定課題として3つの提言を取りまとめた。「提言－1」は、県・市を中心として復興10カ年計画を早急に策定すること、政府は復興計画を承認し、実施するための措置を講ずること等を内容としたものであった。「提言－2」は、被災者の不安を解消するため最も緊急を要する住宅の復興について、県を中心に早急に3カ年計画を策定し、復興住宅10万戸を建設すること、政府は必要な措置を講ずること等を内容としていた。「提言－3」は、がれき等の除去・倒壊家屋の処理について、事業が総合的機動的に指揮され、解体・収集・中間処理・運搬・処分におわたる全ての過程を総合的に管理するための措置等を内容としたものであった。

3月10日の第4回会合においては、引き続き2つの提言を取りまとめた。「提言－4」は、まちづくりの当面の方策について、地元の人々の理解と協力のもとに、被災市街地復興特別措置法を活用し、土地区画整理事業等の都市計画事業を慎重かつ大胆に実施すること、

地元の人々の協力・話し合いによる地区計画の協定によるまちづくりを進めること等を内容としていた。「提言－５」は経済復興の最優先課題である神戸港の早期復興について、全体の復興計画に基づき優先度の高いものから順次整備していくこと、国際コンテナ貨物取り扱い機能を早急に回復するため仮設棧橋埠頭の緊急整備について早急に結論を得ること等を内容としていた。また、７番目の特定課題として「健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行」を選定するとともに、「経済復興と雇用確保」について意見交換を行った。

３月２３日の第５回会合においては、さらに２つの提言を取りまとめた。経済復興と雇用確保に関する「提言－６」は、被災した各企業の操業再開、高度化近代化、国内外への移転、廃業など基本方向を明確に把握し、その動向を踏まえて経済復興計画を早急に策定すること、きめ細かく多彩な企業支援対策を講ずること、国際的知識集約型の経済構造の構築のため産・学・官協力による研究開発を進めること、当面の深刻な雇用環境に対処し雇用調整助成金の活用などによる雇用維持や失業給付の準備を整えること等を内容としていた。「提言－７」は健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行に関するものであり、高齢者や障害者などの被災者に特別な措置を講ずるとともに、専門家や専門的ボランティアによる介護等の活動を強化すること、被災による心の痛みに対処すること等を内容としていた。なお、この第５回会合は、官邸と兵庫県庁を結んだテレビ会議により実施された。

これらの７つの提言は、地元地方公共団体が作成する復興１０カ年計画や国の支援施策に反映されるよう、取り急ぎ取りまとめられたものである。

その後、４月１７日に、これらの提言を踏まえた国及び地元地方公共団体の復旧・復興に向けての取り組みについてヒアリングを行った。

４月２４日の第６回会合では、復興に向けて政府の取り組むべき当面の方策に関する「意見」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。この「意見」においては、これまでの提言に関する国・県・市・町の取組について「評価できるもの」と受けとめた上で、特に復興住宅の供給、がれきの処理作業、神戸港の復興の３課題を補正予算の最重要事項とするよう期待するとともに、その成果を高めるための措置等について述べている。このほか、今後検討すべき特定課題として、「復興１０カ年計画の基本的考え方」、「都市復興の基本的考え方」及び「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」の３つを選定した。

２．復興１０カ年計画に関する検討

委員会では、「緊急に検討すべき特定課題」に引き続いて、地元地方公共団体が作成に向けて検討を進めていた復興１０カ年計画に関連して検討を行った。

５月２２日の第７回会合では、まず、４月２８日に阪神・淡路復興対策本部が決定した「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」及び５月１９日に成立した平成７年度第１次補正予算について報告がなされた。次に復興１０カ年計画の基本的考え方について意見交換を行い、「提言－８」として取りまとめた。「提言－８」は、復興１０カ年計画は県、市、町がそれぞれ主体的に策定すること、策定された復興計画は国としても承認しうるものであること、前期５カ年において必要な施策を復興特別事業として位置づけ、国はその実施のために特段の措置を講ずること等を内容としていた。

6月12日の第8回会合では、「都市復興の基本的考え方」について意見交換を行い、「提言－9」を取りまとめた。「提言－9」は、都市復興の最も基本的な課題は市民生活の安心と安全の確保であるとの認識に立ち、都市防災のモデル事業としてライフラインのネットワークを整備すること、緑の回廊を整備すること等を内容として盛り込んだものであった。

6月19日の第9回会合では、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」について意見交換を行い、「提言－10」を取りまとめた。「提言－10」は、陸海空にわたる交通機関の連携や道路・海上ネットワーク等の整備により信頼性の高い交通システムの再構築を図ること、最先端の情報通信機能及び核となる施設の集積等地域の情報通信の高度化を推進すること等を内容としたものであった。

地元兵庫県では、これらの提言を踏まえ、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を目指して、2005年（平成17年）を目標とする「阪神・淡路震災復興計画（案）」を7月7日に取りまとめ、公表した。同案は、復興に向けての広範な分野の課題に依って、総合的に実施すべき施策を地元が主体となってまとめたものである。

阪神・淡路復興委員会では、この「阪神・淡路震災復興計画（案）」を受けて、地元地方公共団体が策定する復興10カ年計画及びこれに対して政府の取り組むべき施策等について審議を行い、平成7年7月18日の第10回会合において、委員会としての「意見（2）」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。

この「意見（2）」においては、

- ① 特に、復興10カ年計画の中から前期5カ年において講ずべき復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として明らかにすること
- ② 復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、順次事業を確定すること
- ③ 政府は復興10カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにすること

等が示された。

3. 長期構想と復興特定事業の検討

阪神・淡路復興委員会においては、次に阪神・淡路地域の長期構想及び復興特定事業について検討を行った。

8月28日の第11回会合では、7月28日に決定した「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」の報告及び被災地の各市町長から出された復興に関する意見の概要の説明の後、長期構想、復興特定事業等について意見交換を行った。

9月5日の第12回会合では、長期構想についての「意見（3）」を取りまとめた。「意見（3）」においては、阪神・淡路地域の長期ビジョンの策定の重要性が指摘された。

10月10日の第13回会合では、まず、9月13日、14日に神戸で開催された「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」の概要及び平成7年度第2次補正予算案について事務局から説明がなされた後、復興特定事業の選定と実施について意見交換を行い、「提言－11」として取りまとめた。

「提言－11」では、

(1) それぞれの復興特定事業の事業主体が明確になり、企画・設計・実施へと進んだ段階で、特に全国的に効果の高いものやアジア太平洋・全世界にとって有意義なものに留意し、

国として必要な措置を講ずること

(2) 各種提案のあった復興特定事業構想の中から、次の4事業を極めて意義のあるものとして提言すること

- ①上海長江交易促進プロジェクト
- ②ヘルスケアパークプロジェクト
- ③新産業構造形成プロジェクト
- ④阪神・淡路大震災記念プロジェクト

等が記されている。

長期ビジョンと復興特定事業については、地元において具体的な内容について検討が進められ、政府はこれを踏まえ可能な支援のあり方について検討することとされた。

以上の11の提言及び3つの意見については、第8章に資料として収録している。

委員会は、平成7年10月30日に、それまでの意見及び提言をまとめて内閣総理大臣に報告するとともに、委員長談話を提出した。

平成8年2月14日、委員会は1年の任期を終了した。

第3節 阪神・淡路復興対策本部の活動

3-1 阪神・淡路復興対策本部の始動

1. 第1回本部会議

「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」の公布、施行（平成7年2月24日）を受け、阪神・淡路復興対策本部の本部長には村山総理大臣が、副本部長には五十嵐官房長官と小里国務大臣（兵庫県南部地震対策担当）が、また、本部員にはその他の全国務大臣が就任した（平成7年8月8日の内閣改造以降は、官房長官と国土庁長官が副本部長となった）。

阪神・淡路復興対策本部の第1回会議は平成7年2月25日に開催され、まず、村山総理大臣から、「2月16日に開催された阪神・淡路復興委員会において、阪神・淡路地域復興のために国が講ずべき施策の基本方針等はいかにあるべきかについて諮問したところであり、今後は同委員会の議論を踏まえつつ、政府としての施策の取りまとめを行っていききたい」との発言があった。

また、小里大臣より、「これまで応急・緊急対策を積極的に講じてきたが、今後はこれに加えて、本格的復興に向けての施策に取り組んでいくことが必要である。本部に事務局を設置したところであり、今後は阪神・淡路復興委員会の議論や意見を踏まえながら、復興対策に万全を期していききたい。」との発言があった。さらに、阪神・淡路地域の本格復興へ向け、政府の総力を挙げていくことが確認された。

なお、本部長決定により設置された参与には的場順三(株)大和総合研究所理事長（元国土事務次官）が就任した。

2. 第2回本部会議

第2回本部会議は平成7年3月7日に開催され、まず、村山総理大臣より、「3月5日に神戸市で行われた合同慰霊祭に出席するとともに、避難所等を訪れ、被災された方々の悲しみと御苦勞を痛切に感じた。既に住民の方々は、地域の復興へ向けて努力を始めておられるが、国としては、これらの努力を支援するための施策を早急に講じていく必要がある。今後、本格的復興に向けての対策を本部事務局を中心として、政府一丸となって推進していきたいと考えているので、各閣僚におかれては御尽力をお願いします。」との発言があった。

次に、武村大蔵大臣及び自治政務次官より、阪神・淡路大震災に対する税制上の対応について、既に行った緊急対応に加え、同日の与党における議論を受けて、新たな措置を講ずる旨説明があった。その内容は、大蔵省関係では、被災者・被災企業の被害に対する早急な対応として、震災損失の繰戻し還付などの被災企業への対応や、相続税・贈与税における被災土地等への配慮、地価税の減免などを行い、また、被災地における生活・事業活動の復旧等への対応としては、被災従業員への低利融資に係る所得税の特例、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、被災代替資産等の特別償却、特定の事業用資産の買換え特例、被災市街地復興特別措置法に係る土地譲渡益課税の特例、更に、登録免許税や印紙税の特

例などを講じるというものであった。

自治省関係では、今回の震災により滅失・損壊した家屋・償却資産に代えて取得する家屋・償却資産に係る固定資産税等の特例措置、被災市街地復興特別措置法に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置等を講じるほか、都道府県及び市町村において滅失・損壊した家屋等に代えて取得する家屋等に係る不動産取得税、事業所税等の減免措置が講じられる場合の基準を明らかにしていきたいというものであった。

また、前田法務大臣より、阪神・淡路大震災に伴う緊急措置として、法人の破産宣告及び会社の最低資本金制度に関する経過措置の特例及び大規模災害によって全部滅失した区分所有建物の再検討に関する特例を設けることを検討している旨の説明があった。

さらに、小里大臣より、阪神・淡路復興対策本部事務局の事務及び阪神・淡路復興委員会の審議状況について説明がなされるとともに、当面のスケジュールとして、3月末に県・市が復興計画の基本的考え方をまとめることとしているので、事務局としても県・市と密接な連携を取りその作業を支援するとともに国としての考え方をとりまとめるよう指示していること、事務局の検討状況についてはタイムリーに本部に報告するとともに、本部の助言、指示を得て、国として一体的かつ強力な支援施策の実施を図りたいと考えていることについて説明がなされた。

表3-3-1 阪神・淡路復興対策本部の開催状況

開催回数（開催日）	議 題 等
第1回（平成7年2月25日）	応急・緊急対策について報告
第2回（平成7年3月7日）	震災関係の税制上の対応策について報告
第3回（平成7年4月28日）	「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定
第4回（平成7年7月28日）	「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定
第5回（平成7年10月3日）	平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災復興関連事業経費について報告
第6回（平成8年1月16日）	平成8年度予算における阪神・淡路復興関連施策及び震災被災地経済の復興の現状について報告
第7回（平成8年5月9日）	兵庫県知事及び神戸市長の意見陳述
第8回（平成9年1月16日）	平成8年度補正予算及び平成9年度予算における阪神・淡路復興関連施策について報告

	阪神・淡路大震災記念プロジェクト関連の復興特定事業の選定について報告 被災者に対する生活支援対策について報告
第9回(平成10年1月16日)	平成9年度補正予算及び平成10年度予算における阪神・淡路復興関連施策について報告 新産業構造形成プロジェクト関連の復興特定事業の追加選定について報告
第10回(平成11年1月14日)	阪神・淡路地域の復興状況及び復興関連施策について報告
第11回(平成12年2月22日)	新産業構造形成プロジェクト及び阪神・淡路大震災記念プロジェクト関連の復興特定事業の追加選定等について報告 今後の復興支援体制について報告 兵庫県知事及び神戸市長挨拶

3-2 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」の決定

1. 第3回本部会議

4月12日には兵庫県から「阪神・淡路震災復興計画―基本構想―」が公表され、政府は4月14日決定した緊急円高・経済対策において、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んだ補正予算を編成することとした。4月24日には、阪神・淡路復興委員会から、復興に向けて政府が取り組むべき当面の方策についての意見が提出された。

第3回本部会議は、このような状況の下、平成7年4月28日に開催された。まず、小里大臣から「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」(以下、「当面講ずべき施策」という。)の説明があり、本部決定とした。

この「当面講ずべき施策」においては、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとして、16項目にわたる施策を挙げ、これら施策についてできるだけ早期の実施を図ることとした。その主な内容は以下のとおりである。

「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考えと当面講ずべき施策」の主な内容

(1)被災地における生活の平常化支援

被災地ではなお4万数千人の住民が避難所等で不自由な生活を送っているという状況に対応するため、応急仮設住宅及び高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の適時適切な供給を進めるなどによって、早期に避難所を解消することとし、被災地における生活の平常化を支援する。

(2)がれき処理

がれきが復興の支障とならないよう、早期にがれき処理を進めることとし、平成7年度中に全てのがれきを市街地から仮置場・処分場等へ搬出し、平成8年度中にその焼却、埋立等の最終処分を完了する。

(3)二次災害防止対策

地すべり・がけ崩れの危険箇所、土石流危険渓流、被災した河川等における対策事業等を行い、出水期、台風期までに工事の完成を急ぐとともに、必要な応急措置を実施する。

また、被災した宅地については、住宅金融公庫融資等を活用した所有者による復旧を支援するとともに、公共事業による擁壁等の復旧や地元自治体による出水期に向けた応急措置を実施する。

(4)港湾機能の早期回復等

神戸港は我が国の外国貿易の重要拠点であることから、おおむね2年を目途に港湾機能の回復を図ることとし、特に外国貿易用の施設の早期復旧を図る。このため、平成7年10月までに、仮設棧橋による2バースを含め、コンテナ埠頭10バースの供用を図る。

これにあわせ、阪神高速5号湾岸線、六甲ライナー、ポートライナーの復旧を完了させるとともに、港湾の機能の強化を図るため、民間の荷役業務の24時間化に伴い必要な体制整備等を推進する。

(5)早期インフラ整備

鉄道については、既に東海道山陽新幹線やJR在来線は全面復旧しているが、地下鉄や阪神電鉄、阪急電鉄等の阪神間の全ての鉄道について平成7年9月頃までに順次運転を再開することを目標とする。道路については、阪神高速5号湾岸線（魚崎浜～六甲アイランド北）を平成7年10月頃までに、また阪神高速3号神戸線を平成8年内に供用を図ることを目標に復旧事業を進める。電力、電話、水道、都市ガスについては仮復旧を完了し、下水道についても平成7年5月1日を目途に仮復旧を完了させる。

(6)耐震性の向上対策等

主要な土木構造物については、3月末までに、今回の地震にも耐えられることを目標とした復旧のための仕様等を決定し、被災施設の復旧等を進めており、今後平成7年度の早い時期を目途に、地域の復興に向けて当面必要な検討を行う。

また、公共・公益施設について、耐震点検等を行い、必要な補強を実施するとともに、耐震性貯水槽の増設等により、消防水利等の強化を図る。

(7)住宅対策

平成7～9年度の3カ年に、新たに11万戸の住宅を建設することとし、そのうち7万7,000戸を公的供給住宅とするとともに、所得制限をとりはずし申込みの一元的受付・登録を行う、高齢者・障害者等に対する優先的入居を行う、所得に応じた家賃設定を行う等の措置を実施する。また、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図る等、高齢者・障害者等に配慮した住宅設備、ケアハウスの積極的整備を進める。

さらに、大幅に拡充された住宅金融公庫による融資制度の活用によって、個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援する。

また、質の高いマンション建替を誘導するため、住宅・都市整備公団等の建替事業への参加を図るとともに、総合設計制度の積極的活用により、容積率割増の弾力的な取り扱いを行い、建替

の円滑化を図る。

さらに、輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の公的事業主体等による建設等を支援する。

(8)市街地の整備等

必要な都市基盤の整備を行い、防災性に優れた市街地を整備するとともに、住宅・宅地の供給を推進するため、「被災市街地復興特別措置法」等を活用し、面的整備事業の積極的推進を図る。街並み・まちづくり総合支援事業等を活用して、専門家派遣等による住民が参加するまちづくり活動を支援し、地区計画等を活用した住民による良好な市街地形成を誘導する。

(9)雇用の維持・失業の防止等

雇用調整助成金を活用し、雇用の維持・失業の防止を図るとともに、被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の活用等により雇用の促進を図る。

(10)保健・医療・福祉の充実

被災した医療施設の速やかな復旧を図るとともに、応急仮設住宅の入居者をはじめ住民の保健医療対策について、精神保健も含め、県・市町の実施する事業を支援する。

また、社会福祉施設の速やかな復旧を図るとともに、緊急措置で施設に受け入れた高齢者、障害者等の家庭への復帰を図り、復帰できない者の施設での受入体制の整備、ホームヘルプサービスなどの住宅サービスの提供等を推進する。

(11)文教施設の早期本格復旧等

被災した学校施設、社会教育・体育・文化施設、重要文化財等についての本格的な復旧等を推進する。

また、学校施設について、児童生徒等の安全の確保と応急避難所としての役割を踏まえた整備を図る。

(12)農林水産関係施設の復旧等

中央・地方卸売市場、被災した農地、ため池等の農業用施設、漁港施設等の速やかな復旧を支援する。

(13)経済の復興

被災した中小企業に対し、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付、中小企業事業団の高度化融資等により、操業の早期再開、共同化に対する支援等を実施する。

また、事業革新円滑化法等の活用も含め、高付加価値化や新分野への進出に対する支援等を講ずるとともに、被災地域で育ちつつある産業の芽を着実に発展させるための起業家支援等を推進する。

さらに、海外企業等の立地を促進するため、海外企業等との国際交流を図るとともに、FAZ（輸入促進地域）制度及び総合保税地域制度の活用について、地元の意向を踏まえつつ、積極的に対応する。

(14)復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

法的紛争等の早期解決、土地取引動向の把握等、阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置、地方公共団体の職員派遣、国際フォーラムの開催等を講じる。

(15)地域の安全と円滑な交通流の確保

警察施設・機能の早期復旧を図るとともに、復興期にかけての地域の安全と円滑な交通流を確保する。

(16)防災対策

災害に強い安全な地域づくりを進めるため、都市の骨格を形成する主要な道路、河川等により防災性の高い空間（防災軸）を整備する。

また、災害時において避難、救援等の防災の拠点となる防災安全街区、都市公園等の整備を推進する。

さらに、災害に強い情報通信基盤、ライフライン共同収容施設等の整備を進めることとする。

また、村山総理大臣からは、「本日、「当面講ずべき施策」を本部決定し、今後、これに基づき、各般の施策を鋭意実施していきたい。特に、現在とりまとめている平成7年度補正予算には、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んで、震災からの一日も早い復旧・復興に向けて積極的に対応していきたいと、各閣僚におかれては引き続き最大限の御尽力をいただきたい。」旨の発言があった。

2. 「当面講ずべき施策」の推進

「当面講ずべき施策」を推進するための財政措置として、平成7年5月19日に成立した平成7年度第1次補正予算において、阪神・淡路大震災関係経費として1兆4,000億円を上回る経費が盛り込まれた。平成7年度第1次補正予算では、がれきの平成7年度中の処理や災害復旧事業についての単年度復旧を可能とするなど、応急・復旧施策を概ね完了させるとともに、住宅の建設等の復興施策についても可能な限り必要経費を計上したものとなった。

先の平成7年2月末に成立した平成6年度第2次補正予算と合わせ、緊急な復旧・復興対策が進められた。

3-3 「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」の決定と兵庫県の復興計画

1. 第4回本部会議

第4回本部会議は、平成7年7月28日に開催された。同会議では、兵庫県の「阪神・淡路震災復興計画（案）」（平成7年7月7日）を受けた阪神・淡路復興委員会の意見（平成7年7月18日）を踏まえ、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（以下、「取組方針」という。）を決定した。この「取組方針」は、阪神・淡路地域の本格的な復興に向けて、政府としての取組みの基本姿勢等を明らかにしたものである。

「取組方針」のポイントは、次のとおりである。

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」

- ① 政府は16本の特別立法措置や2度の補正予算をあわせて2兆4,500億円を措置した。
- ② 兵庫県が復興（10カ年）計画を策定。同復興計画には既の実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれており、国・県・市町・民間の各事業主体の連絡調整が必要である。
- ③ 政府としては、復興計画の実現を最大限支援することとし、緊急を要するものから順次、重点的に具体的支援措置を講ずる。
- ④ 特に復興計画の前期5カ年に緊急かつ不可欠な施策を復興特別事業とする。
- ⑤ 「生活の再建」、「経済の復興」、「安全な地域づくり」が復興の基本的課題である。
- ⑥ 復興特別事業は、具体的に次のような課題に対応するものとする。
 - ア 「生活の再建」のため
 - ・被災者の居住の安定のための住機能の充実
 - ・被災者への就職支援等による雇用の安定の確保
 - ・被災要介護高齢者等の支援策の充実

- ・災害時にも対応できる医療供給体制の充実
- ・教育活動の回復のための諸施設の復旧
- ・うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援
- イ 「経済の復興」のため
 - ・経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備
 - ・経済復興に資する産業支援体制の整備
- ウ 「安全な地域づくり」のため
 - ・オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり
 - ・防災性を有するライフラインの整備
 - ・応急災害対策に資する公共施設の整備

本部決定の後、小里大臣より、「今後、景気回復のための経済対策も含め政府が一体となって行う平成8年度予算編成等の過程において、国が支援すべき復興事業については最重要施策としての優先度をもって必要な国費の確保に努め、その具体化を図っていく必要がある。あわせて、被災地方公共団体がその財政に深刻な影響を受けていることにかんがみ、国としても復興計画の実現を支援すべく、復興事業の円滑かつ確実な実施のため、平成8年度予算編成等において、負担区分の問題も含め、国・地方を通じ事業実施に必要な資金手当に万全を期すよう、政府全体として検討し、必要な措置を講ずるようお願いする。」旨の発言があった。

村山総理大臣からは、「本日、復興委員会の御意見も踏まえ、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を本部決定し、今後これに基づき各般の施策を鋭意実施していきたい。特に、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策として位置づけられる復興特別事業については、その円滑かつ着実な実施に向けて積極的に取り組んでいきたい。各閣僚におかれては小里大臣の発言も踏まえ引き続き最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

2. 兵庫県の「阪神・淡路震災復興計画」の策定

兵庫県は、先の復興委員会の意見及び「取組方針」を踏まえ、先の計画案に若干の修正をした上で「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を平成7年7月31日に決定した。

復興計画の概要は次のとおりである。

- 目標年次 2005年(平成17年)
- 対象地域 災害救助法対象地域である10市10町
- 基本理念
 - 人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり
- 基本目標
 - ① 21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ② 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

- ③ 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
- ④ 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
- ⑤ 多核ネットワーク型都市圏の形成
- 計画推進上の課題
 - ① 住民主体によるまちづくり
 - ② 人と自然が共生する環境創造
 - ③ 民間活力による復興を促進する規制緩和
 - ④ 国内外の多くの参加と協力による復興
 - ⑤ 行財政改善の推進
 - ⑥ 政府の地方公共団体への支援
 - ⑦ 復興事業のマネジメント
- 復興事業計画
(基本目標の各項目毎に各種の復興事業を記述)

3. 平成7年度第2次補正予算への反映

政府はこの7月28日の「取組方針」に基づき、平成7年10月18日に成立した平成7年度第2次補正予算において、事業費1兆4,000億円、国費で7,800億円に及ぶ復興関連事業等を盛り込むとともに、地元地方公共団体の負担の軽減を図るため、補助対象の拡大、所要の地方財政措置の実施等の支援措置の充実を図ることとした。

3-4 阪神・淡路復興対策本部のその後の活動

1. 第5回本部会議

第5回本部会議は平成7年10月3日に開催された。

まず、池端阪神・淡路復興対策担当大臣(国土庁長官)から、「平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災復興関連事業経費」について報告がなされた。

次に、村山総理大臣より、「阪神・淡路大震災への対応は、現下の最重要課題であり、今後、応急・緊急の対策にも十分配慮しながら、本格的な復興に向けての各種対策の迅速かつ的確な実施に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。平成7年度第2次補正予算においては、関係各位の御尽力により、復興に向けて緊急に実施すべき施策が広範囲に盛り込まれた。各閣僚におかれては、今後、地元自治体との緊密な提携のもと、これら事業の円滑かつ着実な実施に向けて御努力いただくとともに、引き続き復興に向けて最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

2. 第6回本部会議

第6回本部会議は震災からほぼ1周年の平成8年1月16日に開催された。

まず、鈴木阪神・淡路復興対策担当大臣(国土庁長官)より、平成8年度予算における阪神・淡路復興関連施策についての説明の後、震災被災地の経済の復興の現状について、当初心配された危機的事態は回避され、神戸港の回復はおおむね順調で、企業活動もかなりの業界において回復しつつある一方、震災後の落ち込みが激しく、回復がはかばかしく

ない業界もあり、特に小売業、観光・ホテル等のサービス産業の復興が遅れていることから、総合的に判断して、被災地域の経済は震災に伴う大きな落ち込みから全体としては回復しつつあるものの、やや頭打ちの様相を呈しているとの説明があった。

また、亀井運輸大臣より神戸港及び鉄道の復旧・復興対策や観光復興について、中尾建設大臣より住宅対策や区画整理、再開発等の推進、阪神高速道路神戸線の早期復旧等について、さらに倉田自治大臣より地元地方公共団体の行財政運営に支障のないよう必要な支援を行うこと等について発言があった。

最後に、橋本総理大臣から、「阪神・淡路大震災への対応は、現内閣においても、前内閣同様、現下の最重要課題である。地震発生から1年が経過し、電気、水道等のライフラインや交通基盤施設等は関係者の努力のもと順調に復旧してきているが、復興は長期にわたる事業であり、今後、本格的な復興に向けての各種対策の迅速かつ的確な実施に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。各閣僚は引き続き復興に向けて最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

3. 第7回本部会議

第7回本部会議は、平成8年5月9日、兵庫県の貝原知事及び神戸市の笹山市長の出席のもとに開催された。

まず、鈴木阪神・淡路復興対策担当大臣（国土庁長官）から、「各省庁におかれては、平成8年度予算における阪神・淡路地域の復興関連事業への十分な配慮を含め、今後とも各種復興事業の円滑な推進を図る等今後の取り組みに万全を期していただきたい。」との発言があった。

兵庫県知事からは、これまでの国の支援に対する謝辞の後、「復興を目指すまちづくりがその緒についたところであるが、今なお数多くの被災者が明日への明確な展望もなく暮らしており、経済や雇用の状況も依然として厳しく、本格的な復興を進めるに当たっては従来にない新たな手法と対策が必要である。」として、①住宅対策については、恒久住宅の量的確保、家賃低減、応急仮設住宅の管理、移転・撤去等への支援、②産業復興については、規制緩和、創造的な技術開発、インフラの早期完全復旧、イベント等の開催、国際機関の誘致等への支援、③財政支援についての意見、要望があった。

神戸市長からは、都市基盤は着実に回復しつつあるとの謝辞の後、「暮らしや経済の本格的な回復は緒についたばかりであり、残念ながら復興への道のりは極めて険しい。」として、①住宅対策については、恒久住宅の量的確保、家賃低減、応急仮設住宅の管理、移転・撤去等への支援、②産業復興については、中小企業対策、規制緩和、K I M E C 構想等の先導的プロジェクト、神戸港の規制緩和、上海・長江交易促進プロジェクト、③財政支援についての意見、要望があった。

関連して、菅厚生大臣より応急仮設住宅の建設状況や今後の解体撤去について、塚原通商産業大臣より先般神戸において開催した四極貿易大臣会合や民活法等の活用による産業関連基盤整備等の復興対策について、亀井運輸大臣より神戸港及び鉄道の復旧・復興対策や観光復興について、また、中尾建設大臣より住宅対策や阪神高速道路の早期復旧とともに、平成8年度予算において必要な事業量が確保されるよう配分を行いたい旨の発言があった。

最後に、橋本総理大臣より、「これまでの被災地の皆様のご努力に敬意を表する。住宅対策については、安心して住める住宅の確保を第一に、恒久住宅の確保、家賃軽減策を検討している。経済・産業の復興は住宅対策と並んで大事な問題と認識しており国として十分な支援措置を講ずるべく努力する。財政支援については引き続き必要な措置を講ずる。閣僚各位におかれては、本日の知事、市長の発言の趣旨を十分汲んで、今後一層努力していただきたい。」との発言があった。

4. 第8回本部会議

第8回本部会議は、震災からほぼ2周年に当たる平成9年1月16日に開催された。

まず、伊藤阪神・淡路復興対策本部副本部長（国土庁長官）から、平成8年度補正予算における阪神・淡路復興関連施策及び平成9年度予算における阪神・淡路復興関連施策について報告があった。また、阪神・淡路大震災記念プロジェクト関連の復興特定事業として、①三木震災記念公園（仮称）の整備、②野島震災復興記念公園（仮称）の整備、③マルチメディア関連連携大学院（神戸大学）の設置等高度情報通信社会の発展を支える人材の育成及び実験、④JICA国際センター（仮称）の建設及び国際交流施設の整備、⑤兵庫留学生会館（仮称）の設置、⑥スーパーコンベンションセンターの整備、⑦阪神・淡路大震災記念協会（仮称）設立後の連携・支援の7事業を選定したことについて報告があった。

また、白川自治大臣より、前年12月9日の与党政策調整会議において「阪神・淡路大震災被災者への生活支援対策」が了承され、自治省としては阪神・淡路大震災復興基金の積み増しに対する地方債及び地方交付税措置について適切に対処してまいりたいとの発言があった。その他、関係各大臣よりそれぞれの所管行政に係る復興施策に全力を尽くしていく旨発言があった。

最後に、橋本総理大臣より、「阪神・淡路地域においては、主要なインフラ施設を中心におおむね復旧の目処がたったが、依然として約4万世帯の方々が仮設住宅で生活しているなど課題が残されている。これからは、住宅をはじめとする生活の再建、経済の復興、安全な地域づくり等本格的な復興に向けての取組みを一層推進していくことが必要である。各閣僚におかれては、今後、地元地方公共団体との緊密な連携のもと、これら事業の円滑かつ着実な実施に向けてご努力いただくとともに、引き続き、阪神・淡路地域の復興に向けて最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

5. 第9回本部会議

第9回本部会議は、震災からほぼ3周年に当たる平成10年1月16日に開催された。

まず、亀井阪神・淡路復興対策本部副本部長（国土庁長官）から、平成9年度補正予算における阪神・淡路復興関連施策及び平成10年度予算における阪神・淡路復興関連施策について説明があった。また、新産業構造形成プロジェクト関連の復興特定事業として、既に決定済み（平成9年7月29日閣議）の4事業に加え、①ワールドパールセンター事業、②ポートアイランド第2期を拠点とするデジタル情報通信ネットワーク活用事業、③神戸国際通信拠点整備事業の3事業を追加選定するとともに、復興特定事業については、阪神・淡路復興委員会の提言では平成9年末までに行うこととされていたが、被災地の本格的な

復興に向けて経済の復興等を図る必要があることから、弾力的に取り扱うこととした。

関連して、谷垣科学技術庁長官、島村農林水産大臣、堀内通商産業大臣、藤井運輸大臣、自見郵政大臣及び瓦建設大臣から、それぞれ復興特定事業の支援をはじめ被災地の復興を支援、推進する旨の発言があった。

最後に、橋本総理大臣から、「被災地の復旧はおおむね順調に進み、主要インフラ施設についてはほぼ復旧が完了したものの、約2万4,000世帯の方々が依然として仮設住宅で生活されているなど解決すべき課題が残されており、恒久住宅への円滑な移行、産業の復興、安全な地域づくり等本格的な復興に向けての取組みを着実に推進していく必要がある。被災地の本格的な復興に向けて様々な取組みが進められていることを大変に心強く思う。各閣僚におかれては、引き続き阪神・淡路地域の復興に向けて最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

6. 第10回本部会議

第10回本部会議は、震災からほぼ4周年に当たる平成11年1月14日に開催された。

まず、井上阪神・淡路復興対策本部副本部長（国土庁長官）から、阪神・淡路地域の復興状況及び復興関連施策について、恒久住宅への移行が進んでいるものなお約6,200世帯が仮設住宅に入居していること、災害復興公営住宅については全て着工済みであり、計画の9割の約3万4,500戸が完成していること、兵庫県では被災者生活再建支援法の制定に創設された「被災者自立支援金」の支給を平成10年11月に開始したこと、平成11年度予算においては生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりの3つの基本的課題に対応した復興関連施策が盛り込まれたこと等について説明があった。

関連して、堺屋経済企画庁長官から被災地の経済状況等について、竹山科学技術庁長官から実大三次元震動実験施設の整備等について、川崎運輸大臣から神戸港等の港湾や鉄道の整備等について、野田郵政大臣から地域非常通信ネットワークの実現に向けた研究開発等について、関谷建設大臣から市街地整備等の事業推進等について、それぞれ発言があった。

最後に、小淵総理大臣より、「政府、地元地方公共団体、地元住民等の一体となった努力により被災地は着実に復興の道を歩んでいるが、今後とも、恒久住宅への円滑な移行、産業の復興、安全な地域づくりなど本格的な復興に向けての取組みを着実に推進していくことが必要である。各閣僚におかれては、引き続き、阪神・淡路地域の復興に向けて最大限の御尽力をいただきたい。」との発言があった。

7. 第11回本部会議

第11回本部会議は、復興対策本部の設置期間満了日の前日にあたる平成12年2月22日に開催された、復興本部としては最後の会合である。

まず、中山阪神・淡路復興対策本部副本部長（国土庁長官）から、新産業構造形成プロジェクト関連の復興特定事業及び阪神・淡路大震災記念プロジェクト関連の復興特定事業の選定について説明がなされた。前者については、①くつのもち・ながた核施設整備事業、②神戸医療産業都市構想、③国際ビジネスサポートセンター、④宝塚観光プロムナード核施設整備事業の4つの事業を、後者については、①阪神・淡路大震災メモリアルセンター

構想及び②神戸震災復興記念公園の2つの事業を、新たに復興特定事業に位置づけることとした。併せて、関係省庁連絡会議の設置等の今後の復興支援体制について説明された。

次いで、今回の会議に出席した貝原兵庫県知事及び笹山神戸市長より、被災地の復興状況や今後の復興の課題等にも言及して挨拶がなされた。

さらに、小渕総理大臣より、「政府、地元地方公共団体、地元住民等の一体となった努力により、被災地は着実に復興の道を歩んでおり、このように被災地の復興が着実に進展してきたことは、ひとえに地元の皆様をはじめとする関係者の方々の努力の賜物であり、改めて敬意を表するものである。しかしながら、災害復興公営住宅の家賃対策や心のケア対策などの被災者の生活支援、産業の本格的復興と安定した雇用の確保、市街地整備等の安全な地域づくりなどの課題が存在していることも事実であり、私としても十分認識している。各閣僚におかれても、引き続き、阪神・淡路地域の復興に向けて最大限の御尽力を頂きたい」との発言がなされた。

8. 阪神・淡路復興対策本部の解散

阪神・淡路復興対策本部は、未曾有の大災害に緊急に対応するための体制として、5年間の時限組織として設けられたものであり、平成12年2月23日に設置期間が満了したため解散した。

しかしながら、阪神・淡路地域においては、こころのケア対策などの被災者支援、産業の復興、安全な地域づくり等の課題が存在している。こうした課題については、原則として関係各省庁がそれぞれ個別課題ごとに対応し必要な支援を行っていくが、関係省庁間の円滑な連携を図るため、「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」（議長：内閣内政審議室長）が設置されている。

3-5 阪神・淡路復興対策本部事務局

1. 阪神・淡路復興対策本部事務局の設置

阪神・淡路復興対策本部の事務局は、本部の第1回会合と同じ平成7年2月25日に総理府の組織として設置された。当初の事務局の職員は、事務局長（国土事務次官が併任）以下、関係13省庁（国土庁、大蔵省、警察庁、経済企画庁、法務省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省の職員のほか民間団体（関西経済連合会、大阪商工会議所、神戸商工会議所）から派遣された調査員も含め、総勢27名で構成された。事務局の執務室は、国土庁などが入居する霞が関の中央合同庁舎第5号館の26階に置かれた。

なお、事務局次長は3月1日付で設置され、国土庁長官官房審議官が就任した。

事務局の体制は、その後、労働省からの職員の追加、一部省庁職員の非常駐化、兵庫県及び神戸市からの調査員の追加などの変動があったものの、おおむね当初と同じ体制で5年間維持された。

2. 事務局の業務

事務局は、設置以来、関係省庁や地元県、市と密接な連携を取りつつ、「当面講ずべき施

策」(平成7年4月28日)及び「取組方針」(平成7年7月28日)の本部決定の取りまとめや、地方公共団体が策定する復興計画の着実な実施を支援するための関係省庁の施策の総合調整を行った。

また、阪神・淡路復興委員会の提言についても、県、市の復興計画や国の施策に反映されるよう、事務局が中心となり関係省庁及び地元県、市等と調整を行った。

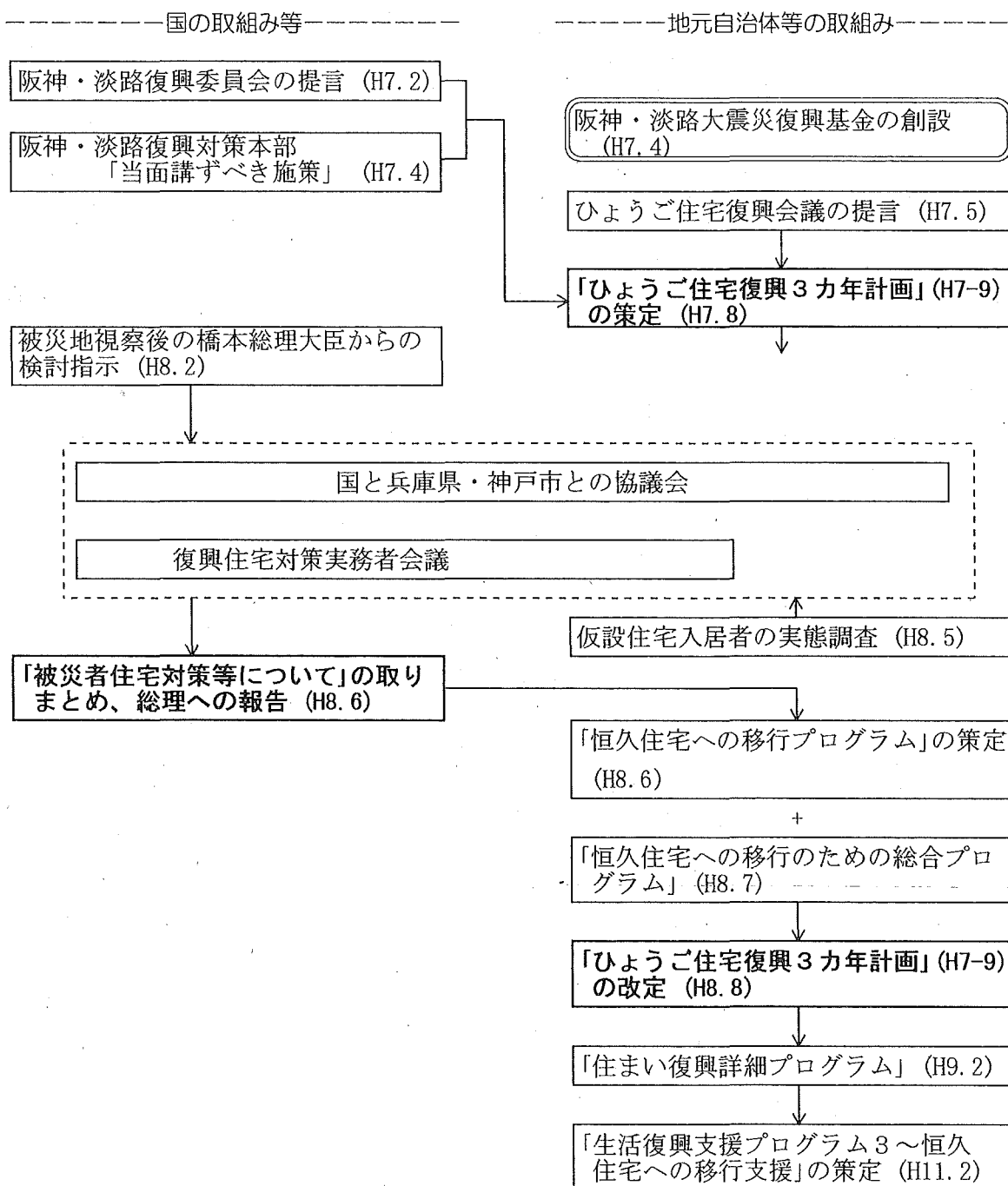
これらも含め、阪神・淡路復興対策本部事務局が中心となって行った業務、あるいは政府全体の窓口となって関係省庁と連携を図りつつ行った業務としては以下のようなものがある。それぞれの内容については別途詳しく述べているとおりである。

- 阪神・淡路復興対策本部決定事項の取りまとめ
- 阪神・淡路復興委員会の庶務
- 被災者住宅対策等
- 生活再建支援金の支給等
- 阪神・淡路大震災記念プロジェクト関連の復興特定事業の選定
- 新産業構造形成プロジェクト関連の復興特定事業の選定
- 産業復興支援充実策
- 被災者生活再建支援法と阪神・淡路地域への措置
- 兵庫県・神戸市との協議会
- 阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議
- 関係省庁の復興関連施策の取りまとめ
- 「復興だより」の発行

第4節 住宅対策

阪神・淡路大震災からの復興に係る住宅対策に関して国、地元自治体等における主な取り組みの全体の流れを図3-4-1に示す。

図3-4-1 復興に係る住宅対策体系の全体像



4-1 「ひょうご住宅復興3カ年計画」の策定

1. 阪神・淡路復興委員会の提言

阪神・淡路復興委員会は平成7年2月28日の第3回会合において、被災者の根本的な不安を緩和するため最も緊急を要する住宅の復興について提言を行った（提言-2）。

これにおいては、

- ・住宅復興総合政策3ヶ年計画を3月中を目途に早急に策定すること。県を中心に、国・県・市町が協力して策定に当たること。
 - ・「復興住宅」（特別の措置を講じて建設される住宅^{*0}）3ヶ年10万戸を建設すること。
 - ・政府は住宅復興総合政策3ヶ年計画特に復興住宅3ヶ年10万戸建設に必要な措置を講ずること。
- が提言されている。

2. 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」

阪神・淡路復興対策本部は、阪神・淡路復興委員会からの意見を踏まえ、平成7年4月28日に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を取りまとめた。その中において、

- ① 公的賃貸住宅等の早期・大量供給
- ② 個人の自力による住宅の再建等の支援
- ③ マンション建替の促進
- ④ まちづくりと連携した住宅の整備及び輸入住宅等によるモデル団地の整備
- ⑤ 総合住宅相談所の設置

の5項目にわたって住宅対策として当面必要となる復旧・復興施策を具体的に記述した。

3. ひょうご住宅復興会議

地元においても、緊急に住宅復興3カ年計画の策定に資するため、学識経験者をはじめ、住宅関連の公的団体や民間団体・事業者の代表、行政機関代表や海外関係者からなる「ひょうご住宅復興会議」（座長：巽和夫京都大学名誉教授、委員48名）が設置された。

本会議においては、総合政策部会・公共政策部会・民間住宅部会・輸入住宅部会の4つの作業部会に分かれて精力的な検討が行われ、平成7年5月29日、兵庫県知事に対して「ひょうご住宅復興に向けての提言」が手交された。

この提言は、阪神・淡路地域の住宅を中心としたまちの復興に際して、10年間の住宅復興まちづくりを展望しつつ、当面緊急の3年間に行われるべき対策を中心に、その基本となる「住宅復興の理念」をかかげるとともに、めざすべき「住宅復興の方向」と、それを実現していくために具体的に展開すべき施策についての「住宅復興の具体的提言」で構成されている。

*0 「特別の措置を講じて建設される住宅」の趣旨は、阪神・淡路地域の住宅復興のため、各種の特別な措置を講じて建設されるすべての住宅のこと。

4. ひょうご住宅復興3カ年計画の策定

兵庫県においては、上記「阪神・淡路復興委員会」及び「ひょうご住宅復興会議」の提言を基に、平成7年8月「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定した。これは、県の震災復興計画である「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の住宅部門の緊急3カ年計画として位置づけられるものである。

なお、神戸市も平成7年7月7日、「神戸市震災復興住宅整備緊急3カ年計画」を策定した。

《参考》ひょうご住宅復興3カ年計画

1. 基本的な考え方

震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、次世代につながる計画的で美しい住宅市街地を復興し、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定する。

また、この計画は、21世紀初頭を展望し兵庫県の新しい住宅政策のあり方を検討し策定を進めていた住宅マスタープランを前倒しして、その成果を取り入れたものとする。

2. 供給方針

① 3カ年での恒久的住宅建設

被災地域での早期復興を図るために、県・市町・公団・公社等の公的事業主体が協力し積極的に住宅供給を行うとともに、民間活力も活用することにより、3カ年で良質で耐久性の高い恒久的な住宅を建設する。

② 公的賃貸住宅の積極的支援

被災県民の所得階層、世帯構成等に配慮し、適正な負担による住宅供給に努めるものとし、公営住宅制度、特定優良賃貸住宅制度等を活用し、多様な公的賃貸住宅を積極的に建設する。

③ 新市街地等での早期の住宅建設

このため、まず、被災市街地での被災県民の自力再建を積極的に支援するとともに、被災県民が早期に安定した住生活を営むことが出来るよう、早期に建設着工が可能な臨海部の造成地や事業中のニュータウン等の新市街地において住宅建設の推進を図り、併せて既成市街地内の被災県民でまちづくりに協力するために転出を希望する者の受け入れを促進する。

④ 面的整備に伴う住宅建設

被災を受けた既成市街地においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業の推進により、まちづくりと一体となった住宅建設を促進するなど、被災県民と一体となり「住宅を核としたまちづくり」を推進し、地域の魅力の向上を図る。

⑤ 地域の防災性を高める住まいづくり

地域の防災性を高めるため、都市計画との密接な連携のもと災害に強い街区の形成を推進し、併せて住宅の日常的な維持管理の普及啓発活動等を通じて、既存住宅を含めた住宅の耐震性や防火性能の維持・向上に努める。

⑥ 人にやさしい住まいづくり

また、住宅の建設に際しては、阪神・淡路地域が永年蓄積した豊かな文化や地域特性とそれに根ざした景観や街並みに配慮するとともに、環境との共生に努め、高齢者等に配慮した設計仕様及び住宅と保健・医療、福祉施設等が一体となった「人にやさしい住まいづくり」を行う。

⑦ 多様な復興メニューづくり

被災県民の様々なニーズに合わせた住宅再建を支援するため、県・市町はもとより、国、

住宅金融公庫、住宅・都市整備公団、住宅供給公社等との連携を強化し、阪神・淡路大震災復興基金や既存制度を活用して多様な復興メニューを用意する。

⑧ 輸入住宅・規格型住宅等による良質で多様な住宅建設

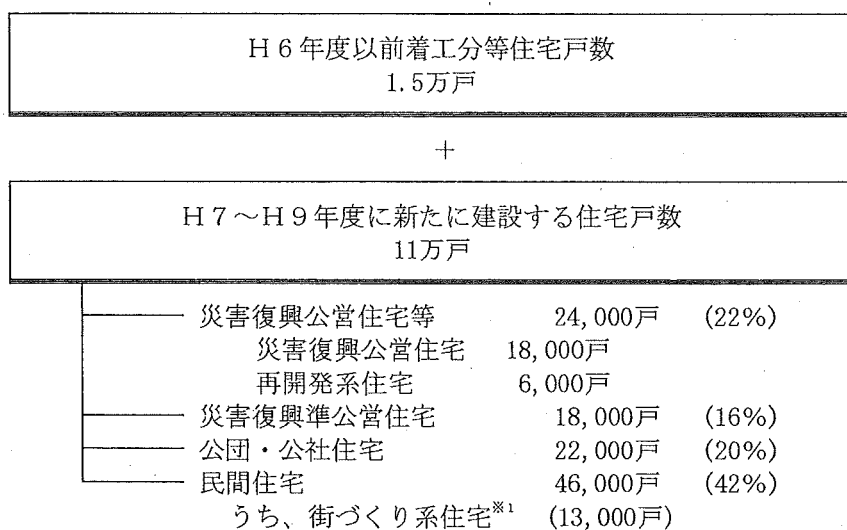
大量の焼失・倒壊住宅に対し早期に恒久的住宅の供給を図る必要があるため、臨海部、内陸部の新市街地や被災した既成市街地において輸入住宅・規格型住宅等を導入した安価で良質・多様な住宅を大量に建設する。

3. 供給計画

(1) 全体計画 (抄)

計画期間は平成7年度から平成9年度の3カ年とし、平成9年度までに12.5万戸の住宅を建設する。(うち新設住宅建設戸数は11万戸)

ひょうご住宅復興3カ年計画
12.5万戸



◎公的供給住宅^{*2}の総計は7.7万戸

※1 街づくり系住宅とは、再開発事業等により建設費助成を行う住宅をいう。

※2 公的供給住宅とは、災害復興公営住宅、再開発系住宅、災害復興準公営住宅、公団・公社住宅、街づくり系住宅をいう。

(2) 地域別・供給地別計画

—略—

(3) 公的事業主体別の新設住宅計画戸数

	神戸地域	阪神・明石地域	淡路地域	県計
災害復興公営住宅等	14,000戸	9,200戸	800戸	24,000戸
災害復興公営住宅	(10,000戸)	(7,300戸)	(700戸)	(18,000戸)
再開発系住宅	(4,000戸)	(1,900戸)	(100戸)	(6,000戸)
災害復興準公営住宅	10,500戸	7,400戸	100戸	18,000戸
公団・公社住宅	15,900戸	5,950戸	150戸	22,000戸
合計	40,400戸	22,550戸	1,050戸	64,000戸

4. 計画実現のための主要な施策

(施策展開の方針)

被災県民のうち、生活困窮度の高い被災県民に対しては、災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）等の安全で良質な公的賃貸住宅の積極的な供給を図るものとし、持家居住者については、自力で建替が困難な被災県民及びまちづくりに協力し新市街地等へ転出する被災県民を対象に、優遇措置を講ずるものとする。

(主要施策)

(1) 災害復興(賃貸)住宅の供給促進

- 施策1 災害復興公営住宅等
- 施策2 災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）
- 施策3 公団賃貸住宅
- 施策4 災害復興(賃貸)住宅の一元的受付・選定
- 施策5 設計・建設システムの合理化

(2) 民間住宅の再建支援

①民間住宅復興に向けての基礎的な支援

- 施策6 住宅金融公庫融資等の活用
- 施策7 住宅復興助成基金の設置
- 施策8 阪神・淡路大震災復興基金の活用

②被災者向け分譲住宅の供給促進

- 施策9 災害復興(分譲)住宅
- 施策10 公団・公社分譲住宅等

③被災者住宅の再建支援

- 施策11 被災者住宅再建支援制度
- 施策12 民間住宅共同化支援制度
- 施策13 持ち家修繕助成

④被災マンションの再建支援

- 施策14 被災マンション建替支援制度
- 施策15 定期借地権による被災マンション建替支援制度
- 施策16 震災復興型の総合設計制度の創設
- 施策17 被災マンション建替等支援事業

⑤民間賃貸住宅の供給促進

- 施策18 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度
- 施策19 学生寄宿舎建設促進制度
- 施策20 賃貸住宅家賃等助成

(3) その他の支援策

①地域の防災性を高める住まいづくり

- 施策21 面的整備事業の積極的推進
- 施策22 ひょうご100年住宅の建設推進
- 施策23 応急危険度判定士制度の創設

②福祉の心が息づく人にやさしい住まいづくり

- 施策24 高齢者仕様の標準化
- 施策25 人生80年いきいき住宅補助制度
- 施策26 (仮称)復興住宅コミュニティプラザの設置

③総合住宅相談所の設置等

- 施策27 総合住宅相談所の設置
- 施策28 (仮称)ひょうご都市づくりセンターの設置
- 施策29 住宅復興情報の発行

④輸入住宅の供給促進

- 施策30 ひょうご輸入住宅総合センターの設置

- 施策31 輸入住宅復興街区の形成
- 施策32 輸入住宅導入の推進
- ⑤被災県民への特別融資等
 - 施策33 ひょうご県民住宅復興ローン制度等
 - 施策34 県民住宅ローン既債務対策助成制度
 - 施策35 住宅債務償還特別対策助成制度（ダブル・ローン対策）
 - 施策36 宅地防災工事助成制度
 - 施策37 被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度

4-2 「被災者住宅対策等について」と「恒久住宅への移住のための総合プログラム」

1. 被災者の状況

震災から1年が経過した平成8年2月の段階で、未だ応急仮設住宅に4万6,000世帯を超える被災者が生活しており、更に、兵庫県が実施した応急仮設住宅入居者に関する数次の実態調査、住宅希望等に関する調査から、高齢者世帯の割合、低所得者の割合が高く、収入や将来の住宅確保に不安を抱えている実態が明らかになった。

このような状況の下、政府としては、既に兵庫県の「ひょうご住宅復興3カ年計画」に対する各般の支援策を講じていたところではあるが、公的住宅への入居に当たって、入居者の負担を軽減し、応急仮設住宅から恒久住宅への移住を促進するための対応策を検討することとした。

2. 総理大臣からの検討指示

平成8年2月18日被災地を視察した橋本内閣総理大臣から、翌19日、阪神・淡路復興対策担当大臣（国土庁長官）、建設大臣、自治大臣に対して以下のような指示があった。

- ① 応急仮設住宅から恒久住宅への移住を円滑に進めるため、公的供給住宅の建設を急ぐこと。
- ② 被災者の中でも高齢の方で所得が低いため、政府、地元地方自治体が講じようとしている施策により引き下げられる公営住宅等の家賃でもなお負担が重いような方々に対して、何らかの工夫ができないか検討すること。

3. 阪神・淡路復興協議会、復興住宅対策実務者連絡会議等における検討

総理の検討指示を受け、直ちに関係省庁、地元県・市間における協議が開始されたが、特に、2月28日、地元神戸で開催された兵庫県知事・神戸市長と関係省庁幹部との第1回協議会ではこの問題をテーマに取り上げ、その処理に当たっての基本的方針を多角的に検討した。

その後、この協議会の方針を受けて、問題を具体的に詰めるため、県・市の担当幹部、関係各省庁の実務者クラスを中心にした「住宅対策実務者連絡会議」が組織され、国と地元の考え方の調整、具体的な問題点の洗い出し等が行われた。この場では、

- ① 公営住宅の供給に関して、その戸数、立地、タイプ等がニーズと適切にマッチしているか、
- ② 阪神・淡路大震災の特例措置によって大きく引き下げられることになる公営住宅の

家賃でさえ支払うことのできない層がどの程度存在するか、またどの程度の家賃であれば支払うことが可能か、

③ 恒久住宅の供給に伴って生じる応急仮設住宅の解消に関する諸問題をどうの方針で対処するか、

の3点を、整合性をとりつつ同時に検討することが必要であるとされ、兵庫県が応急仮設住宅居住者に対して詳細な実態調査を実施し、その結果を踏まえて具体的な検討に入ることとされた。

4. 応急仮設住宅入居者の実態調査

この実態調査は、兵庫県によって平成8年2月から3月に実施され、5月上旬に取りまとめられ、結果が公表された。その主な点は次の通りである。

- ① 総収入が300万円未満の層に属する世帯が全体の7割を占める。特に100万円未満の層が3割弱存在する。
- ② 従前家賃が3万円以下の層が4割程度ある。
- ③ 高齢者世帯が全体の4割を占め、その半数が単身世帯である。
- ④ 全体の約3分の2が公営住宅を希望している。
- ⑤ 被災前の住居地へ帰ることを希望している者が半数を超えている。

5. 「被災者住宅対策等について」の総理報告

この調査結果を踏まえた検討を経て、平成8年6月20日午前、3回目の地元との協議会が開催され、地元から正式要望が出され、これを受けて政府側は関係省庁間で最終確認を行った上、夕刻、阪神・淡路復興対策担当大臣（国土庁長官）、建設大臣、厚生大臣及び自治大臣の4閣僚が官邸を訪れ、橋本総理に阪神・淡路大震災に伴う被災者住宅対策等に関し、「被災者住宅対策等について」の報告を行い、了承を得た。

被災者住宅対策等について

平成8年6月20日

1 公営住宅の確保等

「ひょうご住宅復興3カ年計画」に基づく公営住宅の新規整備戸数（現在1万8,000戸）を、借り上げ公営住宅制度の活用により、約7,000戸増加させるほか、公営住宅の空家の活用、市が整備する再開発系住宅の一部の活用等を行うことにより、低所得の被災者に対して、総計約3万9,000戸の低廉で良質の公営住宅等の確保が図られるよう、公的住宅供給計画の中で見直しを行う。

増加分の公営住宅は、需給の逼迫が予想される神戸市西部地区等への供給にできる限り努める。

2 公営住宅家賃負担の軽減

現在、種々の施策により通常の公営住宅の家賃より引き下げられている災害復興公営住宅の家賃（40㎡で3万円程度）を、低所得の被災者に対して国の支援によりさらに引き下げる。

具体的には、地元の要望等を勘案して、極めて低所得の被災者に対しては、例えば上記の神戸市の40㎡の公営住宅の場合、年収等に応じて（夫婦世帯で、年収100万円程度以下の層に対しては家賃6,000円程度、150万円程度以下では1万1,000円程度等）段階的に引き下げられるように、支援を行う。

上記の特別支援措置の実施期間は、5年間とする。

なお、地元地方公共団体では今回の政府の措置と並行して阪神・淡路大震災復興基金の住宅関係の事業内容の見直しを行い、各種支援策の拡充を図ることとしており、これにより一連の被災者のための恒久住宅対策の一層の充実を期す。

3 恒久住宅への円滑な移転の支援等

応急仮設住宅の入居者の恒久住宅への円滑な移転を支援するため、相談体制の充実、生活福祉資金貸付制度の活用・充実を図る。

また、応急仮設住宅の速やかな解消を図るため、今後、応急仮設住宅から恒久住宅への移転状況等を踏まえ、地方公共団体に対して必要な支援を行う。

なお、応急仮設住宅の供与期間について、必要に応じ延長する。

6. 兵庫県が「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を策定

被災者住宅対策等に関する大枠の決定を受け、家賃低減基準や入居募集方法などの細部の検討を行った兵庫県は、平成8年6月27日、災害復興公営住宅等の供給と家賃の低減化を中心とする「恒久住宅への移行プログラム」を決定した。

また、プログラム策定に先立つ平成8年6月17日、学識経験者らでつくる「阪神・淡路大震災被災者支援県民会議」（代表：新野幸次郎神戸大学名誉教授）は民間賃貸住宅に入居している被災者に対しての家賃補助や貸付制度の創設などを盛り込んだ被災者支援のための提言をまとめ発表している。

これらから約1ヶ月を経た平成8年7月23日、検討課題とされた公的賃貸住宅等住宅以外の支援策について国・自治体間の協議が整い、兵庫県は「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を決定、翌24日に発表した。この総合プログラムでは、公的住宅に入居する被災者だけではなく、持ち家を再建する被災者や民間賃貸住宅に入居する被災者についても生活の安定・向上を図ることが必要であるとして、これらの被災者への支援策が追加されている。

「恒久住宅への移行のための総合プログラム」の主要項目

- ① 災害復興公営住宅等の供給計画
- ② 災害復興公営住宅等への入居方法
- ③ 家賃低減化対策
- ④ 恒久住宅への円滑な移転のための支援
- ⑤ 応急仮設住宅の供与期間の延長等
- ⑥ 持家再建支援策の拡充
- ⑦ 民間賃貸住宅家賃負担軽減制度の創設

7. 兵庫県が「ひょうご住宅復興3カ年計画」を改定

上記「総合プログラム」に基づき、兵庫県は平成7年8月に策定した「ひょうご住宅復興3カ年計画」を平成8年8月17日に改定した。主な変更点は次のとおり。

(1) 災害復興公営住宅等の供給戸数の増加

仮設住宅入居者の実態調査結果や公的賃貸住宅の応募者調査から、高齢被災者が多いことや公営住宅層の需要が当初の予測を超えて多いこと等が明らかとなった。このような状況に対応するため、借り上げ制度を活用して住宅・都市整備公団住宅等を公営住宅に振り替えることなどにより、災害復興公営住宅等を含む公的賃貸住宅の供給戸数を増やすこととなった。

その際、従来の公営住宅の供給ペースを大幅に上回る供給量が必要とされたことから、事業委託及び買い取りなどにより住宅・都市整備公団（当時）の活用が図られた。また、用地取得が困難な神戸市内の公営住宅供給を推進するため、民間事業者が建設する住宅の買い取り方式の活用が図られた。

(2) 災害復興公営住宅等の型別供給

高齢単身、高齢夫婦世帯に対しては、その世帯にふさわしい1DK、2DKの小規模住戸、一般世帯には3DK、3LDK、4DKの住戸を中心に提供する型別供給を推進することとした。

(3) 高齢者等に配慮した災害復興公営住宅等の整備

災害復興公営住宅等の入居者には高齢被災者が多いことを考慮して、高齢者世帯が安全で、安心して生活できるよう、保健・医療、福祉と連携した住宅整備を推進することとした。

- ・高齢者向け仕様住宅の整備
- ・シルバーハウジングの推進
- ・コレクティブハウジングの思想を活かした災害復興公営住宅の整備

(4) 復興住宅コミュニティプラザの設置

住民相互のふれあいや助け合いを支援し、地域福祉やボランティア活動の場となる復興住宅コミュニティプラザを、地域の特性や団地規模を考慮して設置することとした。

(5) 地域別需要に対応した住宅の供給

災害復興公営住宅等の整備にあたっては、被災地を8ブロックに区分し、仮設住宅調査

結果等から、希望のあった戸数については、借上制度等の活用により、原則として当該ブロックにおいて必要となる戸数を確保することとした。

ただし、被災地のうち、人口密度の高い神戸市については、用地の確保等の問題や良好なまちづくりの観点から、隣接するブロック等でも供給できるようにした。

(6) 災害復興公営住宅等への入居時期

公営住宅層の仮設住宅から恒久住宅への入居については、遅くとも平成10年度上期には、ほぼ全員の入居を完了するとともに、応急仮設住宅外希望者を含めて、平成11年度上期には全体の入居を完了する計画とした。

図3-4-2 ひょうご住宅復興3カ年計画の公的賃貸住宅供給戸数フレームの改定

(単位：戸)

当初計画 (平成7年8月17日策定)	改定計画 (平成8年8月17日策定)
公的賃貸住宅 63,900	公的賃貸住宅 67,500※1
災害復興公営住宅等 26,900	災害復興公営住宅等 38,600
災害復興公営住宅 18,000	災害復興公営住宅 25,100 (建設) (14,600) (購入) (3,100) (借上) (7,400)
再開発系住宅 (市町分) 6,000	再開発系住宅 (市町分) 4,100
公営住宅等H6以前着工分 2,900	公営住宅等H6以前着工分 3,200
再開発系住宅 (公団) 6,000	公営住宅空家 6,200
災害復興準公営住宅 20,700(2,700)	再開発系住宅 (低所得者以外) 5,100 (市町) (1,900) (公団) (3,200)
公団・公社賃貸住宅 10,300(1,300)	災害復興準公営住宅 16,800※2
民間賃貸住宅 15,100	公団・公社賃貸住宅 (公団敷,300%註) 10,300※3
	民間賃貸住宅 8,200

()内はH7以前着工分戸数

※1 公団民賃を含まない

※2 H7以前着工分3,070戸を含む

※3 H7以前着工分1,300戸を含む

4-3 住まい復興詳細プログラム

1. 兵庫県が「住まい復興詳細プログラム」を策定

平成9年2月22日、兵庫県は「住まい復興詳細プログラム」を発表した。3カ年計画の最終年度にあたる平成9年度からは市街地での公営住宅の供給が進み恒久住宅への移行が本格化する。このため、①応急仮設住宅等からの移行の対象となる恒久住宅等について、その種別や戸数等を明らかにするとともに、②民間賃貸住宅入居者への支援対策や持ち家

の再建支援策の拡充、③これまで公的助成のインセンティブが弱いとされてきた「白地地域（面的整備事業が施行されない区域）」の住まい復興対策などを発表し、被災世帯の希望に応じた一層きめ細かな対応を行うこととなった。

2. 災害復興住宅管理協議会と一元募集

応急仮設住宅の入居者の早期移転に配慮しつつ、被災者の恒久住宅への円滑かつ早期入居を進めるため、災害復興公営住宅など被災地で供給されるすべての公営住宅、公団住宅、公社住宅、特定優良賃貸住宅の公的賃貸住宅への入居については、原則としては、県・市町・公団・公社の公的賃貸住宅の事業主体によって構成する災害復興住宅管理協議会が一元募集を行った。同時に、以下の3つの基本方針が決められた。

- ① 被災者が応募しやすい地域別の応募区分（神戸市東部、神戸市西部、北神・三田、西神・明石、阪神南部、阪神北部、淡路、播磨など）を設ける。
- ② 仮設住宅入居者が早期に入居できるよう仮設住宅入居者枠を設置する。
- ③ 入居者選定にあたっては、仮設住宅以外からの申込者は、仮設住宅入居者枠での抽選を行い、この抽選にはずれた者は、仮設住宅以外からの申込者の抽選時に再度抽選を行う。

一元募集は、第1次（平成7年10月31日～11月15日）、第2次（平成8年7月31日～8月20日）、第3次（平成9年2月27日～3月19日）、第4次（平成9年9月26日～10月28日）の計4回行われた。

4-4 「生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援」

「恒久住宅への移行のための総合プログラム」に沿って被災者の恒久住宅への移行は進展していったが、依然として残る応急仮設住宅入居者（参考：平成11年2月1日現在で5,200世帯）の恒久住宅への早期移行を図るため、兵庫県は平成11年2月9日、「生活復興支援プログラム3」を策定した。

◎「生活復興支援プログラム3」のポイント

- ① 公営住宅の入居先が未決定の世帯に対しては、引き続き個別斡旋を行うとともに、生活復興相談員等による相談や情報提供を行う。
- ② 平成11年4月から6月までの間に公営住宅等への入居が決まっている世帯に対しては、6月末まで応急仮設住宅を継続使用できる移行措置期間を設ける。
- ③ 恒久住宅への移転が7月以降と見込まれる世帯に対しては、民間賃貸住宅等を活用した県住宅供給公社の借上住宅を提供する。
- ④ 持家再建を予定している世帯等に対しては、入居する民間賃貸住宅の家賃助成を行う。
- ⑤ 自立が困難な世帯に対しては、災害復興グループハウスを整備する。

4-5 住宅対策の主な施策

1. 災害復興公営住宅等の供給・管理

(1) 災害復興公営住宅等の供給

「ひょうご住宅復興3カ年計画」(平成7年度～9年度)に基づき、災害復興公営住宅等、災害復興準公営住宅、公団・公社住宅等、公的住宅の積極的な供給を促進した。具体的には、激甚災害法(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)第22条に基づく罹災者公営住宅建設等事業に係る補助の特例(補助率の3/4への嵩上げ)、特定優良賃貸住宅供給促進事業の補助率の嵩上げ、補正予算を含む所要国費の確保等を行った。また、良質な住宅の大量建設を図るため、各事業者共通の設計方針、標準設計を策定した。

その結果、3カ年計画の進捗状況としては、災害復興公営住宅等については既存空き住戸の活用も含め計画戸数3万8,600戸に対し平成11年12月末現在で107%の約4万1,100戸が完成している。その他の災害復興準公営住宅、公団・公社住宅等を含めると、公的住宅全体で計画戸数8万500戸に対し89.0%の約7万1,600戸が完成済みとなっている。

(2) 家賃低減対策

平成8年6月20日に総理に報告した「被災者住宅対策等について」に基づき、阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策事業が創設された。本制度は、応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、一定期間(住宅の管理開始後5年間)地元公共団体が実施する家賃減免に対して国から必要な財政支援(特別家賃対策補助及び地方負担分への交付税措置)を行うものである。

2. 民間住宅の再建支援

(1) 住宅金融公庫融資

住宅金融公庫では、個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、これまでの災害復興住宅融資制度の拡充・改善により被災者救済の措置を図った。阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、公庫融資についても通常の災害復興住宅融資では措置されていない貸付け及び貸付条件の優遇が設けられている。

なお、被災者への総合的な支援を行うため、年金福祉事業団及び雇用促進事業団(現在の雇用・能力開発機構)においても同様の制度を導入し、年金被保険者及び財形貯蓄者について融資の途を開いている。

また、既に公庫資金を借りている(ダブル・ローン)被災者の返済負担軽減のため、元利金の払込据置期間の設定、その間の金利の引き下げを行った。

(2) 利子補給

住宅を再建する者の初期負担を軽減するための経費を兵庫県等に対して一括補助することにより、住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受ける者を対象に、利子補給を行う制度を創設した。

(3) 税制

上記のような融資、利子補給制度等に加え、被災者の住宅再建促進のために、不動産取

得税・固定資産税・都市計画税の軽減措置、譲渡所得の災害特例等、様々な税制上の特例措置が講じられた。

さらに、当初ローンに対し引き続き住宅取得促進税制を適用することと併せて、再建住宅のローンに対しても、住宅ローン控除制度と阪神・淡路大震災の住宅取得促進税制の特例の有利な方を適用できるようにすることで、両方のローンに係る負担の軽減を図った。

(4) 公団、公社住宅の供給

住宅・都市整備公団（現在の都市基盤整備公団）は、震災復興事業本部を設置し、公団（分譲・賃貸）住宅の建設、買取・借上公営住宅等の供給、住宅市街地整備総合支援事業（従前居住者用住宅を含む）、市街地再開発事業等面整備事業の実施等を通じ、震災復興のための住宅供給及び市街地整備に重要な役割を果たした。いずれも、早期事業実施の必要性に対し地元公共団体の要請を受けて積極的に取り組んだものである。

また、兵庫県住宅供給公社及び神戸市住宅供給公社も、早期の住宅復興を実現させるため関係機関との連携の下、賃貸・分譲等合わせて約1万7,600戸の住宅供給を行っている。

(5) 住宅・宅地の供給及び関連公共施設の整備

被災者に対する住宅・宅地を緊急に確保するため、住宅・都市整備公団（現在の都市基盤整備公団）開発地区等において、宅地の前倒し供給や被災者優先区分を設けた優先分譲を実施するとともに、それらに関連する公共施設整備の促進を図った。

(6) 宅地復旧への支援

住宅金融公庫において、被災宅地の補修費用について長期・低利の融資を行う災害復興宅地融資制度を創設した。

また、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を特例的に活用し、被災した擁壁等の復旧対策を実施した。

(7) 住宅に対する情報提供・相談体制の充実

県下各地に総合住宅相談所を設置し、融資、税、マンション等に関する相談に応じたほか、住宅全般のインフォメーションセンターと輸入住宅展示場を併設したひょうご輸入住宅総合センターを設置する等により、被災者に対する住情報の提供・相談体制の充実を図った。

3. マンション建替の促進

兵庫県の調査によると、全壊、半壊の判定を受け、大規模な補修や建て替えが必要なマンションは172棟にのぼる。このうち、108棟が建替の方針、55棟が補修の方針を立てている。建替方針の108棟のうち103棟が既に建替を完了している（平成12年12月末現在）。被災マンションの建替えに対しては、優良建築物等整備事業による補助（震災特例による補助率高上げ）、住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度及び復興基金による利子補給、総合設計制度の特例措置、県住宅供給公社等様々な施策により支援を行った。

4. 住宅市街地の整備

老朽木造住宅の密集する地域等においては、住環境整備とあわせて耐火建築物等への共同化・協調建替えを促進するなど、良好な住宅地への再生を促進した。住宅系面整備事業として、住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業や優良建築物等整備事業を導入した。また、地区ごとの特性に応じ、復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業と住宅系面整備事業を組み合わせ実施した。

4-6 阪神・淡路震災復興基金

1. 基金の創設

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組みを補完し、被災地域を魅力のある地域に再生するため、平成7年4月1日、財団法人阪神・淡路大震災復興基金が設立された。そして、本基金の事業内容として、産業対策、生活対策、教育対策とともに、住宅対策が柱の一つに位置づけられた。

2. 住宅対策事業の概要

住宅対策としては、「住宅購入・建設・補修に対する利子補給」「賃貸住宅入居」者への支援」「賃貸住宅建設等への支援」等々に関し様々な事業が整備された。事業メニューについては、復興の進捗状況、被災者のニーズ及び行政における施策展開（例：恒久住宅への移行のための総合プログラム）の策定等を反映し、以下のように順次拡充が図られてきた（括弧内は受付開始年月）。

[持家の再建・購入・補修に対する支援]

- 1 被災者住宅購入支援事業補助(H7.7)
- 2 被災者住宅再建支援事業補助（賃貸除く）(H7.7)
- 3 民間住宅共同化支援利子補給(H7.7)
- 4 被災マンション建替支援利子補給(H7.7)
- 5 住宅債務償還特別対策(H7.12)
- 6 県・市町単独住宅融資利子補給(H7.7)
- 7 高齢者特別融資利子補給(H9.2)
- 8 定期借地権方式による住宅再建支援事業補助(H8.10)
- 9 復興土地区画整理事業等融資利子補給(H10.4)
- 10 小規模協同建替等事業補助(H9.6)
- 11 隣地買増し宅地規模拡充利子補給(H9.12)
- 12 高齢者住宅再建支援事業補助(H10.2)
- 13 被災マンション共用部分補修支援利子補給(H7.12)
- 14 大規模住宅補修利子補給(H8.10)

[民間賃貸住宅入居者等への支援]

- 15 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業(H8.10)

[賃貸住宅建設者等への支援]

- 16 災害復興準公営住宅建設支援事業補助(H7.7)

- 17 特定借上特定目的公共賃貸住宅建設支援事業補助 (H8. 4)
- 18 被災者住宅再建支援事業補助 (賃貸のみ)
- 19 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 (H7. 11)
- 20 学生寄宿舍建設促進利子補給 (H7. 11)
- 21 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助 (H9. 5)

[その他]

- 22 総合住宅相談所設置運営事業補助 (H7. 6)
- 23 ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助 (H7. 9)
- 24 復興まちづくり支援事業補助 (H7. 9)
- 25 宅地防災工事融資利子補給 (H7. 9)
- 26 被災宅地二次災害防止対策事業補助 (H7. 9)
- 27 被災宅地二次災害防止緊急助成 (H10. 4)
- 28 生活福祉資金貸付金利子補給 (H8. 8)
- 29 景観ルネッサンス・まちなみ保全事業補助 (H9. 6)
- 30 災害公営住宅入居予定者事前交流事業 (H9. 12)
- 31 公営住宅入居待機者支援事業補助 (H10. 5)
- 32 災害復興グループハウス整備事業補助 (H10. 5)
- 33 持家再建住宅等入居待機者支援事業補助 (H10. 7)
- 34 災害公営住宅暫定入居支援事業補助 (H10. 7)

第5節 生活再建支援対策

5-1 生活再建支援金制度の創設

被災者の生活再建を図るため、被災地を対象として、住宅金融公庫融資の特例、公費によるがれき処理など様々な措置が講じられてきた。このような施策のほか、復旧・復興に向けた各般の行政施策を補完し、きめ細かな施策を講じるために設置された(財)阪神・淡路大震災復興基金(以下「復興基金」という。)においても、各種の利子補給や助成など被災者の生活再建を支援する事業を実施してきた。

他方で、阪神・淡路大震災では、様々な方面から多くの義援金の申し出があり、兵庫県、大阪府、被災市町及び日本赤十字社等に対して、平成12年1月末現在で総額約1,792億円(預金利息約6億円を含む。)と、過去に例をみないほど巨額の義援金が寄せられた。しかしながら、震災で住家が全半壊した世帯が46万世帯を超えるなど、被災世帯数も膨大であったことから、義援金の世帯当たり支給額及び支給件数をみると、死亡者・行方不明者見舞金が10万円・5,802件、住家損壊見舞金が10万円・45万446件、住宅助成金が30万円・15万5,480件などと、1件当たりの支給額は比較的少額にならざるを得なかった。

従来、災害に係る応急的救助は現物支給を原則としてきたが、以上のような状況も背景にあり、阪神・淡路大震災の被災地においては被災者の生活再建支援への要請が高まった。

これを踏まえ、平成8年12月、応急仮設住宅から恒久住宅への移転に伴って新しい生活を再建しようとする世帯のうち、高齢者や要介護者のいる低所得世帯に対する「生活再建支援金」の支給及び中・低所得世帯に対する「生活復興資金貸付金」の充実の措置が決定され、平成9年度から実施された。

- ① 前者は、高齢者や要介護者のいる低所得の被災世帯が、恒久住宅へ移転した後に自立した生活を再建できるよう、月額1万5,000円～2万5,000円の現金を5年間支給することとしたもので、平成9年8月から支給が開始された。
- ② 後者は、兵庫県が実施していた生活復興のために必要な資金を貸し付ける制度(別途、復興基金からの利子補給により実質無利子)について、貸付限度額を100万円から300万円に引き上げたものである。平成8年12月の受付開始以来、貸付実行件数約2万6,000件、貸付額約492億円(平成12年1月末現在)となっている。

これらの措置の実施に要する経費は、復興基金の規模を3,000億円積み増して9,000億円とし、その運用益を充当することとした。

以上の他、被災者の生活再建支援に資する施策としては、復興基金において、恒久住宅への円滑な移行促進等を目的に、中高年に対する「中高年自立支援金」の創設が平成9年10月に決定され、翌10年5月から支給が開始された。

5-2 被災者生活支援法と阪神・淡路地域への措置

1. 被災者生活再建支援法の制定

従来より国においては、災害発生直後に食糧、住居、医療等を自ら確保することが困難な被災者に対し、災害救助法に基づき必要な物品、仮設住宅、医療等を直接提供する一時的、応急的な救助を実施してきた。他方、このような応急的救助が行われた後の被災者の生活再建については、被災者の自助努力を基本とすることとし、これを支援するとの観点から、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付等の低利融資を行ってきた。

しかし、その居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、経済力が乏しい、あるいは高齢であり自活能力が乏しい等の理由により、自立して生活を再建することが困難な場合もある。阪神・淡路大震災の被災地においても、生活の基盤を破壊された高齢等の被災者の中には、自力のみでは自立した生活を開始することが極めて困難な者が少なくなかったことも事実であった。

こうした事情にかんがみ、また、阪神・淡路大震災後に内閣総理大臣により設置された防災問題懇談会の提言や全国知事会における被災者の自立再建を支援するための基金制度創設の要望等を踏まえ、「被災者生活再建支援法」が平成10年5月に成立し、11月から施行された。同法は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け（その居住する住宅が全壊した世帯等）、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者（高齢・中高年世帯や低所得世帯等）に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高100万円の「被災者生活再建支援金」を支給する制度の創設等を内容としている。国は、基金が支給する支援金の額の1/2を補助するとともに、各都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう地方財政措置を講ずることとしている。

2. 阪神・淡路大震災被災者への支援措置の決定

被災者生活再建支援法は、平成11年度以降において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害に適用され、阪神・淡路大震災には適用されない。しかし、阪神・淡路大震災の被災者の多くが崩壊した生活基盤を回復できず、生活の自立に苦しんでいる実情にかんがみ、衆参両院の災害対策特別委員会は、同法案の採決に際し、震災被災者については、同法と同程度の支援措置が講じられるように国は必要な措置を講ずる旨の附帯決議がなされた。

被災者生活再建支援法案に対する附帯決議

<衆議院災害対策特別委員会（平成10年5月14日）>

本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 阪神・淡路大震災から三年あまりが経過したが、被災者の多くは崩壊した生活基盤

が回復できず、生活の自立に苦しんでいる。この阪神・淡路大震災の被災者の実情に鑑み、一日も早く生活再建ができるよう被災地の復興基金事業として実施されている生活再建支援金などを含めて、本法の生活支援金に相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること。

二 この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

<参議院災害対策特別委員会（平成10年4月22日）>

政府は、本法の施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 阪神・淡路大震災から三年あまりが経過した。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいる。この阪神・淡路大震災の被災者に対し、一日も早く恒久住宅に入居し、生活再建ができるよう、被災地の復興基金事業として実施されている生活再建支援金などを含めて、本法の生活支援金に概ね相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること。

右決議する。

これを踏まえ平成10年5月29日、与党三党（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）は、阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチームを開き、地元の兵庫県・神戸市等の要望に基づいて、生活再建支援措置の拡充等を行うため、①復興基金9,000億円のうち平成8年度に増額した3,000億円の運用期間を現行5年間から4年延長することにより、新たに運用益360億円を捻出するとともに、②復興基金の当初分6,000億円を有効活用し使途の効率化により180億円を生み出すこととし、両者合わせて540億円の追加財源措置を行うことを決定した。この決定は、同日の与党政策調整会議において了承された。

被災者生活再建支援法の制定に伴う阪神・淡路大震災の被災者への措置について

平成10年5月29日

与党阪神・淡路大震災

復興対策プロジェクトチーム

被災者生活再建支援法の制定に伴い、阪神・淡路大震災復興基金により既に実施中の生活再建支援金などを拡充し、同法の生活再建支援金に相当する程度の支援措置を講ずる。

1. 阪神・淡路大震災復興基金の延長

阪神・淡路大震災復興基金の増額分3,000億円(現行5年間)	
4年間延長	運用益の見込み 360億円
2. 阪神・淡路大震災復興基金の活用	180億円
合 計	540億円
	以 上

3. 被災者自立支援金の支給

以上のような動きを踏まえ、平成10年6月5日、復興基金は、被災者生活再建支援法の措置に概ね相当する程度の生活支援を行うため、従前から実施してきた生活再建支援金制度と中高年恒久住宅自立支援金制度を統合・拡充し、「被災者自立支援金」制度の創設を決定した。この制度の主な内容は、以下の通りである。

(1) 対象世帯

住家が全壊（焼）した世帯、又は半壊（焼）し解体した世帯で、恒久住宅に移転した、高齢・要援護世帯、低所得世帯など一定の要件を満たす世帯が対象となる。

(2) 支給額

世帯の収入、世帯主の年齢（平成10年7月1日が基準）により、以下の金額が支給される。但し、生活再建支援金又は中高年自立支援金の受給世帯は、被災者自立支援金と既に受給した金額との差額が支給される。なお、単身世帯への支給額は、以下の金額の3/4となる。

- ・非課税世帯で、世帯主が65歳以上の世帯又は要援護世帯：120万円（別途30万円の交流経費加算あり）
- ・非課税世帯で、世帯主が62～64歳の世帯：100万円（別途25万円の交流経費加算あり）
- ・年間総収入500万円以下の世帯（世帯主の年齢は問わない）：100万円
- ・年間総収入500万円を超え700万円以下の世帯で、世帯主が45歳以上の世帯：50万円
- ・年間総収入が700万円を超える世帯で、世帯主が60歳以上の世帯：50万円

(3) 支給方法は、受給者が分割支給、一括支給のいずれかを選択できる。

本支援金は、平成10年7月から申請受付が始まり、同年11月から支給が開始された。平成12年1月末までに約14万1,000世帯に対して、総額約1,360億円が支給された。

5-3 被災者に対するケア施策

震災当初の応急仮設住宅への大規模な入居を経てその後恒久住宅への移行が着実に進む中で、仮設住宅入居者の暮らしを支えながら、円滑な恒久住宅への移行を支援するとともに、移行後の新たな不安や孤立感を緩和し、生きがいがづくりや仲間づくりを通じて新しいコミュニティに親しめるよう支援していくためのさまざまな施策が展開されてきている。

1. 応急仮設住宅・恒久住宅入居者に共通した支援策

- ① 援護を必要とする世帯を対象に民生委員・児童委員が安否等確認や日常生活の相談・支援に応じるとともに、家族等から要請のあった要援護高齢者や障害者等に対してはホームヘルパーによる入浴、食事、掃除等の介護サービスの提供を行った。
- ② 健康面のサポートとして、保健婦・保健士による要療養者で保健指導の必要な者に対して訪問指導を行うとともに、看護婦・看護師資格を有する「健康アドバイザー」（平成9年度から予算措置が講ぜられ、平成9年7月から活動開始）による健康相談等を行った。また、栄養士による栄養相談や栄養健康教育を行った。
- ③ 入居者の多くが孤独感や不安感を持っていることから、「こころのケアセンター」（平成7年6月に設置され、平成7年度から運営費が予算化され、本部を含め16ヵ所で活動が行われた。）を設置し精神保健センターや保健所と連携してPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に関する講演会の開催やメンタルヘルスに関する知識の普及・相談指導を行うとともに被災者同士の語らいの場を確保した。また、被災した児童のこころのケアのために、児童相談所を拠点として電話相談や巡回相談を実施するとともに、児童生徒の心の問題に関する専門家を、スクールカウンセラーとして小・中・高等学校に配置した。
- ④ アルコール依存症に対し、断酒・生活訓練を行う施設（アルコールリハビリテーションホーム）を平成9年度に明石市及び尼崎市にそれぞれ設置するとともに、アルコールソーシャルワーカーを平成10年度より配置し個別に訪問活動を実施した。また、アルコール依存症を克服した体験をもとに話し合うピアカウンセリングや専門家によるグリーフワーク（幅広いテーマでの語り合い・ビデオ鑑賞・学習会など）も実施した。
- ⑤ 防犯等の面からのケアとして、平成10年度から警察OBを「仮設住宅対策交番員」（平成11年1月からは「復興住宅対策交番員」と名称を変更）として交番に配置し交番勤務員（警察官）の仮設住宅及び復興住宅への立ち寄り活動を強化し各種の支援活動を実施した。

2. 仮設住宅入居者への支援策

- ① 高齢者や障害者が、従前の居住地から近い地域での生活を基本として、ケアを含めた安心したサービスを受けるなどのニーズに応えるために、地域型仮設住宅を建設した（平成7年4月11日より設置開始し、兵庫県下で約1,900戸を設置）。この住宅への生活援助員の配置、高齢世帯支援員の巡回により、安否の確認や生活相談等を実施した。
- ② 心身のケアのための活動とともにコミュニティ形成の場やボランティア活動の拠点として活用し、また、高齢者等の自立生活を支援するため、50戸以上の仮設住宅建設地に「ふれあいセンター」（平成7年6月から設置開始され、平成8年度の232ヵ所がピーク）を設置した。同センターを活用して閉じこもりがちな高齢者等に対して地元自治会やボランティア等による健康や趣味の教室、ふれあい交流、生活情報の提供等を行うとともに、仮設住宅の集会施設として健康相談等各種の相談会場、多くの慰問の会場等多様な活用が図られた。

- ③ 仮設住宅での生活が長引くなかで、生活再建に向けたきめ細やかで総合的な対応を行うため、生活支援アドバイザー（平成8年度から予算措置が講じられ、平成8年8月から活動が開始された。）が、民生委員や保健婦・保健士による訪問活動と連携しながら、仮設住宅を訪問し、恒久住宅の確保に関する情報提供や相談を行うとともに、生活支援のための情報提供や関係機関との連絡調整に当たった。

3. 恒久住宅入居者への支援策

- ① シルバーハウジングに生活援助員（L S A）を派遣し、安否の確認や生活相談・緊急対応等を実施した。また、シルバーハウジングを中心として災害復興公営住宅に入居している一人暮らし老人を対象に被災高齢者自立生活支援事業によりコミュニティづくりの支援や入居者間の相互交流の推進を図った。
- ② 入居者相互のふれあいや助け合いを支援し、地域福祉やボランティア活動の拠点として活用する施設（「復興住宅コミュニティプラザ」）を整備した。
- ③ 支援活動を円滑に進めるために、平成9年度から災害復興公営住宅等の入居者を訪問し、生活復興相談員が生活支援のための相談に応じたり、情報サポーターが各種のイベント等の情報提供や参加を呼びかけた。
- ④ このほか、地元自治体ではコミュニティづくりのために、各種の事業が平成10年度下半期以降活発に行われた。

災害復興公営住宅の入居者らを対象にいきがい探しやボランティア入門等の地域活動推進講座を開設し、地域活動の担い手を養成した。

また、自治会の運営など具体的な問題に応えるために、弁護士・公認会計士・保健婦・保健士等専門家と自治会を立ち上げた経験者らがチームを結成し、実際に災害復興公営住宅に出向き、個別に相談に応じる事業を実施した。

さらに、新しくできた災害復興公営住宅と周辺自治会とが交流を深めたり、まだ自治会が生まれていない災害復興公営住宅でのコミュニティづくりの機運を盛り上げるため、ボランティアグループなどを講師として派遣し、自治会形成へ向けたワークショップ開催の進め方を支援した。

（参考）

① 健康アドバイザーの年次推移

平成9年度	126人
平成10年度	117人
平成11年度	117人

② 生活支援アドバイザー

平成8年度	100人
平成9年度	149人
平成10年度	136人

③ 生活復興相談員

平成9年度	69人
平成10年度	124人
平成11年度	165人

④ 情報サポーター

平成9年度	178人
平成10年度	266人
平成11年度	260人

⑤ 被災地域コミュニティプラザ設置費補助申請実績

平成9年度	47
平成10年度	88
平成11年度	109 (平成12年2月15日現在)
計	244

⑥ 地域型仮設住宅の設置開始日及び戸数

神戸市	1,500戸 (平成7年4月11日～)
尼崎市	48戸 (平成7年5月12日～)
西宮市	176戸 (平成7年5月16日～)
芦屋市	140戸 (平成7年5月25日～)
宝塚市	21戸 (平成7年5月17日～)

第6節 産業復興対策

阪神・淡路大震災が地域経済に与えた被害は甚大であり、「産業復興会議^{*1}」が平成7年6月30日に発表した「産業復興計画」での被害額の推計^{*2}によれば、地震による工場・ビル・商店街等の損壊といったいわゆるストックの被害額が約2兆5,400億円、営業の停止や稼働率の低下等といったフロー面での損失が約2兆6,000億円に達するとされている。

このような甚大な被害を被った産業を復興させるためには、国、被災地域の県・市町、産業界等それぞれが産業復興に対する共通の認識を持ち、相互に密接に関連し、一致団結した効率的な取り組みを実施することが重要であることから、それぞれの立場から産業復興支援に対する基本的な考え方等が示され、これに基づいて、震災直後から現在に至るまできめ細かな産業復興支援策が実施されてきている。

これらに示された産業復興に対する基本的な考え方は、今回の震災により被害を受けた既存産業活動に対し、早期に事業再開のための緊急復旧支援を講ずることによって、その一日も早い復旧を図り、震災直後から3ヶ年で被災地域の純生産を震災前の水準に回復させることを第一の目標とし、それ以降については、被災地が将来に向けて本格的な産業復興を遂げることができるよう、新産業の創出、国際経済交流の推進などにより、新たな産業構造の構築に向けた支援を行うことが必要であるというものであった。

また、震災から約3年が経過した時点において、産業復興の現状や復興計画の進捗状況の検証、点検等が行われ、これを踏まえ、新たな重点課題等を整理し、さらなる産業復興の加速的推進を図るための支援策の充実が図られている。

さらに、神戸港の復興は被災地域の産業復興にとって不可欠であるだけでなく、国内外の社会経済活動に多大な影響を与えることから、港湾機能の早期回復及び復興が求められており、国が復興の基本方針を示すとともに港湾管理者である神戸市において復興計画の策定を行っている。また、復興支援策の一つとして、総理大臣からの検討指示を受け、入出港時の事務手続きの簡素化について検討指示がなされている。

*1 産業復興推進会議は、産業復興のためには、兵庫県・神戸市・地元経済界が一体となって取り組むことが必要であることから、平成7年2月5日に発足された。座長は、牧冬彦：兵庫県商工会議所連合会会長。地元産業界の代表で構成され、学識経験者及び行政関係者の顧問として参加。同会議では、①被災産業等の事業再開支援と兵庫産業の早期回復に向けての取り組みと国等への要望の取りまとめ、②兵庫産業の再生方針についての計画策定、③同計画の推進方策が協議された。

*2 産業復興会議の被害額の推計（平成7年6月）

①ストックの被害額（約2兆5,400億円）

・建物関係	約1兆4,200億円
・設備関係	約5,600億円
・工場の在庫・原材料関係	約3,000億円
・店舗等の在庫・原材料関係	約2,600億円

②フローの被害額（2兆6,000億円）

・工場の機会損失	約9,400億円
・商業の機会損失	約1兆6,000億円

6-1 産業復興に対する基本的な考え方

1. 阪神・淡路復興委員会による産業復興の支援に関する提言

阪神・淡路復興委員会は、平成7年3月23日の提言-6において、構造改革を要する経済復興と復興過程において緊急を要する雇用保険についての提言を行い、

- ① 経済復興計画を早急に策定すること、
- ② 各企業、特に中小企業に対して、きめ細かく多彩な企業支援対策を講ずること、
- ③ 企業等の跡地利用の相談を受け、経済復興・まちづくりに寄与し得るよう、適切な措置を講ずること、
- ④ 起業家を支援し、経済復興に新しい局面の創出を促進すること、
- ⑤ 経済復興の戦略的分野を選定し、国際的知識集約型の経済構造を構築すること、
- ⑥ 海外企業誘致のため、企業活動環境、居住環境について特段の開放措置を講ずること、
- ⑦ 雇用調整助成金の活用などにより5万人程度の雇用維持を図るための準備を整えること、
- ⑧ 失業給付の特例支給の活用するなどして、5万人程度に対する失業給付をするための準備を整えること、
- ⑨ 失業者給付受給者などの失業者に雇用の機会を提供すること

が示された。

また、平成7年10月10日の提言-11においては、長期的視点から10ヶ年を通じて特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとしてふさわしい施策・事業を「復興特定事業」として選択し、順次事業を確定する必要があるとし、具体的な復興特定事業として、①上海長江交易促進プロジェクト、②ヘルスケアパークプロジェクト、③新産業構造形成プロジェクト、④阪神・淡路大震災記念プロジェクトの4つのプロジェクトが極めて意義のある事業として提言された。

2. 阪神・淡路復興対策本部による産業復興支援の取組指針等

阪神・淡路復興対策本部では、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、平成7年4月28日に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」（以下、「当面講ずべき施策」という。）を、平成7年7月28日に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組指針」（以下、「取組指針」という。）を決定し、その中で産業復興に対する国の支援や取り組みに対する基本的な方向を示した。

「当面講ずべき施策」においては、①工場及び商業集積等の再建・復興、②産業関連基盤施設の整備、③既存産業の高度化・近代化、新分野への進出、④研究開発の推進、⑤高度情報化の推進、⑦海外企業等の立地促進、⑧神戸港における輸入促進のための制度の活用、⑨イベントの開催、⑩物流及び観光の復興支援が必要であるとした。

「取組指針」においては、雇用の確保と安定を図り、地域を活性化していくための「経済の復興」が重要であり、インフラの整備と併せ、きめ細かい、かつ総合的な産業支援策を講じる必要があるとし、復興は単に経済を震災前の水準に戻すことによって達成されるものではなく、阪神・淡路地域の経済社会が将来に向けより一層の活力をもつように努め

ていくことが必要とした。また、兵庫県の「阪神・淡路復興計画」の前期5ヶ年において、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それらに事業の着実な実施に全力を注ぐこととし、さらに、経済復興に関する復興特別事業は、①経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備、②経済復興に資する産業支援体制の整備といった課題に対応するものであるとした。

3. 「産業復興計画」(産業復興会議)

産業復興戦略について、行政のみならず地元産業界自らが考える場として、地元の主要企業や経済団体等の経済界等の代表、行政関係者、学識経験者等から構成された「産業復興会議」(座長：牧冬彦 兵庫県商工会議所連合会会長・神戸商工会議所会頭)により、平成7年6月30日に「産業復興計画」が示され、これがその後地方公共団体等によって策定される様々な産業の復興計画のベースとなった。

「産業復興計画」では、阪神・淡路地域を中心とする産業の復興について、一日も早い既存産業活動の復旧・復興を図り、かつ、21世紀の成熟社会を見据えた新たな産業構造の構築を目指し、被災地の産業界、行政、学界等が産業復興に対する共通認識を持ち、一致協力して復興に取り組むことを目的としている。

また、復旧・復興段階に応じて、時間軸に沿った機敏かつ適切な復興対策を講じるため、以下の中期・長期の目標を設定し、それぞれに対応した課題を検討の上、連続性、整合性のある方策を展開するものとしている。

○中期的目標

目標達成時期：概ね3年以内

目標：「事業再建・回復」

- ①産業基盤の本格復旧と各分野での事業再建等を通じて、純生産を震災前の水準に回復させることを目指す。
- ②同時に、長期的な展望に基づいて、既存産業の再構築と21世紀に相応しい新機能、新産業の導入の基礎を固める。

○長期的目標

目標達成時期：概ね10年以内

目標：「本格的復興」

- ①純生産の、震災が無かったとした場合の元の成長軌道への復帰、あるいはそれを凌ぐ復興を目指す。
- ②21世紀への長期的、持続的な発展を確かにするための、新しい産業構造の形成を図る。

さらに、緊急的な取り組み、本格的産業復興の重点課題を整理し、具体的な中長期的な取り組みを示している。

○緊急的な取り組み

①産業関連基盤の早期復旧整備

- ・港湾、道路、鉄道等の重要な産業関連基盤の早期復旧を図る。

②被災企業の早期事業再開支援

- ・被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立

- ・緊急低利融資の実施や税の減免等金融・税制面の支援
- ・仮設工場・共同仮設店舗の設置支援等事業の場の確保等
- ・雇用調整助成金の特例措置等雇用安定等への支援

○本格的産業復興の重点課題

①新産業創造システムの形成

新産業創造のための制度、機能（施設）、人材等が備わったシステムの形成

②高度集客都市群の形成

集客機能の整備とその積極的な活用を通じた集客産業都市群の形成

③国際経済文化機能ネットワークの形成

被災地域の内外に開かれた特性を活かし、国内外からの投資や外国企業の誘致を促進するため、国際経済文化機能ネットワークの形成

○中長期的な取り組み

①産業関連基盤の更なる高度化

②既存産業の高度化

③成熟社会に相応しい新産業の創造支援

④高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興

⑤バランスのとれた産業配置と広域的連携

⑥世界都市機能の拡充

⑦地域産業の高度化に対応した人材育成と豊かな勤労者生活の実現

4. 「産業復興3ヶ年計画」の策定

兵庫県では、阪神・淡路復興委員会の意見及び産業復興会議の産業復興計画等を踏まえ、平成7年7月31日に策定した「阪神・淡路震災復興計画」のうち、産業の復興に関連する具体的な実行計画として、①平成9年度までの3ヶ年間で、被災地の純生産を震災前の水準に回復させること、②新たな産業構造の構築等による本格的な産業復興を実現するための基礎固めを行うことを目標とした「産業復興3ヶ年計画」を平成7年8月31日に策定した。

この「産業復興3ヶ年計画」では、早期事業再開を最も重要な課題とした上で、本格的な産業復興の重点課題として、

- ① 新産業を創造していくための制度、機能、人材などが備わった新産業創造システムの形成、
- ② いきいきとした魅力にあふれ、何度も訪れたいくなるような高度集客都市群の形成、
- ③ アジア太平洋諸国をはじめとする幅広い地域との交流の場となる国際経済文化機能ネットワークの形成を図ることとした。

これらの課題を踏まえ、復興対策事業として、①産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化、②被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築、③成熟社会に相応しい新産業の導入・育成、④高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興、⑤産業配置と広域的連携、⑥世界都市機能の拡充、⑦雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成に関する116の事業（表3-6-1～3参照）が盛り込まれた。

6-2 産業復興支援の充実

1. 「産業復興支援充実策」の策定

(1) 「産業復興支援充実策」策定の背景

「産業復興3ヶ年計画」の計画期間満了を控えた平成9年10月、被災地の産業は、金融対策、事業再開の場の確保、総合的な相談・指導、地域産業の活性化支援策等の広範な産業復興支援策により、全体としては震災に伴う大きな落ち込みからは回復しつつあるものの、業種、業態によっては依然として厳しい状況が見受けられた。

具体的には、産業の一部において、震災被害が甚大であった地域ほど事業所や従業員の回復が遅れる「地域による復興の差」があるほか、企業規模が小さいほど売上高水準の回復が遅い「企業による復興の差」、さらには、「業種による復興の差」も見られた。とりわけ、中小零細な事業者は、震災の影響に加えて、全国的な景気の停滞や震災前からの構造的な課題もあり、依然として厳しい状況にあった。

(2) 「産業復興実務者会議」による検討

上記のような被災地の置かれた実情や産業復興状況等を踏まえ、今後の産業復興の支援に当たっては、業種・業態ごとに問題点を整理し、対応策を実務担当者レベルに掘り下げて検討することを目的として、平成9年8月7日、阪神・淡路復興対策本部事務局は、産業復興に関係する各省庁（課長クラス）並びに兵庫県、神戸市の実務担当者（部・局長クラス）からなる「産業復興実務者会議^{*3}」を設けた。この「産業復興実務者会議」においては、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が協力して、詳細な実態調査を実施するとともに、並行して、各業界から提出された要望事項を詳細に検討し、被災地における産業別の復興支援ニーズを整理し、産業復興支援のための施策についての検討を行った。

この検討結果を踏まえ、平成9年10月3日に兵庫県、神戸市が産業復興支援の基本的考え方及び具体策を「産業復興支援充実策」として取りまとめた。

(3) 「産業復興支援充実策」の概要

「産業復興支援充実策」は、

- ① 被災中小企業者等に対する融資制度の特例等の延長・拡充など早期本格復興へ向けた支援施策、
- ② 商店街、小売市場、中小製造業の活性化など復興が遅れが見られる分野への重点的な支援施策、
- ③ 観光・集客産業に対する支援施策、

*3 実務者会議の開催状況

- | | |
|------------|--|
| 第1回（8月7日） | 産業復興支援策のうち国が行う支援策について、平成10年度概算要求に向けた協議 |
| 第2回（9月12日） | 産業復興支援策のうち地元で行う支援策について協議 |
| 第3回（9月26日） | 「産業復興支援充実策」の協議・とりまとめ |

- ④ ベンチャー企業や情報化、研究開発の支援、企業誘致の促進など新しい産業の創造支援施策の4つの分野に施策が集約され、33項目の新規・拡充支援事業（既存支援事業と併せて77項目）（表3-6-4～6参照）が盛り込まれた。

なお、この時期に既に策定されていた「産業復興3ヶ年計画」との関係を見ると、上記の支援ニーズを達成するために、「産業復興3ヶ年計画」に記載された事業の見直し・拡充を行うとともに、支援ニーズに関連の深い事業に絞り込み、「産業復興支援充実策」に引き継がれた。

なお、この「産業復興支援充実策」は、第6回阪神・淡路復興協議会（平成9年10月3日）の場で報告され、支援策の実施に当たっては、国として最大限の支援を行うことが確認された。

2. 「阪神・淡路震災復興計画推進方策」の策定

(1) 策定の背景

兵庫県は、産業復興を推進するための第一段階として、「産業復興3ヶ年計画」、「産業復興支援充実策」等を中心に様々な産業復興支援策を講じ、産業の早期の復旧・復興に全力を傾注してきたが、「阪神・淡路震災復興計画」のより効果的、かつ、着実な推進を図り、創造的な産業復興を成し遂げることを目的として、震災後3ヶ年の取り組みと成果を検証し、平成10年3月末、今後の取り組みの指針として「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を取りまとめた。

(2) 産業復興の状況（「産業復興3ヶ年計画」等の検証）

「阪神・淡路震災復興計画推進方策」においては、産業復興面での震災後3年間の取り組みと成果の検証結果として、

- ① 生産面から見た産業活動水準は、平成9年度の純生産（建設業を除く。）が、101.7%となり、震災前の水準に回復している。分配面からみると、個人所得が震災前の水準を上回っている（現金給与推計値：103.7%（平成9年））。消費面から見ると、大型小売店舗販売額（回復率：95.7%（平成9年・神戸市））が9割台、平均消費性向（震災前比：97.0%（平成9年度・神戸市勤労者世帯））が震災前水準に回復しつつある。
- ② しかしながら、一部の地場産業や商業・サービス業等については、今なお厳しい状況にあり、業種や地域、企業規模等により復興格差が存在している。特に、中小・零細規模の事業者は、震災の被害に加え、景気回復の遅れ等の厳しい経済環境や震災前からの構造的な課題もあり厳しい状況にある。
- ③ また、資産面の状況を見ると、兵庫県内金融機関の貸出残高（震災比：107.2%（平成9年度末））や、兵庫県信用保証協会による信用保証残高（震災比：139.5%（平成9年度末））が増加し、震災の被害による資産減少に加え、震災後の借入金の増加などにより、企業体力の低下と、投資意欲等企業マインドの冷え込みなどの影響が未だに大きいとみられる。

(3) 推進方策等

上記の産業復興の状況を踏まえ、今後復興を進める上での重要課題とそれに対する方策

を示し、方策を具体化する具体的な事業が、「阪神・淡路震災復興計画推進方策」に盛り込まれた（表3-6-7、8参照）。

産業復興支援については、平成9年10月3日に「産業復興支援充実策」が兵庫県、神戸市により策定され、復興が遅れている分野への支援を強化したところであることから、「産業復興支援充実策」と本推進方策の着実な推進により、本格的な産業の復興を目指すこととなった。

6-3 産業復興に対する主な支援策

1. 被災企業の早期事業再建に対する支援

(1) 被害状況の把握、連絡本部等の設置

被災地においては、多数の中小企業に甚大な被害が発生したことから、中小企業の被害状況を把握し、当面の緊急支援措置及び今後の復旧支援策の円滑な推進を図るため、中小企業庁、中小企業関係機関（政府系中小企業金融機関、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団等）で構成する「中小企業関係緊急連絡本部」を平成7年1月18日に設置し、①中小企業の被害状況の把握、②融資に関する相談など当面の緊急措置の検討、③今後の復旧支援措置の検討等を行った。

また、被災地に所在する各種業界を所管する関係省庁と情報・意見交換など密接な連携を図るため、「関係省庁中小企業対策連絡会議」を平成7年2月6日に設置し、被災中小企業者の事業再開など、その復旧・復興に関する支援策の検討を行った。

(2) 緊急相談窓口の設置

被災事業者の事業再開等に関する経営、金融、法律等の各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、県、市町、政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫）、商工会議所等の中小企業関係団体が一体となって、神戸地域（神戸市）、阪神地域（西宮市）、淡路地域（津名町）の3ヶ所に「阪神・淡路大震災中小企業総合相談所」を開設した。

(3) 資金調達の円滑化支援

震災後直ちに、政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付制度（貸付限度額の別枠化等）を発動し、震災により直接及び間接被害を受けた中小企業者等に対し、円滑な低利資金の供給に努めるとともに、既往債務の返済猶予についても、個々の企業の実状に応じた弾力的な取り扱いを実施した。さらに、被災中小企業者のうち、被害の著しい者（特別被害者）については、貸付金利の引き下げ、特別貸付利率の適用限度額の引き上げ及び貸付期間及び据置期間の延長等を実施した。

また、国と被災地自治体との応分の資金供給によって、被災中小企業者の経営安定のための低利特別融資制度を創設するとともに、被災中小企業者の担保力の減少を補填し、資金調達の円滑化を図るため、中小企業信用保険の特例措置として、通常の中小企業信用保険の保険枠について同額の別枠を設定するとともに、無担保・無保証人保険を新たに創設した。その他、特に経営基盤が脆弱な小企業者等に対する無担保・無保証人貸付である小

企業等経営改善資金融資の貸付限度額の引き上げを実施した。

さらに、中小企業設備近代化資金、中小企業事業団の高度化融資に関し、その既往債務の償還期間の延長、新規借入に関する償還期間の延長を実施した。

(4) 操業の早期再開に対する支援

被災中小企業者の速やかな事業再建を推進するため、中小企業事業団の高度化融資制度の活用により、神戸市においては、仮設工場・仮設店舗、貸共同工場・貸共同店舗等を整備し、操業の場の確保を行い、事業の立ち上がりを支援した。また、神戸市においては、同制度の活用により、「復興支援工場」を設置し、被災中小企業者の恒久的な操業の場を確保した。

さらに、商店街等の再建支援を図るため、商店街振興組合、事業協同組合等の協同施設（アーケード、カラー舗装等）の再建に対し、中小企業事業団の災害復旧高度化事業について貸付条件等に関する特例措置を講ずるとともに、国庫補助についても補助率の嵩上げ措置を講じた。

(5) 税制上の措置

被災中小企業者等に対する税制上の措置については、阪神・淡路大震災が発生した日以降に到来する申告、納付等の期限を延長するとともに、震災損失の繰り戻しによる法人税の還付、法人が支払った利子・配当等に係る所得税の一括還付等を行うこととした。

また、震災損失金額が、資本金又は出資金の2分の1以上となる被災法人に対し、法人事業所税及び法人県民税（法人税割）の不均一課税を実施した。

こうした措置に加え、被災地域の復興投資の促進を図る観点から、特定資産の買換えの特例、滅失・損壊した資産の代替資産の取得についての特別償却、不動産取得税・固定資産税・都市計画税の減免、登録免許税・事業所税の免除等の措置を実施した。

(6) その他の措置

被災中小企業者に対するその他の支援措置については、下請企業対策として、全国の下請企業振興協会による広域的な取引あっせんを行うとともに、国としても被災地域の中小企業に対する官公需の受注機会の確保に努めた。

また、小規模企業共済制度、火災共済制度及び中小企業共済制度については、掛金の納付期限の延長、還元融資の償還期間の延長を行うとともに、共済金の円滑な支払を行うため、手続の迅速化に努めるなど適切な運用に努めた。

2. 本格的な産業復興に対する支援

(1) 産業関連基盤施設の整備に対する支援

21世紀に向けた新たな産業構造の構築を実現し、本格的な産業復興を図るためには、今後成長が期待される有望産業分野への積極的投資を促進し、被災地において発展することができるよう、産業関連基盤施設の整備等の環境整備が不可欠であるとの考え方から、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律」（以下、「民活法」という。）において、①補助対象事業費の補助割合の引き上げ、②対象事業費に対するNTT無

利子融資等の低利融資比率の引き上げの特例措置を実施した。この民活法の特例措置により、ポートピアホール、神戸三宮駅南地区の商業基盤施設、神戸国際会館等が整備された。

また、日本開発銀行においては、社会インフラ整備及び被災地域の経済機能の復興支援を図るため、新たに低利の災害復旧融資制度を創設した。

(2) 企業誘致等の促進に対する支援

兵庫県においては、今後成長が見込まれる産業分野の企業誘致により、被災地域の経済発展を図るため、これらの産業が集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、「新産業構造拠点地区の形成による産業復興に関する条例」(産業復興条例)を、平成8年10月9日に公布し(平成9年1月1日施行)、新規成長事業を行う進出事業者に対して、金融、税制上のインセンティブを付与することにより企業誘致の促進を図っている。

神戸市においても、平成9年1月1日に「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」(神戸起業ゾーン条例)を施行し、ポートアイランド第2期地区を「神戸起業ゾーン」に設定し、①「生活」・「文化(ファッション)」関連、②情報・通信関連、③国際化関連、④集客関連、⑤物流関連の5つの成長産業分野における企業の進出支援として、金融、税制上の優遇措置等を講じている。

さらに、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構は、外国・外資系企業の誘致を促進するため、平成11年5月10日、「ひょうご投資サポートセンター」を神戸国際会館内に開設し、外国・外資系企業を対象とした企業進出のための情報提供、進出に伴う許認可等のアドバイス、低廉な賃貸オフィスの提供等の「企業誘致促進ワンストップサービス事業」を国庫補助を受けて実施している。

国としては、神戸港の機能を活用した対内投資や貿易取引の促進により、被災地域の経済の活性化を図るため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(以下、「FAZ法」という。)において、平成9年2月18日、全国に先駆け神戸市のポートアイランド周辺地区内の918haを「特定集積地区」に指定し、その地区内に企業立地を行う貿易関連事業者等に対して金融・税制上の優遇措置を実施した。また、平成9年5月には、「ジェットロ神戸FAZ支援センター」を設置し、輸入・対内投資促進に関する情報提供、貿易・投資に関するアドバイザーによるコンサルティング事業等を実施している。

(3) 既存産業の高度化、近代化、新分野への進出に対する取り組み

被災地域には、ケミカルシューズ、粘土瓦、酒造、ファッション、洋菓子等の地場産業を中心とした中小製造業が集積しており、震災により甚大な被害を受けた。これら既存産業の復旧・復興に当たっては、震災前からの構造的な問題の解決も含め、製品の高付加価値化や販路開拓等により積極的な再建・復興を図る必要があることから、次のような新たな取り組みによる再建・復興が進められており、国としても積極的に支援を行っている。

- ① ケミカルシューズ業界においては、震災前後のケミカルシューズ業界の問題・課題を整理し、ケミカルシューズ産業の新たな展開を図るためのシンボリックな施設として、情報発信機能やインキュベーション機能を備えた「”くつのまち：ながた”核施設」(シューズプラザ)の整備を進めている。
- ② 神戸の地場産業である洋菓子とケミカルシューズを直接東京で販売、PRすること

により神戸ブランドの需要拡大と売れ筋情報等の収集を目的とした「神戸ブランドプラザ」を、東京・青山に設置した。

- ③ 観光産業の発展を図るため、児童数の減少に伴い閉校した旧北野小学校校舎を活用し、観光客が神戸の地場産業である洋菓子、ファッション等の職人技術の見学や製作体験ができる「北野工房のまち」を、平成10年7月11日にオープンさせ、神戸の新たな観光スポットとして脚光を浴びている。
- ④ 宝塚市においては、観光・集客産業の復興と、宝塚の地場産業である花や植木などを素材とした都市型生活支援系の産業の育成・支援を行うための核施設として「宝塚はなのミュージアム（仮称）」の整備を進めている。

(4) 新産業の創出・育成、研究開発の推進

新しい産業の創出・育成による産業復興については、地元自治体や財団法人阪神・淡路産業復興推進機構等において、起業化育成システム、新産業創造キャピタル、新産業創造プログラム等の積極的な展開により、起業家の発掘、育成から投資、起業後のフォローまで含めた一環した支援システムを構築し、きめ細かな支援を実施している。

兵庫県においては、阪神・淡路大震災の影響もあり、企業の廃業率と開業率の差が全国平均よりも大きい状況にある。このため、兵庫県内の事業所総数約25万社の1%に相当する2,500の新規事業を今後5年間で創出する「新規事業2500創出大作戦」を展開することとし、平成11年6月8日に、新たに設置した「新事業創出支援センター」を中心に産業支援機関のネットワーク化を図り、事業準備段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行う「新産業創造総合支援事業」を実施している。

また、平成10年3月18日に設立された財団法人新産業創造研究機構（N I R O）においても、新しい産業に資する先端的な研究開発を実施し、その研究成果等を広く地元企業に提供するため、平成10年4月1日に「技術移転センター」を併設し、地域産業の活性化、ベンチャー企業の育成等の事業を展開している。

(5) その他

被災地域における地域の産業復興を速やかに実現するためには、経済活動を制約する各種規制の緩和を推進し、意欲ある民間企業が自由な活動を展開できる環境を確保することが重要であることから、国土庁においては、既存事業者が、震災前の従業者数の範囲内で床面積を拡大して工場を再建すること、被災工場の跡地に、震災前の従業者数の範囲内または震災前と同一業種であれば、他の事業者が工場を新設することが可能となるような工場等制限法の特例措置を講じた。

また、被災地域の規制緩和を推進するため、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構において真に緩和が必要であるものについて、国または地元自治体に要望を行うことができる枠組みを構築した。

表 3-6-1 「産業復興3ヶ年計画」における支援事業（その1）

支 援 項 目	支 援 事 業	事業数
産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災拠点、広域防災帯の整備推進 ・陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備推進 ・産業保安体制の基盤強化 ・高圧ガス製造事業所安全対策の強化 ・民生用L Pガス設備の防災対策の強化 ・高圧ガス従事者の養成 ・新エネルギー利用システムの導入 ・熱供給幹線構想の推進 ・被災地における市街地再開発事業 	9
被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築	<p>①被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Buy Hyogo 運動等復興キャンペーンの推進 ・各種実態把握調査と分析の実施 ・総合相談所での相談の実施 ・被災中小企業組合特別相談事業の実施 ・HYOGO-NET による復旧・復興支援情報の提供 ・復興支援チームによる商店街・小売市場の指導 ・工業技術センターの技術指導の強化と早期復旧 ・下請取引のあっせんの強化 ・被災地域等の観光再建支援 ・兵庫の観光情報（復旧速報版）の発行 ・産業保安体制の確保 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②金融、税制面の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設・拡充された中小企業金融公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援 ・小企業等経営改善資金融資の貸付限度額の引上げ ・緊急特別資金の融資対象者の拡大 ・日本開発銀行の融資制度の活用による大企業等への事業支援 ・中小企業設備近代化資金貸付金等の償還期間の延長 ・既往債務の返済猶予 ・信用保証制度の充実 ・信用保証協会の基本財産の造成 ・信用保証料の補助 ・災害復旧資金等への利子補給 ・各市による災害復旧融資制度の創設 ・法人税の特例、法人事業税及び法人県民税（法人税割）の不均一課税、地価税、不動産取得税、固定資産税等の軽減 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>③事業の場の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設工場の設置支援 ・共同仮設店舗の設置支援 ・仮設事務所のあっせん ・商店街等の共同施設の復旧に対する補助 ・事業協同組合等の共同施設の復旧に対する補助 ・被災商工会館等の機能復旧に対する支援 ・事業用地等の情報提供 ・瓦礫の早期撤去 	57

表3-6-1 「産業復興3ヶ年計画」における支援事業（その2）

支援項目	支援事業	事業数
	<p>④既存産業の高度化・新分野進出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸ファッション産業復興支援センターの開設 ・中小企業設備近代化資金貸付金等の事業規模拡大 ・新分野進出等補助金の充実 ・新分野進出支援資金融資の充実 ・事業革新法に基づく事業革新への支援 ・産業交流センターの整備 <p>(製造業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワールドパールセンター（WPC）の推進 ・下請取引の多角化 ・機械金属関連業界、ケミカルシューズ、酒造産地等の集団化、共同化の促進 ・地場産業の販路開拓や共同PR事業等に対する補助 ・ケミカルシューズ産地の新分野進出等の活性化事業への支援 ・粘土瓦製造技術の研究開発及び販売促進事業の推進 <p>(商業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売商業支援センターのアドバイザーによる商店街等再整備計画策定の指導 ・阪神地域流通基地整備計画の策定 ・中小企業の物流効率化計画等の策定への支援 ・高度商業基盤施設の整備促進関連事業 <p>(集客型産業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光系の人材養成機関（いわゆる観光大学など）の整備促進 ・観光文化資源の再生 ・イベントリレーの開催 ・大規模集客施設（テーマパーク）構想の推進 ・国際コンベンションの誘致・開催 ・観光キャンペーン事業等の拡充 ・西宮浜地区の整備 ・南芦屋浜地区の整備 <p>(サービス業、業務機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会館の早期再建 ・業務用ビルの早期再建の促進 	
<p>成熟社会に相応しい新産業の導入・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業グローバルネットワーク拠点としての新産業創造支援センターの整備推進 ・新産業創造キャピタル制度の創設 ・新工業技術センターの整備推進 ・起業家支援情報ネットワークシステムの整備 ・新産業創造プログラムの充実 ・新産業創造クラブの運営 ・中小企業創造活動促進法に基づく創業及び研究開発支援等 ・産学官による共同研究開発の推進 ・ウェルフェアテクノハウス（先端介護機器を備えた住宅型研究施設）を活用した研究開発の推進 ・被災地域と連携した播磨科学公園都市における新産業の育成に向けた研究及び支援体制の強化 	<p>10</p>

表 3-6-1 「産業復興3ヶ年計画」における支援事業（その3）

支援項目	支援事業	事業数
高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・東播磨情報公園都市構想の推進 ・デジタルクリエイティブ工房の整備 ・神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想の推進 ・ひょうご産業情報化促進センターの設置 ・新都市開発等の進展にあわせた光ファイバー網の面的・先行的整備 ・情報バックアップシステムの整備促進 ・高度情報通信基盤を使った新製品試売ネットワークの形成促進 ・マルチメディアアートビレッジの形成促進 	8
産業配置と広域的連携	<ul style="list-style-type: none"> ・産業再配置プランの策定 ・被災地周辺（内陸部）における産業団地の整備 ・尼崎臨海西部拠点開発地区の整備推進 ・神戸市東部新都心の整備推進 ・六甲アイランド南の整備推進 ・ポートアイランド（2期）の整備 ・宝塚新都市開発事業の推進 ・被災地域における工場等制限法等の規制緩和による産業復興の促進 	8
世界都市機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫国際センター等国际交流・協力ゾーンの整備推進 ・国際ビジネスエリアの整備促進 ・インポートマート等集客施設の整備促進 ・新しい美術館の整備推進 ・淡路島国際公園都市の整備推進 ・ひょうご輸入住宅総合センターの設置 ・外資系企業・外国企業の誘致 ・エンタープライズゾーンの設置 ・スーパーコンベンションセンター構想の推進 ・WHO神戸センターの設立 	10
雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金制度の特例措置 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度及び生涯能力開発給付金制度の特例措置 ・雇用維持奨励金制度の創設 ・企業における技術者・技能者の人材確保支援 ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置 ・被災者雇用奨励金制度の創設 ・雇用保険失業給付の特例措置 ・被災失業者に対する雇用の場の確保 ・被災離職者に対する職業能力開発の実施 ・合同就職面接会の開催 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災勤労者の生活安定 ・緊急雇用状況調査の実施 ・企業の人材育成の支援強化と職業能力開発の環境整備の推進 	14
合計		116

表3-6-2 「産業復興支援充実策」に盛り込まれた支援施策（その1）

支 援 項 目	支 援 施 策（産業復興支援充実策）
<p>1 早期復興へ向けた支援施策 (1) 金融面での支援</p>	<p><input type="checkbox"/>①県・神戸市災害復旧資金融資制度の据置期間及び融資期間の延長 <input type="checkbox"/>②災害復旧資金利子補給事業の利子補給実施期間の延長 <input type="checkbox"/>③政府系金融機関による災害復旧貸付制度等の取扱期間の延長 <input checked="" type="checkbox"/>④中小企業設備近代化資金等による新鋭機械装置導入等への支援</p>
<p>(2) 未再開事業者等への支援</p>	<p><input type="checkbox"/>①事業再開等支援事業 <input type="checkbox"/>②事業再開等支援資金利子補給事業</p>
<p>(3) 事業の場の提供</p>	<p><input type="checkbox"/>①災害復旧高度化事業計画書の提出期限の延長 <input type="checkbox"/>②不動産取得税の減免期間の延長 <input type="checkbox"/>③代替家屋の取得に伴う不動産取得税の特例措置 <input type="checkbox"/>④土地の固定資産税・都市計画税の軽減 <input type="checkbox"/>⑤民間賃貸工場家賃への助成 <input checked="" type="checkbox"/>⑥災害復旧高度化事業による商業施設等の整備 <input checked="" type="checkbox"/>⑦復興支援工場の整備 <input checked="" type="checkbox"/>⑧災害復旧高度化事業による工場の整備 <input checked="" type="checkbox"/>⑨代替家屋・償却資産の取得等に伴う固定資産税・都市計画税の特例措置 <input checked="" type="checkbox"/>⑩事業所税（新增設分）の減免</p>
<p>2 復興に遅れの見られる分野への重点的施策 (1) 復興が遅れている事業者への支援</p>	<p><input type="checkbox"/>①本格復興促進支援事業</p>
<p>(2) 商店街・小売市場の活性化支援</p>	<p>（事業の場の確保） <input type="checkbox"/>①空き店舗情報提供システム整備への助成 <input type="checkbox"/>②店舗共同化促進事業 <input type="checkbox"/>③商店街・商業集積活性化事業 <input type="checkbox"/>④仮設店舗撤去への助成 <input type="checkbox"/>⑤災害復旧高度化事業計画書の提出期限の延長《再掲》 <input type="checkbox"/>⑥不動産取得税の減免期間の延長《再掲》 <input type="checkbox"/>⑦代替家屋の取得に伴う不動産取得税の特例措置 <input type="checkbox"/>⑧土地の固定資産税・都市計画税の軽減《再掲》 <input type="checkbox"/>⑨本格復興促進支援事業《再掲》 <input checked="" type="checkbox"/>⑩災害復旧高度化事業による商業施設等の整備《再掲》 <input checked="" type="checkbox"/>⑪災害復旧高度化アドバイザーの派遣 <input checked="" type="checkbox"/>⑫震災復興高度化事業促進助成事業 <input checked="" type="checkbox"/>⑬小売商業支援センター事業の実施 <input checked="" type="checkbox"/>⑭魅力ある街づくり事業の実施 <input checked="" type="checkbox"/>⑮商業基盤施設整備事業 <input checked="" type="checkbox"/>⑯共同施設建設費助成事業 <input checked="" type="checkbox"/>⑰代替家屋・償却資産の取得等に伴う固定資産税・都市計画税の特例措置《再掲》 <input checked="" type="checkbox"/>⑱事業所税（新增設分）の減免《再掲》</p>

注) ①□印は、新規拡充事業
 ②△印は、既存事業

表3-6-2 「産業復興支援充実策」に盛り込まれた支援施策（その2）

支 援 項 目	支 援 施 策（産業復興支援充実策）
	<p>（顧客の確保）</p> <p><input type="checkbox"/>①被災商店街コミュニティ形成支援事業</p> <p><input type="checkbox"/>②広域商店街・小売市場復興連携支援事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>③商店街・小売市場復興イベント開催支援事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>④中小商業活性化基金助成事業</p> <hr/> <p>（人材の養成）</p> <p><input type="checkbox"/>①被災商業者に対する研修機会への支援</p>
(3) 中小製造業の活性化支援	<p>（事業の場の確保）</p> <p><input type="checkbox"/>①本格復興促進支援事業《再掲》</p> <p><input type="checkbox"/>②災害復旧高度化事業計画書の提出期限の延長《再掲》</p> <p><input type="checkbox"/>③不動産取得税の減免期間の延長《再掲》</p> <p><input type="checkbox"/>④代替家屋の取得に係る不動産取得税の特例措置</p> <p><input type="checkbox"/>⑤民間賃貸工場家賃への助成《再掲》</p> <p><input type="checkbox"/>⑥土地の固定資産税・都市計画税の軽減《再掲》</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑦復興支援工場の整備《再掲》</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑧災害復旧高度化事業による工場の整備《再掲》</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑨代替家屋・償却資産の取得等に伴う固定資産税・都市計画税の特例措置《再掲》</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑩事業所税（新增設分）の減免《再掲》</p> <hr/> <p>（競争力の確保）</p> <p><input type="checkbox"/>①地域産業復興支援事業</p> <p><input type="checkbox"/>②産業復興支援アドバイザーの増員</p> <p><input type="checkbox"/>③地域産業集積活性化法に基づく計画策定等支援</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>④工業技術センターによる技術研究指導</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑤中小企業新分野進出等円滑化法による支援</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑥新産業創造プログラムの推進</p> <hr/> <p>（人材の養成）</p> <p><input type="checkbox"/>①靴学校への技術者の派遣</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>②デザインセンターによる産業デザイン大学の開設</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>③集積活性化事業による人材養成事業の実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>④兵庫県産業技術大学による技術者養成</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/>3 観光・集客施策</p> <p>(1) 観光資源・集客施設の整備</p> <hr/> <p>(2) 集客イベントの開催</p>	<p><input type="checkbox"/>①阪神・淡路百名所づくり事業の推進</p> <p><input type="checkbox"/>②スーパーコンベンションセンターの整備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>③多目的ホールの整備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>④AWAJI国際観光島づくりの推進</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>①国際観光テーマ地区の形成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>②観光復興キャンペーン事業の推進</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>③明石海峡大橋キャンペーン事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>④集客・観光イベントの開催</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>⑤広域的観光ネットワークづくりの推進</p>

注) ①□印は、新規拡充事業
 ②△印は、既存事業

表3-6-2 「産業復興支援充実策」に盛り込まれた支援施策（その3）

支 援 項 目	支 援 施 策（産業復興支援充実策）
<p>4 新しい産業の創造支援 施策 (1) ベンチャー企業支 援</p>	<p>□①ベンチャープラザ事業、ベンチャー出会いの場の実施 △②新産業創造プログラムの推進《再掲》 △③新産業キャピタルの推進 △④起業家育成システムの推進 △⑤起業家支援情報ネットワークシステムの運営</p>
<p>(2) 情報化・研究開発 支援</p>	<p>□①（財）新産業創造研究機構事業の拡充 □②東播磨情報公園都市中核施設の整備 □③APIIテクノロジーセンターの拡充による東播磨情報公園都 市構想との連携 □④KIMEC構想の推進（デジタル映像研究所の整備等） □⑤ワールドパールセンターの整備 △⑥デジタルクリエート工房の運営 △⑦デジタル映像工房の整備 △⑧震災地区産業高度化システム開発実証事業の実施 △⑨東播磨情報公園都市構想の推進 △⑩神戸リサーチセンター・神戸情報通信研究開発支援センター の整備 △⑪KIMEC構想の推進（㈱神戸デジタル情報企画の設立等）</p>
<p>(3) 企業誘致の促進</p>	<p>□①（財）阪神・淡路産業復興推進機構事業に対する助成の拡充 （企業誘致促進ワンストップサービス事業等） □②FAZ法に係る税制の優遇措置及び減収補てん措置の被災地特 例の延長 □③国際ビジネスサポートセンターの整備 △④企業誘致セミナー等の開催 △⑤上海・長江交易促進プロジェクトの促進 △⑥アジア経済交流センター支援事業 △⑦新産業構造拠点地区への企業立地支援 △⑧海外経済ミッションの派遣</p>
<p>(4) 新産業構造形成プ ロジェクトの推進</p>	<p>△①神戸東部新都心地区における地域冷暖房事業 △②神戸灘浜エネルギー&コミュニティー計画 △③神戸ルミナリエ △④新産業の創造、育成及び普及のための研究事業と教育・研修 事業</p>

注) ①□印は、新規拡充事業
 ②△印は、既存事業

表 3-6-3 「阪神・淡路震災復興計画推進方策」の概要（産業・雇用関連部分）（その1）

項 目	支 援 の 概 要
<p>① 既存の本格復興・高度化</p>	<p>①中小企業の経営基盤の強化 震災の影響に加え、景気回復の遅れ等の中で、顧客や売上高の減少など厳しい経営状況にあることから、新たな資金ニーズへの対応や既存借入の負担軽減のための施策等を展開する。</p> <p>②商店街・小売市場の活性化 高齢化、後継者不足、空き店舗等の増加などの構造的課題に加え、震災による直接被害と周辺人口の減少により売上げが低迷している商店街・小売市場のために、商業基盤施設の整備や集客イベントの支援など、まちづくりと一体となった賑わいを取り戻す施策を講じる。</p> <p>③中小製造業の活性化 研究開発力・技術力・デザイン力の強化などにより、中小製造業の高付加価値化、新分野進出、競争力強化、人材養成などを支援する。特に、中小・零細の下請企業や地場産業について、集団化や経営体制の共同化及び取引の多角化を進めて業界の構造転換と経営の近代化を目指す。</p>
<p>② 雇用の安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成</p>	<p>①地域産業を支える人材育成・確保と職業能力開発の推進 地域産業を支える人材の育成や雇用機会の確保に努めるとともに、勤労者の自主的な職業能力開発を支援する。また、福祉分野での計画的な人材育成、神戸港の近代化に対応した専門的技術者の育成を支援する。</p> <p>②労働力需給調整機能の充実・強化と自律的就業への支援等 求職者の多様なニーズに対応し、就業機会の確保に努める。経済のグローバル化、高度化、情報化、高度技術化の進展による産業構造の変革を見据えながら、公共職業安定所の労働力需給調整機能の強化を図り、効果的な労働力需給調整に努める。</p>
<p>③ 21世紀の成熟社会にふさわしい産業構造の構築</p>	<p>①魅力ある経済活動環境の整備と新しい産業の導入・育成 次世代型産業構造への転換など自律的な復興を促進するため、事業意欲の喚起や新たな産業の導入・育成を支援する。</p> <p>②世界都市機能の拡充 神戸を中心に古くから国際都市として発展してきた被災地域のポテンシャルを生かし、集客施設の整備などにより国際交流の拠点機能を充実する。魅力ある経済活動環境を整備し、国内外の企業の誘致を促進、被災地域の世界都市機能の拡充を図る。</p>

表 3-6-3 「阪神・淡路震災復興計画推進方策」の概要（産業・雇用関連部分）（その2）

項 目	支 援 の 概 要
<p>③ まちづくりと一体となった産業の復興</p>	<p>地域産業の空洞化など構造的課題を解決していくため、都市・居住・産業の各機能が複合的に存在する市街地の活性化を図り、まちづくりと一体となった復興を推進する。</p>
<p>④ 観光・集客の促進</p>	<p>観光・サービス業の活性化を図るため、集客施設の整備や集客イベントの展開を進めるほか、地域の特性を生かした周遊ルートの設定など集客都市群の形成を図る。特に、明石海峡大橋の架橋効果を生かすため、国内外へのPR、イベントの開催、観光資源の開発を進める。集客力を高めるため、行政・観光団体・企業が一体となって「観光ひょうご復興推進協議会」を組織し、多種多様な取り組みを進める。</p>

6-4 神戸港の復興にむけて

1. 神戸港等の復興計画

日本一のコンテナ貨物取扱量を誇った神戸港の壊滅的被害は、国内外の経済活動に多大な影響を与えたことから、港湾機能の早期回復及び復興が求められた。このため運輸省は、被災直後の平成7年2月10日に神戸港復興の基本方針となる「兵庫県南部地震により被災した神戸港の復興の基本的考え方」を策定した。

「兵庫県南部地震により被災した神戸港の復興の基本的考え方」

1. 港湾機能の早期回復

- ・ 応急復旧による港湾機能の早期回復・早期暫定供用の実施
- ・ 段階的な本格供用の実施
- ・ 概ね2年以内での港湾機能の全体的回復
- ・ 台風期までの第一線防波堤及び海岸保全施設の機能回復

2. 港湾施設の耐震性の強化

- ・ 施設の重要度に応じた耐震性の向上（設計震度の引き上げ）
- ・ 構造様式の多様化（地震応答の異なる構造様式の組み合わせ）
- ・ 人工島との連絡路は、地震応答の異なる構造形式による多重化を図る
- ・ 岸壁の方向性を配慮した耐震強化岸壁の分散配置

3. 市街地復興との連携

- ・ 市街地の円滑な復興を支援するため、がれきを埋立材として利用する
- ・ 遊休化した臨港地区の港湾機能と連携した新都心形成

4. 国際拠点港湾としての復興

- ・ ポートアイランド2期地区及び脇浜地区も再開発
- ・ 陳腐化した既設施設の再開発
- ・ 高規格コンテナターミナルや多目的バースの整備

これを踏まえ、神戸市は2月12日に神戸港復興計画委員会を設置して検討を進め、「神戸港復興計画」を4月28日に同委員会においてとりまとめた。このほか、兵庫県においても4月4日に「兵庫県港湾復興計画」を策定した。

「神戸港復興計画」

1. 概ね2年以内に港湾機能の回復を目指す（短期復興計画）

港湾機能の早期復旧のため、優先順位を定め、重点整備による効率的な復興を行い概ね2年を目途に神戸港全体の機能回復を図ることとする。また、緊急復旧・応急復旧によって利用可能となったバースを暫定利用しながら、隣接するバースの本格復旧を行い、本格復旧が完了したバースに利用者をシフトして残りのバースの復旧を行う

という、いわゆる「打って替え」方式で、復旧工事を進めることとする。

2. 「神戸港港湾計画」(目標：概ね平成17年)を基に、震災を乗り越えた21世紀の新たな港づくりを目指す(中長期復興計画)

短期復興計画によって神戸港全体の機能が回復した後の中長期の港湾整備を、概ね平成17年を目標年次とする「神戸港港湾計画」に基づいて実施するとともに、「防災港湾」づくりや震災後の現状に立脚した新たな港づくりを行っていく。

・震災を乗り越えた「21世紀のアジアのマザーポート」づくり

高規格コンテナターミナルやT S L対応バース等最新鋭の港湾施設の整備促進に努めるほか、トランシップ機能の向上や臨港交通施設の充実等港湾機能の拡充・強化を図る。

・神戸の産業復興に資する港づくり

中国をはじめアジア諸国との交流促進・貿易振興を図るための拠点づくりを行う等、人、物、情報の総合的な交流拠点を目指すとともに国際化・情報化に対応した新産業の発展に資する港づくりを行う。

・「神戸の魅力」再生に資する港づくり

都心ウォーターフロントの整備を進めるなど都市と調和した水辺空間を創出するとともに、環境と共生する港湾の実現を目指し、魅力ある港湾環境の創造を図る。

・震災の教訓を生かした、災害に強い「防災港湾」づくり

高潮・津波・地震に対し十分な対策を備えた港湾づくりを行うとともに、都市の防災体制の一翼を担えるよう水際線及びその背後地を利用して耐震強化岸壁や防災拠点を整備する。

・震災後の現状に立脚した、新たな港づくり

既設埠頭の災害復旧を再開発計画に基づいて実施するほか、ポートアイランドの再開発を積極的に検討するとともに、国際的な港間競争に対応するため、利用者のための港づくりを行う。

・市街地の復興に資する計画とする

土地利用計画を見直し、新たな土地需要に応えることによって、市街地の復興に貢献できるようにする。

2. 総理大臣からの検討指示

このような計画に基づき、神戸港の復旧工事は急ピッチで進んだ。しかしながら震災後、貨物量が従来の水準まで戻らない状況下で、より一層の復興を果たすためには、神戸港のハード・ソフト両面について利用環境の向上が必要であった。それゆえに、震災直後から港湾関連料金の減免など様々な施策が実施されてきたところであるが、平成8年5月24日に総理大臣より、関係閣僚に対し神戸港の入出港時の事務手続きの簡素化について検討するよう指示があった。

神戸の港湾関係業界団体及び官公庁等により構成される「神戸港復興推進協議会」において、業界からの具体的要望を集約した結果、①書類様式の簡素化、②書類の受付方式の見直し、③港湾における情報システムの構築、の3項目に整理された。これを受け、復興

対策本部事務局及び運輸省が中心となって、法務省、大蔵省、厚生省、農林水産省及び港湾管理者である神戸市との間で密接な連携を取りながら検討を行った。

その結果、平成8年10月11日には、被災地の産業を支える神戸港の復興のため、「神戸港の入出港時の事務手続きの簡素化について」を決定し、①書類様式の簡素化、廃止等、②FAXによる受付拡大等の書類の受付方式の見直し、③港湾における情報システムの構築、を推進することとした報告を総理大臣に対して行った。

その後の成果として、平成8年11月には、申請書類のFAXによる受付を拡大するとともに、翌12月には、書類様式の簡素化を実施した。また、港湾施設の利用等港湾管理者に係る手続きの電子情報処理化を平成11年10月から実施している。

(平成8年10月11日)

神戸港の入出港時の事務手続きの簡素化について

神戸港の入出港時の事務手続き簡素化に関して業界から提出された具体的要望について、業界団体及び官公庁等により設立された「神戸港復興推進協議会」において集約したところ、①書類様式の簡素化等、②書類の受付方式の見直し、③港湾における情報システムの構築の3項目に整理された。これを受け、関係各省庁等において検討した結果、以下の措置を講ずることとした。

1. 書類様式の簡素化等について

次の書類様式について、本年12月を目途に簡素化等の措置を講ずる。

- ・入出港関係書類の代理者による記載内容変更申請、輸出船積み確認の簡素化(税関)
- ・入出港に係る停泊場所指定願、移動届・許可申請書および夜間入港許可申請書の様式統一ならびに係留施設使用届の一括届出化(海上保安庁)
- ・民間係留施設に係留する場合の提出書類の廃止(港湾管理者、平成9年1月目途)

2. 書類の受付方式の見直しについて

次の書類について、本年12月を目途にFAXによる受付拡大等の措置を講ずる。

- ・入出港届、寄港地リスト、乗組員名簿(入国管理局)
- ・入出港届、寄港地リスト、乗組員名簿、積荷目録、積荷目録訂正願(税関)
- ・入出港届、移動届、係留施設使用届(海上保安庁)
- ・入出港届、岸壁使用許可申請書、起重機一般使用許可申請書等(港湾管理者)

3. 港湾における情報システムの構築について

既に電子情報処理を実施している通関手続きに加え、平成9年度までに、食品衛生動植物検疫の輸入検査手続きの電子情報処理化を図る。

その他の入出港に係る手続きで電子情報処理化になじむものについても、平成11年に更改予定の海上貨物通関情報処理システムとの連携を考慮して、より総合的な電子情報処理化を推進する。

なお、関係官公庁の受付窓口の集約化については、電子情報処理化の動向を見極めた上で判断することが適当と考えられる。

第7節 市街地復興対策

7-1 阪神・淡路復興委員会の提言

阪神淡路・復興委員会は、平成7年2月28日、「緊急対策から応急対策について必要となる復興対策のための計画の策定と実施」について『提言-1』としてまとめ、復興10ヵ年計画を県・市を中心として早急に策定することとした。

また、同年3月10日には、「心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取り組むための当面の方策」について『提言-4』としてまとめた。

提言-4（概要）

- ① 被災市街地復興特別措置法を活用し都市計画事業を慎重かつ大胆に実施すること。
- ② 協働まちづくり方式など、地元の人々の協力・話し合いによるまちづくりを進めること。
- ③ まちづくり情報を積極的に提供すること。
- ④ 地区計画策定支援のため専門家集団の非営利活動の助成措置を講ずること。
- ⑤ まちづくり過程において仮住宅・仮店舗・仮工場などきめ細かな措置を講ずること。
- ⑥ 生ごみ処理、し尿処理にきめ細かな措置を講ずること。
- ⑦ まちづくり円滑化のための土地の先買取得等、土地の流動化のための措置を講ずること。
- ⑧ 地籍調査を早急に実施すること。
- ⑨ 広く世界の有識者の提言を求めるため国際フォーラムを開催すること。

さらに、阪神淡路・復興委員会は、平成7年6月、「復興10ヵ年計画の立案に当たって都市復興の基本的考え方」を『提言-9』としてまとめた。

提言-9（概要）

- ・ 都市復興は、市民生活の安心と安全の確保を基本的課題として、回復にとどまらず未来に向け夢と希望のあるもの、施設整備にとどまらず都市生活の真の豊かさを求めるものとし、個性的伝統的特色を活かし都市の活性化を図るものであること。
- ・ 都市防災のモデル事業として、①ライフラインのネットワークを整備すること。中幹線部分は共同施設として防災幹線道路に集約し緊急かつ容易に復旧しうること。②緑の回廊を整備し、市街地の防災性を高めること。
- ・ 都市防災軸としてのライフラインの共同施設、緑の回廊の整備に、政府は特段の措置を講ずること。
- ・ これに関連し安全生活街区を設立し、住民主体として、市民生活の安心と安全の基盤を確立すること。
- ・ 前期5ヵ年の施策として復興特別事業、長期的視点から10ヵ年を通じた復興特定事業を明らかにすること。

これらを受け、兵庫県及び神戸市は、復興10ヵ年計画として「阪神・淡路震災復興計画」、「神戸市復興計画」を各々策定した。

7-2 阪神・淡路都市復興基本計画の策定

兵庫県は震災からの教訓と課題を踏まえ、平成7年8月、都市復興の基本方針などをまとめた「阪神・淡路都市復興基本計画」（対象地域：10市10町）を策定した。これは、策定過程において、復興10ヵ年計画である「阪神・淡路震災復興計画」の都市復興部門をまとめる基礎となった他、法定都市計画として定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」などの基本となり、地域防災計画の改訂にも反映されている。

「阪神・淡路都市復興基本計画」の概要

1. 多核・ネットワーク型都市構造の形成

(1) 新しい都市核の建設

神戸市東部新都心や東播磨情報公園都市等の新しい都市核の早期建設。

(2) 被災市街地の復興整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業などを推進することにより、安全で良好な市街地を再生。

(3) 住宅及び産業の復興

① 住宅の復興

新しい都市核で住宅供給を行うとともに、既成市街地の住宅及び居住環境を再生。災害に強く、高齢者や障害者にやさしい安全で快適な住環境を創出。

② 産業の復興

既成市街地の都心・副都心と「新しい都市核」との適正な機能分担・連携により、既存企業の円滑な移転や新規企業の誘致を推進。個性ある産業拠点の適正配置・ネットワーク化。

(4) 都市ネットワークの進化

交通機能の強化、ライフラインの信頼性の向上、情報通信基盤の整備等。

(5) 水と緑の都市づくり

緑地の保全、河川や街路等の整備などによる緑化の推進による水と緑のネットワークづくり、及び、公園都市づくりの推進。

2. 「防災機能の強化」

(1) 広域防災拠点の整備などの「広域的な都市の防災」の推進強化。

(2) 広域防災帯、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備などの「市街地の防災」の推進強化。

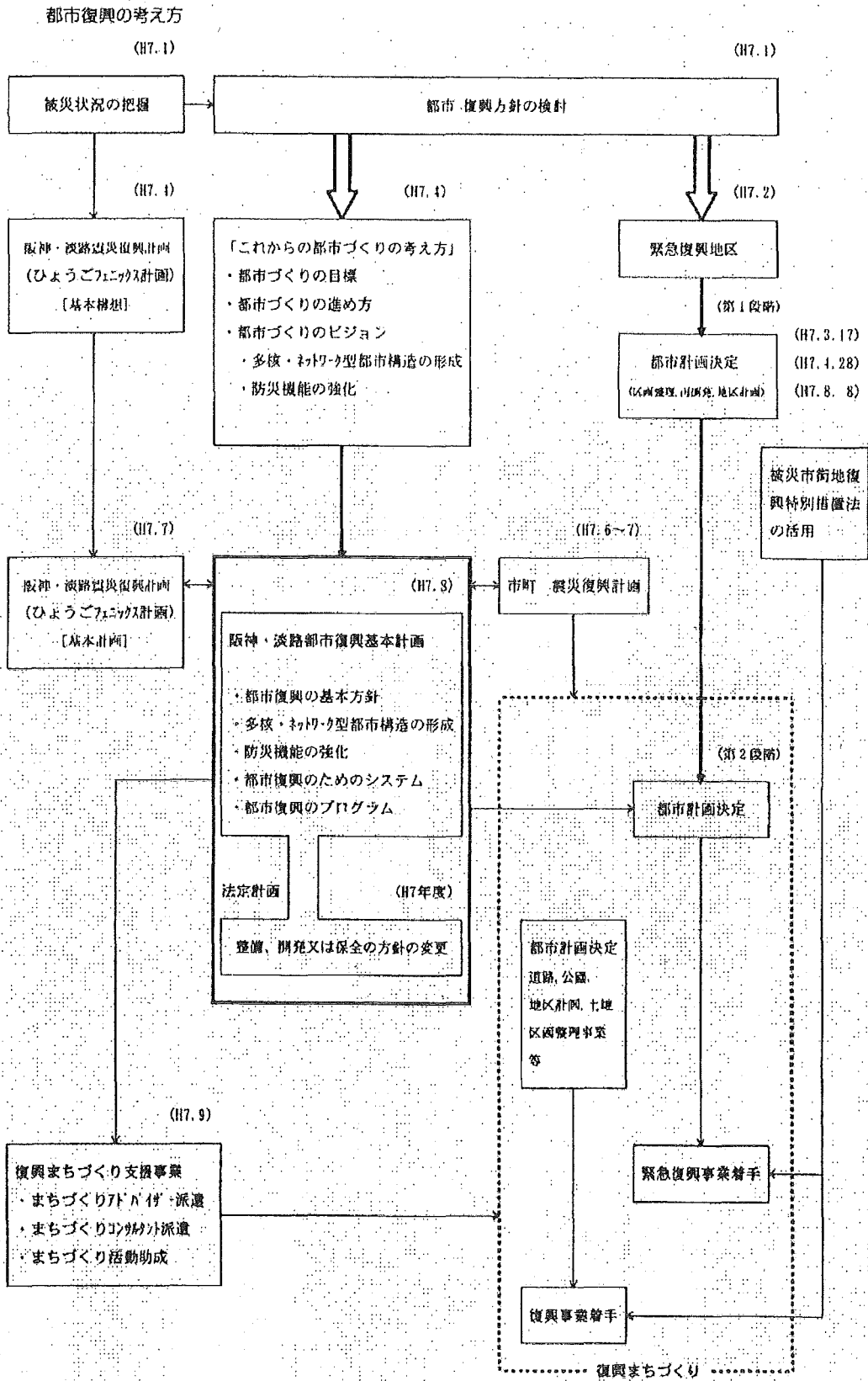
3. 都市復興のためのシステム

都市復興のためのシステムとして、「住民参加のまちづくり支援策」等を位置付け。

(1) 復興事業地区ごとに「復興まちづくり相談所」を設けるほか、アドバイザー派遣などによる住民主体のまちづくり支援。

(2) まちづくりに関する幅広い相談業務やアドバイザー派遣を行う「ひょうご都市づくりセンター」の設置。

図 3-7-1 都市復興の考え方 (兵庫県資料)



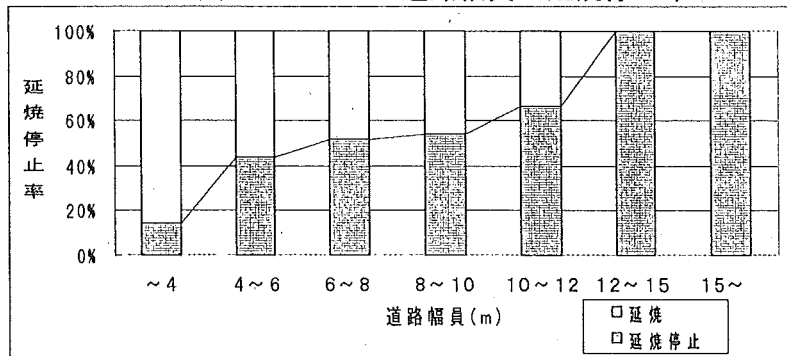
7-3 阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

阪神・淡路復興対策本部は平成7年7月28日、「提言-9」及び地元の復興10ヵ年計画(案)を受け、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、「安全な地域づくり」のため、①オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり、②防災性を有するライフラインの整備、③応急災害対策に資する公共施設の整備諸施策、などの諸施策を具体的に列挙した。この方針の下、関係各省庁においては、適切な支援措置を講じてきたところである。

7-4 被災市街地の復興整備

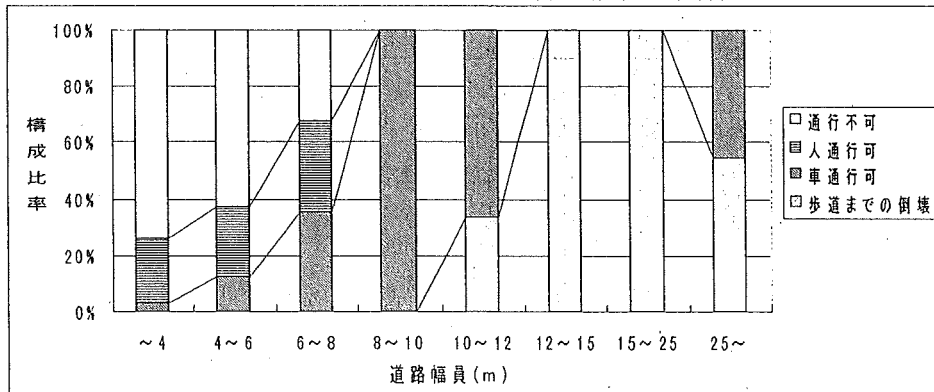
阪神・淡路大震災においては、道路等の都市基盤施設が十分整備されていない地域で建物の倒壊や焼失等の集中的な被害が発生した。建設省が震災直後に行った調査においても、道路幅員と延焼停止にかなりの相関が認められる。また、建物の倒壊による道路の閉塞は被災直後の避難、救助・救援活動さらには応急復旧活動等の成否に大きな影響を及ぼすが、細街路において人や車の通行ができない道路閉塞区間が多くみられた。

図3-7-2 道路幅員と延焼停止率



(阪神・淡路大震災での神戸市長田区における火災の分析結果：建設省資料)

図3-7-3 道路幅員と通行可能性の関係



(阪神・淡路大震災での国道2号沿道における建物倒壊の分析結果：建設省資料)

市街地の復興に当たっては、滅失した建築物が任意に再建され、震災前の都市基盤整備の不十分な状態が復元され、再建不可能な宅地、狭小・不整形な宅地が多く残存することを防ぐため、まず、建築基準法第84条に定める被災市街地における建築制限を実施し、被災から2ヶ月後に市街地再開発事業及び土地区画整理事業、並びに、被災市街地復興特別措置法（平成7年2月26日公布・施行）に基づく被災市街地復興推進地域をあわせ、都市計画決定した。

なお、これらの事業では、事業計画決定前においても譲渡所得税にかかる震災特例措置が適用されることとなるため、これにより、希望者からの公共施設用地の早期買取りが可能となり、さらに、事業用仮設住宅や事業用仮設店舗への早期入居にも寄与した。

都市計画決定については、まず、導入する事業の区域と種類のほか、幹線道路及び近隣公園等の都市計画の大枠部分のみを決定し、その後、身近な街路や公園を含むまちづくり計画について、事業主体が住民と十分に意見交換を進めつつ案を作成し、改めて都市計画決定するという2段階方式を採用した。

第8節 復興特定事業の推進

8-1 復興特定事業について

復興特定事業とは、阪神・淡路復興委員会の提言－8（平成7年5月22日第7回会合、復興10ヵ年計画の基本的考え方）の7「復興10ヵ年計画の策定にあたり、長期的視点から10ヵ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること」を受け、復興対策本部が選定した事業である。

復興特定事業の選択と確定については、提言－8の8においては「第1次95年（平成7年）7月、第2次96年（平成8年）7月、第3次97年（平成9年）に分け、重要度が高く、実施可能性が高いものから順次明らかにすること」とされていたが、平成10年1月の阪神・淡路復興対策本部第9回会合において、平成10年以降においても、「被災地の本格的な復興に向けて、経済の復興等を図る必要がある」ことから、「弾力的に」取り扱うこととされ、事業の成熟度に応じて柔軟に運用することとなった。

具体的には、提言－11（平成7年10月10日第13回会合、復興特定事業の選定と実施）の8～11において「極めて意義のある事業」として以下の4つの事業が提言されている。

プロジェクト－1 上海長江交易促進プロジェクト

プロジェクト－2 ヘルスケアパークプロジェクト

プロジェクト－3 新産業構造形成プロジェクト

プロジェクト－4 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

このうち、事業内容等が明確となっていたプロジェクト－1「上海長江交易促進プロジェクト」及びプロジェクト－2「ヘルスケアパークプロジェクト」以外のプロジェクトについては、個別事業ごとに事業内容が明確になった後、事業主体からの申請を受け、復興特定事業として選定した。

プロジェクト－3「新産業構造形成プロジェクト」については、第1回（平成9年7月）に4事業、第2回（平成10年1月）に3事業、第3回（平成12年2月）に4事業の計11事業を選定した。

プロジェクト－4「阪神・淡路大震災記念プロジェクト」については、第1回（平成9年1月）に7事業、第2回（平成12年2月）に2事業の計9事業を選定した。

復興特定事業として選定された事業については、提言－8の9において「国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としても積極的に必要な措置を講ずること」とされていることを踏まえ、全ての事業に対して国からの支援策が講じられている（表3-8-1参照）。

表 3-8-1 復興特定事業一覧表 (その1)

事業名(事業主体)	選定期期	進捗状況等	国による主な支援措置の概要
<p><プロジェクト-1> 上海長江交易促進プロジェクト ①大長江フェアの開催</p> <p>②日中合弁情報コンサルティング会社の設立</p> <p>③長江・神戸間の輸送システムの整備 ・長江直航船の運航</p> <p>・神戸港に直航船の優先利用ゾーンとなる交易港区を設置</p>	<p>H 8.10 日中上海 ・長江一 神戸・阪 神交易促 進委員会 総会で概 要を決定</p>	<p>H 9～11年に実施</p> <p>H11. 3 に中止決定 既存コビルで対応</p> <p>H 9. 2 より実施</p> <p>H 9. 4 に設置</p>	<p>注) H11. 7 日中 神戸・阪神・長江中下流域 交流促進協議会を設立。現在は経済・ 文化に項目を集約し対応。 ・経済交流：左記輸送システムの整備の他 プロジェクト提案、中国ビジネス情報講 座などを実施 ・文化交流：日中交流サロン等各種人的交 流を実施 ・経済・文化共通：左記大長江フェア(中 国マンス)の他中国人街形成活動等展開</p> <p>○ベース整備 ○高度物流センター整備</p>
<p><プロジェクト-2> ヘルスケアパークプロジェクト (兵庫県及びびょうごヒュー マンケア株式会社)</p>		<p>H12年度:工事着手 H14年度:開業予定</p>	<p>○大阪湾臨海地域開発整備法(バイ法)の中核的 施設に位置づけ(H10. 4) ○リーディングプロジェクトの採択による起債 等財政上の優遇措置を適用</p>
<p><プロジェクト-3> 新産業構造形成プロジェクト ①神戸東部副都心地区における 地域冷暖房事業 (神戸熱供給(株):神戸製鋼所 、関西電力、大阪ガスの共同 出資)</p> <p>②神戸灘浜エナジー&コミュニ ティー計画 ・卸電力事業 (株)神戸製鋼所)</p> <p>・余剰エネルギー供給事業 (株)神戸製鋼所と酒造会社8 社で構成する事業協同組合) ・地域貢献事業(株)神戸製鋼 所)</p> <p>③神戸ルミナリエ (神戸ルミナリエ実行委員会)</p> <p>④新産業の創造、育成および普 及のための研究事業と教育・ 研修事業 (財)新産業創造研究機構)</p> <p>⑤ワールドパールセンター事業 (第3セクター)</p> <p>⑥ポートアイランド第2期を拠 点とするデジタル情報通信ネ ットワーク活用事業 (第3セクター)</p> <p>⑦神戸国際通信拠点整備事業 (株)神戸製鋼所等による新 会社)</p>	<p>(第1回) H 9. 7 に選定</p> <p>(第2回) H10. 1 に選定</p>	<p>事業費約100億円 H10. 4:第1期分 工事(約19億円) の熱供給開始</p> <p>事業費約2000億円 H11. 3:着工 H14. 4:1 基目運 転開始予定 H16. 4:2 基目運 転開始予定 事業費約23億円 H14. 4:供給開始 予定 事業費約50億円</p> <p>事業費約6億円 H 7～11年に実施</p> <p>H 9. 3:財団設立 H10. 4:本格活動</p> <p>事業費約50億円 H14:竣工予定</p> <p>H 9. 2:(株)神戸 デジタル情報企 画設立 H11. 4:事業化 事業費約12億円 H11:事業会社設 立予定</p>	<p>○民活法適用による ・事業費補助(事業費の10%) ・開銀NTT-C'型融資(事業費の50%) ・開銀特利融資(防災型地域冷暖房施設融資枠)</p> <p>○施設完成後は税制の特例措置の適用対象</p> <p>○全国及び海外へのPR活動、集客活動への支援 ○(財)阪神淡路産業復興推進機構を通じて支援 (事業費補助・周辺商店街対策等)</p> <p>○特許流通アドバイザー派遣事業による支援 ○特許流通支援事業による支援 ○ものづくり試作開発支援センター整備事業に よる支援(中小企業総合事業団) ○地域研究開発促進拠点事業(RSP事業)に よる支援 ○STAフェロウシップ制度等による支援 ○輸出真珠品質管理制度推進事業による補助 ○検査技術等に関する指導助言</p> <p>○特定通信放送開発事業実施円滑法に基づく通 信放送機構による利子補給 ○先進的情報システム開発実証事業による支援 (日本情報処理振興協会(IPA)の受託事業) ○施設完成後は税制の特例措置の適用対象</p>

表3-8-1 復興特定事業一覧表(その2)

事業名(事業主体)	選定期期	進捗状況等	国による支援措置の概要
<p><プロジェクト-3>: 続き 新産業構造形成プロジェクト</p> <p>⑧宝塚観光プロムナード核施設整備事業((仮称)宝塚はなのミュージアム) (ソリオ宝塚都市開発(株))</p> <p>⑨くつのまち・ながた核施設整備事業 (くつのまちながた神戸㈱等)</p> <p>⑩国際ビジネスサポートセンター・神戸 (財)神戸市都市整備公社</p> <p>⑪神戸医療産業都市構想 (仮称)(財)先端医療センター)</p>	<p>(第3回) H12. 2 に選定</p>	<p>H12. 9:完成予定</p> <p>H11. 4:事業主体 設立 H11. 11:核施設着 工 H12. 7:核施設完 成・開業予定 事業費約59億円 H12. 4:着工予定 H13:開業予定</p> <p>H11. 3:懇談会報 告書 H17目途:主要施 設等立上げ予定</p>	<p>○中心市街地活性化法に基づく都市型新事業の支援施設として、地域振興整備公団から平成11年度内に出資予定</p> <p>○中心市街地活性化法に基づく都市型新事業の支援施設として、地域振興整備公団から出資</p> <p>○民活法の震災特例(平成11年度内に認定を行う予定) ・施設整備費補助率の嵩上げ ・開銀NTT-C型融資・低利融資比率の嵩上げ</p> <p>○新事業創出促進法に基づく、神戸市地域産業総合支援事業(地域プラットフォーム支援事業)に対する事業費補助</p> <p>○新事業創出促進法に基づく、新事業支援施設として、地域振興整備公団から平成11年度内に出資予定</p>
<p><プロジェクト-4> 阪神・淡路大震災記念プロジェクト</p> <p>①三木震災記念公園(仮称)の整備 (兵庫県、理化学研究所等)</p> <p>②北淡町震災復興記念公園の整備 (兵庫県、北淡町)</p> <p>③マルチメディア関連連携大学院(神戸大学)の設置等高度情報通信社会の発展を支える人材の育成及び実験 (神戸大学、通信・放送機構)</p> <p>④JICA国際センター(仮称)の建設及び国際交流施設の整備 (国際協力事業団、兵庫県)</p> <p>⑤兵庫留学生会館の設置 (財)日本国際教育協会)</p> <p>⑥スーパーコンベンションセンターの整備 (民間)</p> <p>⑦阪神・淡路大震災記念協会 (仮称)設立後の連携・支援 (財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>⑧阪神・淡路大震災メモリアルセンター(仮称)の整備 (兵庫県)</p> <p>⑨神戸震災復興記念公園 (神戸市)</p>	<p>(第1回) H 9. 1 に選定</p> <p>(第2回) H12. 2 に選定</p>	<p>H10. 1:センター暫定 開設 H13:センター移転予定 H16:公園開設予定 H10. 4:開園 H11. 4:メモリアル ハウス開館 H 9:マルチメディア研 究大学院設置 H8~10:直轄研究 H11. 3:資料譲渡</p> <p>H10:基本設計等 H11:着工 H13:竣工予定</p> <p>H 9. 8:着工 H11. 3:開館 H 9~10:調査 現在事業化に向け 検討中 H 9. 12:設立 H 9~10:調査実 施</p> <p>H11. 6:構想推進 協議会設立</p> <p>H17. 1. 17開園目 途:整備予定</p>	<p>○都市公園補助事業による補助</p> <p>○理化学研究所防災フロンティア研究センターの開設・公園内への移転</p> <p>○実大三次元震動破壊実験施設</p> <p>○野島断層の天然記念物指定(H10. 7)</p> <p>○神戸大学大学院自然科学研究科を情報メディア科学専攻に改組</p> <p>○通信・放送機構による直轄研究の実施と研究終了後の研究資料の譲渡</p> <p>○外務省による出資</p> <p>○文部省による補助事業</p> <p>○国土庁と協力を調査を実施(高度集客型産業都市の構築に関する調査等)</p> <p>○国土庁「阪神・淡路地域の防災関係情報の分析・活用調査」の受託</p> <p>○国土庁による施設整備費補助</p> <p>○都市公園補助事業による補助</p>

8-2 上海長江交易促進プロジェクト

1. 提言までの経緯

第4回会合（平成7年3月10日）において復興委員会は、上海及び長江流域と阪神の経済交流促進のため、神戸港における港区の設置やその背後に中国人街を想定することなどを内容とする提言を行い、検討を開始した。その後、日中経済知識交流会（同年5月10～13日）や日中上海研究会（同年6月29～30日）において、前記提言について下河辺復興委員会会長と中国側とで話し合い、賛意を得た。これを踏まえ、第13回会合（同年10月10日）において、前記提言内容を柱とする「上海長江交易促進プロジェクト」が復興委員会より復興特定事業の一つとして改めて提言された。

2. 提言の趣旨及びその内容

上海長江交易促進プロジェクトは、発展を続ける上海・長江流域の経済圏との交易促進により、被災地である阪神経済圏の復興・発展を図ることを目的として、復興特定事業の一つとして選定された。本プロジェクトに関する復興委員会の提言の内容は、次のとおりである。

- ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専用船による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
- ・このため、日中共同でフィジビリティ調査を行い、計画を策定するとともに、専用船の開発のための作業を行うこと。
- ・平成7年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。

3. これまでの主な活動

上記提言を踏まえ、平成7年11月、上海市において日中の関係者が参加し、第1回「日中 上海・長江－神戸・阪神交易促進会議」が開催された。その後、日本側のプロジェクト推進組織を設置するため、平成8年3月26日、下河辺淳阪神・淡路復興委員長を会長とし、官・学・民を会員とする「日中 上海・長江－神戸・阪神交易促進委員会（以下日本委員会）」が設立され、第1回総会が開催された。また、専門的な調査・検討を行う部会を委員会の下部組織として設置する方針を決定した。

このような委員会・部会での検討を踏まえ、輸送システムに関しては、平成9年2月3日に江海専用船（長江直航船）の第1船としてフォーチュンリバー号が就航するとともに、その就航を受け、同年4月にはポートアイランドに専用船を受け入れる基地として「交易港区」を設置した。

イベントに関しては、神戸市内で「大長江フェア（中国マンス）」を平成9、10、11年の3年に亘って開催するとともに、中国側でも平成10年に武漢市において「神戸ウィーク」を開催した。また、継続的に、少年少女の交流、研修生の受け入れ、シンポジウムの開催など人的交流を図った。

経済交流に関しては、中国ビジネスチャンスフェアを平成10年10月及び11年10月に開催し、それぞれ137件19億円及び435件35億円の成約があった。当初より検討を進めてきた日

中合併での情報コンサルタント会社の設立については断念し、会員企業の関連会社が設立した現地法人に依存することとなった。

中国ビジネスに関するコンパクトタウンとして形成活動を展開している中国人街の整備については、平成11年3月23日に天津市がポートアイランドⅡ期のキメックセンタービルに事務所を開所し、実現に向けて動き出した。また、これに先立って平成10年12月10日には、武漢市に神戸・長江経済貿易連絡事務所を開設した。

このような地道な経済・人的交流、プロジェクト推進組織による検討等を実施した結果、交流が実務段階へと移行してきた。また、下河辺会長と中国政府とのやりとりを受け、中国政府の窓口が国務院発展研究中心から国家計画委員会へと引き継がれた。これらを踏まえて推進組織の衣替えを行い、既存の日本委員会を発展的に解消する形で平成11年7月2日、神戸市を中心として官・学・民からなる新たな組織として「日中 神戸・阪神-長江中下流域交流促進協議会（以下、神戸・阪神協議会）」を設立し総会を開催した。この中で、日中代表者会議を平成11年10月末に神戸で開催する方向性を確認するとともに、文化及び経済の2つの交流促進委員会を設置した。これに対応して中国側でも江蘇省、安徽省、江西省、上海市の3省1市からなる「中日 長江中下流域-阪神・神戸地区地域合作中国側委員会」を設置した。

このような動きを受けて、平成11年11月1日、「日中 神戸・阪神-長江中下流域地域合作第1回会議（以下、長江プロジェクト神戸会議）」が開催され、双方代表者を含め日本側130名中国側30名が出席した。翌日には日中双方からの共同プロジェクトの提案がなされ、また、共同プロジェクトを具体化するための活動規則、短期合作交流計画を含む協議書が締結された。また、第2回会議は来年南京市で開催することで合意した。

平成11年11月8日には、キメックセンタービルに中国関連ビジネスを担う起業家養成等を業務とする日本企業が開業した。また、中国側委員会、武漢市、合肥市、鎮江市、南京市が在神戸事務所の開所を決定するなど、中国人街の整備に関して大きな進展があった。

4. 政府としての取組み

政府としては、本プロジェクトの進展が被災地域の経済復興に寄与するという観点から、本プロジェクトを支援してきているが、具体的な各事業については、民間ベースで推進されるべきテーマが多く含まれていることから、各事業が具体化した段階で政府の支援が必要なものについて、関係省庁が具体的な支援策について検討する方向となっている。

これを踏まえ、日本委員会及びその専門分野別下部組織にオブザーバーとして総理府、大蔵省、外務省、通産省、運輸省等関係省庁が参加してきており、新しい神戸・阪神協議会においても、引き続き参加している。これまでの政府の具体的な支援例としては、神戸港に設置された交易港区における運輸省によるバース整備及び高度物流センター整備の支援等がある。

5. 現在・今後の活動内容

現在、日中双方は経済及び文化の両面において交流を図ってきており、文化交流としては日中交流サロン（沙龍）の定期開催、留学生との交流の集い、少年少女使節団の派遣、研修員の派遣などを、また、経済交流としては、会員企業へのプロジェクト提案、中国ビ

ビジネス情報コンサルタント講座、日中企業間のビジネスマッチング、輸送システムに関する検討などを実施している。さらに、両分野に跨る事業として、新たな中国人街形成活動、神戸における中国マンス、中国における神戸ウィークを実施している。

また、長江プロジェクト神戸会議の中で日本側から4、中国側から24の特に重視している具体的な共同プロジェクトの提案がなされており、中でも日本側と中国側の貸事務所交換による「産業物産館（仮称）」の相互開設などは、既に日中双方において実現に向けて検討を実施している。その他の事業に関しても実現性の高いプロジェクトに絞って事業化調査を実施するなど、引き続き神戸市を中心として本プロジェクトの積極的な推進が期待される。

8-3 ヘルスケアパークプロジェクト

1. プロジェクトのねらい

震災後に兵庫県が設置した「都市再生戦略懇話会」（委員長 新野幸次郎神戸大学名誉教授）において、桜井靖久委員（東京女子医科大学教授）から「ヘルスケアパーク構想」の提案があった。この度の大震災ではセルフケアの重要性を再認識したところから、兵庫県が策定した阪神・淡路震災復興戦略ビジョンに「ヘルスケアパークの創設」が盛り込まれた。その後第13回阪神・淡路復興委員会（平成7年10月10日）において、極めて意義のある復興特定事業のひとつとして、「ヘルスケアパークプロジェクト」の提言がなされた。

本プロジェクトでは、阪神・淡路大震災の貴重な経験を生かし、「いのちの尊さと生きていることの素晴らしさー生命の躍動」をメインテーマに、21世紀の高齢成熟社会において健やかに生きていくために、一人ひとりが「いのちの尊さ」や「生きていることの素晴らしさ」を実感でき、訪れる多くの人々に夢と活力を与える施設としてヘルスケアパーク（仮称）の整備を神戸東部新都心において進めるものである。

2. これまでの取り組み

本プロジェクトについては、平成8年3月に兵庫県ヘルスケアパーク構想検討委員会（委員長 馬場茂明兵庫県立成人病センター総長）において取り纏められた報告書「ヘルスケアパーク（仮称）構想」の内容を具体的なものとするため、兵庫県が中心となって、保健・医療の学識経験者や産業界の代表者で組織された「ヘルスケアパーク（仮称）事業化計画検討委員会」を設置し、事業化に向けた基本的な方向を示す「事業化計画」のとりまとめが行われた（平成9年3月）。

その後、本プロジェクトを事業化するため、平成10年7月16日に事業主体として第三セクター「ひょうごヒューマンケア株式会社」（資本金 10億6,500万円 内訳：県5億円、民間5億6,500万円）を設立した。

この間、国は支援策として①ヘルスケアパークを含む神戸東部新都心の5施設を、自治省が支援するリーディング・プロジェクトとして採択し（平成10年2月26日）、兵庫県が事業主体となる施設に対して起債等の財政上の措置の適用が受けられることとするともに、②「大阪湾臨海地域開発整備法（ベイ法）」に基づく中核的施設整備に対する日本開発銀行（現：日本政策投資銀行）からの出資制度を、ヘルスケアパークを対象施設として

創設し（平成10年度～）、併せてヘルスケアパークを同法に規定する中核的施設に位置づけた（平成10年4月21日）。

3. 今後の課題

今後の課題として、現下の景気の停滞局面において集客施設としてどのように採算性を確保していくか、また隣接地に設置が決定されたメモリアルセンター（仮称）とどのように機能分担をしていくのか等の問題が残されている。

8-4 新産業構造形成プロジェクト

被災地の産業復興を進めるためには、既存産業の復興と併せて、次の時代の被災地を支える新しい産業の育成にも取り組む必要がある。こうした見地から、復興のための戦略的プロジェクトである「復興特定事業」の一つとして、阪神・淡路復興委員会から提言のあった「新産業構造形成プロジェクト」については、平成12年2月までに、地元から申請のあった次の11事業について、平成9年7月、平成10年1月及び平成12年2月にそれぞれ選定を行った。

なお、新産業構造形成プロジェクトの選定に当たっては、選定の対象となる事業ごとに、総理府阪神・淡路復興対策本部事務局長を委員長に、関係各省庁の委員で構成される委員会を開催し、審査・検討を行い、その審査の結果を「阪神・淡路復興対策本部」に報告することとしている。

1. 神戸東部新都心地区における地域冷暖房事業（平成9年7月選定）

(1) 事業の概要

阪神・淡路大震災復興計画のリーディングプロジェクトの一つに位置付けられている「神戸東部新都心地区」において、業務・研究施設、文教施設を主対象として、地域冷暖房事業を推進する事業。

(2) 事業の実施主体

神戸熱供給株式会社（株式会社神戸製鋼所、関西電力株式会社、大阪瓦斯株式会社の共同出資により設立）

(3) 事業の進捗状況

平成8年6月 神戸熱供給株式会社設立
8年12月 地域導管工事着工
9年9月 民活法の適用決定
10年3月 プラント設備・完成
4月 熱供給事業開始

2. 神戸灘浜エネルギー&コミュニティー計画（平成9年7月選定）

(1) 事業の概要

石炭火力発電所による卸電力事業を中心事業とし、これと併せて、複数の地元企業が共同して復興・高度化を目指す余剰エネルギー供給事業を行うとともに、地域の復興と企業、

地域住民との交流と共生を目指す地域貢献事業を行うもの。

a. 卸電力事業

電気事業法の改正により新たに創出された電力卸供給事業に取り組むもの。平成11年に3月に着工し、140万kw（70万kw×2基）の規模で運転開始を目指すもの。

b. 余剰エネルギー供給事業

石炭火力発電所の近隣地区において導管を設置し、地域の地場産業である西郷（灘五郷酒造組合の一部）の酒造業者等との間で、蒸気・温水の供給を行い蒸米工程等で余剰エネルギーの利用・活用を行う事業。

c. 地域貢献事業

健康増進センター、エネルギー資料館、フラワーセンター等の施設を設置し、地元住民に憩いや安らぎの場を提供することにより、被災地の街づくりに貢献する事業。

(2) 事業の実施主体

a. 卸電力事業 株式会社神戸製鋼所

b. 余剰エネルギー供給事業 株式会社神戸製鋼所、酒造8社の事業協同組合

c. 地域貢献事業 株式会社神戸製鋼所

(3) 事業の進捗状況

平成9年1月 関西電力と1基目の卸供給電力受給契約締結

10年1月 関西電力と2基目の卸供給電力受給契約締結

10年11月 国、兵庫県、神戸市による環境影響評価手続きを経て、修正環境調査書を国に、環境影響調査書を神戸市・兵庫県に提出し、建設手続きを完了。

11年6月 着工

14年4月 1基目運転開始（予定）

16年4月 2基目運転開始（予定）

3. 神戸ルミナリエ（平成9年7月選定）

(1) 事業の概要

震災犠牲者の鎮魂と、都市の復興・再生への夢と希望を託し、震災の記憶を未来に語り継ぐ催しとして、また神戸復興のシンボルとして開催。様々なデザイン様式の木製アーチの構造体を色とりどりの電球により彩色した、いわば「光の彫刻」を道路沿いや広場に設置したもので、毎年12月のクリスマス時期に合わせ、神戸市の旧外国人居留地などで開催する荘厳な光の芸術イベント。

(2) 事業の実施主体

神戸ルミナリエ実行委員会（兵庫県・神戸市・神戸商工会議所等により構成）

(3) 事業の実施状況

平成7年12月に第1回を開催。その後毎年開催。

平成11年度は、12月13日から26日までの14日間開催。

4. 新産業の創造、育成および普及のための研究事業と教育・研修事業（平成9年7月選定）

(1) 事業の概要

財団法人新産業創造研究機構において、国内外の先端的な研究機関等とのネットワークを駆使して、新しい産業の振興に資するための諸研究を実施し、その成果を広く地元企業に提供するとともに、主として被災地の中小企業等に対し新技術・新産業に関する充実した教育・研修を実施する事業。これにより、地元企業の活性化・レベルアップやベンチャー企業の育成を図り、これらを通じて地域の産業の発展と新産業の創造、産業構造の転換に貢献することを目指すもの。

(2) 事業の実施主体

財団法人 新産業創造研究機構

(3) 事業の進捗状況

平成9年3月 財団法人新産業創造研究機構設立

10年2月 科学技術庁の地域研究開発促進拠点開発支援事業（RSP事業）に基づく地域研究開発促進拠点機関に選定される

4月 技術移転センター（TCC）開設

11年1月 ものづくり施策開発支援センター開設

10月 技術移転事業成功第1号（「プレジャーボート用油圧操舵機の電動アシストシステム」）

5. ワールドパールセンター事業（平成10年1月選定）

(1) 事業の概要

ワールドパールセンター（WPC）事業は、神戸の地場産業である真珠業界が中心となり、ポートアイランド第2期地区において、真珠流通の適正化を行うための施設（真珠情報センター、真珠検査・鑑定所、国際真珠取引札所等）を整備する事業と、真珠文化の啓発及び地域活性化に資する事業（真珠ミュージアム等の建設・運営）を一体的に行う事業。

(2) 事業の実施主体

株式会社ワールドパールセンター（第3セクター）（予定）

(3) 事業の進捗状況

平成9年 ワールドパールセンター設立準備委員会設置

平成14年 竣工（予定）

6. ポートアイランド第2期を拠点とするデジタル情報通信ネットワーク活用事業（平成10年1月選定）

(1) 事業の概要

ポートアイランド第2期地区を拠点として、神戸で整備されつつある光ファイバ等の最先端のデジタル情報通信ネットワークを活用して、技術開発と人材育成を行いつつ、デジタル映像の作成、情報提供サービス及び多様な情報システムの整備等を行う事業。

a. コンテンツ作成事業

CATV事業者やクリエイター等の協力による新技術の開発研究、番組・PRビデオ等の映像コンテンツの企画・制作・流通。

b. ネットワーク作成事業

先進的情報ネットワークと新技術の活用によるショッピング、ファッション等の多彩な情報提供サービス。

c. 地域貢献事業（アウトソーシング委託事業）

福祉システムや中小企業連携システム等の福祉や市民生活の向上や産業の発展に役立つ各種の情報高度化システムの構築・運営管理。

d. 事業インフラストラクチャーの構築と運用

上記のマルチメディア関連産業を実施するための基盤としての施設・設備の整備、人材育成、イベント及びコンベンションの企画・運営等。

(2) 事業の実施主体

株式会社神戸デジタル情報企画及び複数の地元企業による連携・共同。

(3) 事業の進捗状況

平成8年6月 通信・放送機構神戸リサーチセンター、神戸情報通信研究開発センター開設

9年2月 株式会社神戸デジタル情報企画設立

10年4月 株式会社神戸デジタル情報企画、神戸キメックセンタービルに移転

11年4月 キメック株式会社として事業会社化

7. 神戸国際通信拠点整備事業（平成10年1月選定）

(1) 事業の概要

平成9年12月の国際公専公接続の自由化に呼応して、神戸市内等に公専公接続のアクセスポイントを設置。これにより、神戸市等の住民及び企業に対し、安価な国際通信手段を提供するとともに、今後、神戸を国際的な通信網の拠点都市とすることを目指す事業。

(2) 事業の実施主体

株式会社神戸製鋼所（地元企業参画による新規事業体が組成されるまで、当面の代表企業として、設立事務等を担当）

(3) 事業の進捗状況

平成9年6月 神戸国際メディアポートセンター構想の一環として位置付け

8. ”くつのまち：ながた”核施設整備事業（平成12年2月選定）

(1) 事業の概要

欧米や中国などとの競合の激化や阪神・淡路大震災の影響等により低迷しているケミカルシューズ産業を新たな都市型産業として再生・展開させるため、消費者ニーズを直接生産に結びつけるための直販ショップや商品開発等の情報化、若手の人材育成及び付加価値の高いデザインの導入などのためのインキュベーション施設等を”くつのまち：ながた”の核施設として一体的に整備するもの。（第4章第11節参考）

(2) 事業の実施主体

くつのまちながた神戸株式会社

(3) 事業の進捗状況

平成10年3月 地域振興整備公団より出資

11年4月 くつのまちながた神戸株式会社設立

11月 工事着工

12年7月 施設オープン (予定)

9. 国際ビジネスサポートセンター整備事業 (平成12年2月選定)

(1) 事業の概要

神戸市のポートアイランド (第2期) 地区に、外国・外資系企業を対象として、オフィススペース及び倉庫、簡単な組立作業所、研究所、ショールームとして利用できるWAM (Warehouse Assembly Manufacturing) スペースの双方を持つ「国際ビジネスサポートセンター」を整備し、神戸におけるビジネス展開を側面から支援するもの。

(2) 事業の実施主体

財団法人神戸市都市整備公社

(3) 事業の進捗状況

平成13年 運営開始 (予定)

10. 宝塚観光プロムナード核施設整備事業 ((仮称) 宝塚はなのミュージアム) (平成12年2月選定)

(1) 事業の概要

宝塚駅周辺地区において、市街地再開発、宝塚歌劇や宝塚ファミリーランド等を含む一体の地域を「宝塚観光プロムナード」として面で捉え、その核施設として、展示、販売、インキュベーション施設、研究室の機能を持つ「宝塚はなのミュージアム (仮称)」を整備し、観光・集客産業の復興と、宝塚の地場産業である花や植木などを素材とした都市型生活支援系の産業の育成・支援を行うもの。

(2) 事業の実施主体

ソリオ宝塚都市開発株式会社

(3) 事業の進捗状況

平成12年3月 地域振興整備公団から出資 (予定)

12年9月 開業 (予定)

11. 神戸医療産業都市構想の中核的施設整備等事業 (平成12年2月選定)

(1) 事業の概要

21世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図るために、神戸市のポートアイランド第2期地区に「先端医療センター (仮称)」等をはじめとする高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、国内及び海外の医療関連産業の集積を図ることにより、既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の復興、健康支援や高齢化社会への対応等の市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上など、国際社会への貢献に資することを旨とするもの。

(2) 事業の実施主体

新交通サービス株式会社

(3) 事業の進捗状況 (予定)

平成12年 2月 設計
13年 2月 医療機器研究棟完成
14年 3月 全施設竣工

8-5 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

阪神・淡路復興委員会から、阪神・淡路大震災の復興のシンボルとしてふさわしい記念事業として、世界に開かれた総合的な国際交流拠点を創造することを提言された。この提言を受け、国、兵庫県、神戸市、民間団体からなる検討委員会によりその実現に向けて具体的な事業内容等が検討され、①阪神・淡路大震災を永く国民の記憶にとどめ、併せて震災からの復興を記念するシンボルとなる事業、②先進的、国際的な機能を有する事業で、被災地の復興につながり、我が国の発展に寄与する性格を有するもの、③阪神・淡路大震災を乗り越え、次の世紀にふさわしい新しい文明の形成につながる契機となる事業を「阪神・淡路大震災記念プロジェクト」として、平成9年1月に7事業、平成12年2月に2事業を選定したところである。

1. 三木震災記念公園（仮称）の整備（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

三木震災記念公園（仮称）は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調にした地域の総合的な防災拠点をめざすとともに、地域の優れた自然環境を活かして、県民のスポーツ・レクリエーション拠点として、人と自然が調和し、人と人が交流する公園を兵庫県三木市に整備するもの。

・ 総合防災センターゾーン（約54ha）…県立防災センター、県消防学校、科学技術庁実大三次元震動破壊実験施設、理化学研究所（科学技術庁所管の特殊法人）地震防災フロンティア研究センター等。

・ 総合防災公園ゾーン（約202ha）…三木総合防災公園（スポーツの森、野外活動の森、ふれあいの森、自然保全林。）

・ 関連施設ゾーン（約52ha）

(2) 国の支援

・ 三木総合防災公園の整備については、建設省が補助。

・ 実大三次元震動破壊実験施設及び理化学研究所地震防災フロンティア研究センターについては、科学技術庁直轄。

(3) 事業の経緯等

a. 総合防災センターゾーン

・ 平成11年5月、造成工事着手。

・ 県立防災センター…平成15年度完成予定。

・ 県消防学校…平成15年度完成予定。

・ 科学技術庁実大三次元震動破壊実験施設…平成16年度完成予定。

・ 理化学研究所地震防災フロンティア研究センター…平成15年度に三木震災記念公園（仮称）内に移転予定。

b. 総合防災公園ゾーン

- ・ 平成10年9月、調整池整備工事着手、平成17年度オープン予定。

2. 北淡町震災記念公園の整備（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

阪神・淡路大震災の“生きた教材”ともいえる「野島断層」を「天然記念物」として保存・展示するとともに、来園者の利便施設等を加え、「公園島あわじ」の交流拠点として、また、地域活性化の拠点として、県と北淡町が共同して整備。

(2) 国の支援

- ・ 野島断層の天然記念物指定

(3) 事業の経緯等

a. 北淡町震災記念公園

- ・ 平成10年4月2日、野島断層保存館、レストラン、物産館開館。
- ・ 平成11年4月16日、「メモリアルハウス」開館。

b. 野島断層の天然記念物指定

- ・ 平成10年3月3日、北淡町が野島断層の天然記念物指定を文部省に申請。
- ・ 4月21日、文化財保護審議会が文部大臣に指定するように答申。
- ・ 7月31日天然記念物に指定。

3. マルチメディア関連連携大学院（神戸大学）の設置等高度情報通信社会の発展を支える人材の育成及び実験（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

「マルチメディア」と「文化（エンターテインメント）」をテーマとして都市づくりを進める神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想や「人」・「もの」・「情報」が交流する魅力する新都市の整備をめざす東播磨情報公園都市構想を踏まえ、マルチメディア関連の事業を実施。

(2) 国の支援

- a. マルチメディア関連連携大学院の設置…神戸大学
- b. マルチ・ネットワーク制御等に関する研究開発…通信・放送機構（郵政省の認可法人）
- c. CATV等を利用した各種の情報化実証実験（文部省及び建設省と連携）

(3) 事業の経緯等

a. マルチメディア関連連携大学院

・ 平成9年度、神戸大学大学院自然科学研究科を改組して情報メディア科学専攻を設置。（三菱電機（株）先端技術総合研究所、（株）エイ・ティ・アール、（株）神戸製鋼所技術開発本部と連携し、講座を開講。）

b. マルチ・ネットワーク制御等に関する研究開発

・ 平成8～10年度、神戸市内において、複数のネットワークが組み合わされた「マルチ・ネットワーク」を統一的に制御するための研究開発。

c. CATV等を利用した各種の情報化実証実験

a) マルチメディア・モデル住宅展開事業

平成9～11年度、神戸市鹿の子台において、住宅、公共施設等を無線ネットワーク等で接続し、防災情報等の多様な情報配信サービスを提供するマルチメディア・モデル住宅の構築を展開。

b) マルチメディア・モデルキャンパス展開事業

平成9～11年度、甲南大学において、高速無線LANを活用し学内データベースにアクセスし、伝達事項の周知や教師との質疑応答等を行うマルチメディア・モデルキャンパスの構築を展開。

4. JICA国際センター（仮称）の建設及び国際交流施設の整備（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

国際都市神戸を中心とする兵庫地域の震災復興にあたっては、世界に開かれ、世界の人々と共に生きる国際性豊かな地域づくりを進めるとともに、21世紀における都市問題の解決に向けた技術協力や交流の積極的な推進を図る拠点として整備。

(2) 国の支援

- ・ JICA国際センター（仮称）の建設…外務省

(3) 事業の経緯等

a. JICA国際センター（仮称）の建設

- ・ 平成10～11年度、基本・実施設計、建設着工。平成13年度竣工予定。

b. ひょうご国際プラザ

- ・ 神戸東部新都心に平成10年4月開設。

5. 兵庫留学生会館の設置（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

被災により外国人留学生のための宿舎が著しく不足した兵庫県に、留学生の生活環境の改善及び国際交流拠点の整備を目的として、兵庫県から建設用地の提供を受け（財）日本国際教育協会が建設。（延べ床面積 約1万400㎡、单身棟159室、夫婦棟38室。）

(2) 国の支援

文部省が（財）日本国際教育協会に建設費を補助。

(3) 事業の経緯等

神戸東部新都心内に、平成9年8月25日起工。平成11年3月14日開館。

6. スーパーコンベンションセンターの整備（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

国内産業の空洞化が進展するなか、阪神圏経済の本格的復興に向けた先導的な役割を果たすために国際的な競争力を持つ複合的コンベンション拠点を整備し、集客を通じた既存産業の高度化・新産業への展開を図るとともに、国際的な交流を促進することによって、21世紀に求められる高度な集客型産業都市の構築をめざす、国際展示場を中核に会議施設、ホテル等の複合施設整備。（国際展示場（展示面積3万㎡、延べ面積約4万5,000㎡）、コンベンションホテル（1,000室規模））

(2) 国の支援

- ・ 神戸市が国土庁の協力を得て調査を実施。
- ・ 民活法による支援を予定。

(3) 事業の経緯等

- ・ 平成7年度～9年度、神戸市が国土庁の協力を得て調査を実施。
- ・ 国際展示場は、平成11年度内事業着手、平成13年度供用を目指す。

7. 阪神・淡路大震災記念協会設立後の連携・支援（平成9年1月選定）

(1) 事業の概要

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、人類の安全と共生にかかる総合的な調査研究を行うとともに、その成果の公開等を行うことにより、災害対策はもとより、大都市機能の改善等、人と自然が共存する安全かつ適切な国土の形成に資し、もって21世紀文明の創造に寄与することを目的に、設立された「財団法人阪神・淡路大震災記念協会」（兵庫県所管）の連携・支援。

(2) 国の支援

国土庁より調査委託。

(3) 事業の経緯等

- ・ 平成9年12月26日、兵庫県、神戸市、被災9市10町の出捐により、「財団法人阪神・淡路大震災記念協会」（兵庫県所管）を設立。
- ・ 平成11年5月26日、阪神・淡路大震災メモリアルセンター基本構想（基本的考え方）をまとめ、公表。
- ・ 平成11年8月11日、神戸文明博物館群（20世紀博物館群）基本計画を策定、公表。

8. 阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）の整備（平成12年2月選定）

(1) 事業の概要

a. 趣旨

阪神・淡路大震災は、我が国における戦後最大の災害で、人口・都市施設が集約し、人口の高齢化が進む大都市を襲い、道路・鉄道・港湾、電話回線・コンピューターネットワーク網等のインフラを一瞬にして壊滅させ、人々の生命・身体・精神を傷付けた未曾有の大都市災害であった。この大震災からの復興は、単に住居、ライフライン、都市施設、産業等をもとの状態に復することのみならず、高齢化・情報化の進展の中で、大都市の社会システムそのものを復興し、如何に災害に対応できる社会構造を構築するかという壮大な取り組みでもあったということと、今後の復旧復興対策に一石を投じることとなった。

また、この復旧復興を通じて明らかになったことは、行政学、都市工学、経済学、地震学等の専門家はいても、それらを総合的・実践的に組み合わせ、復旧復興過程において社会システムの再構築を図るノウハウを有する専門家はおらず、大震災からの復興を社会システム論として捉え、阪神・淡路大震災はじめ世界各地の大震災の教訓を踏まえた復旧復興に関する社会科学的な研究開発を実施することで、このことに応える人材を早期に育成するとともに、そのような人材をネットワーク化し、将来の大震災の復旧復興過程における専門家集団として活用することが目下の急務である。更に、これらの情報・教訓は広く一

般市民に可能な限り公開しつつ、一種の体験学習として継続的に発信され続けなければならないものである。

これらの一連の業務は、このことが将来にわたって我が国のみならず諸外国も含め、大震災の被害を最小限にとどめ、最も合理的な復旧復興の方途を提示するものであることから早急に取り組み、阪神・淡路大震災の情報・教訓が集積する地域に阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）を整備するものである。

b. 機能

趣旨を踏まえ「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」は、次の機能を持つ。

a) 大震災をはじめとする国内外の地震災害に関する教訓や経験となる関連情報の収集、情報発信、展示、大震災の疑似体験等を実施する。（ライブラリー・展示部門）

b) 大震災の教訓などを踏まえ、復興過程における社会システムの再構築のために、復旧復興に関する総合的・実践的な社会科学研究開発及び、このことに応える人材育成を実施する。（研究部門）

c) 防災に資するスペシャリストと防災に関する人材を育成するために、研究部門の成果を活用しながら、国などの機関の職員、地方自治体の職員、公共機関の職員等を対象とした研修を実施する。（研修部門）

d) 研究部門を支援するために、阪神・淡路大震災を契機に、阪神地域に設立された数多くの震災に関わる国や国際機関の研究機関等が本施設を核に交流する。（交流部門）

c. 施設概要

a) 施設規模等 施設面積約8,000㎡ 用地面積約1万2,000㎡

b) 施設内容

- ライブラリー部門（図書室、ビデオライブラリー）
- 展示部門（展示室、体験学習施設、収蔵庫）
- 研究部門（研究室、コラボレーション室等）
- 研修部門（セミナー室等）
- 交流部門（交流ボード室等）
- 管理部門（事務室、レストラン、共用部分、機械室）

c) 整備場所

神戸東部新都心

(2) 国の支援

国土庁より、施設整備費及び運営費を補助。

a. 整備経費

平成11年度第2次補正予算において、施設整備費2分の1補助として約30億円を計上。（残りの県負担の約30億円は地財措置とし、実質的には約60億円全額国負担。なお、用地費は県負担。）

b. 運営費

平成12年度以降各年度所要額を計上。（平年度ベース約2億5,000万円。平成12年度予

算においては3ヶ月分の約6,300万円を計上。)

9. 神戸震災復興記念公園(仮称)の整備(平成12年2月選定)

(1) 事業の概要

被災者の心を癒やす場となる水と緑を活用した明るく開放的な空間、被災施設の屋外展示など震災の体験と教訓を将来へ継承し、復興のシンボルとなる空間を提供するとともに、近隣の市役所・東遊園地と連携し、防災拠点としての機能を担うものとして、港町神戸の臨海部に「神戸震災復興記念公園(仮称)」の整備を行うもの。

- ・ JR貨物神戸港駅跡地(約5.6ha)都市公園事業
- ・ 新港第4突堤(約4.7ha)港湾環境整備事業

(2) 国の支援

- ・ 都市公園事業は、建設省所管の補助事業。
- ・ 港湾環境整備事業は、運輸省所管の補助事業。

(3) 事業の経緯等

- ・ 都市公園事業は、平成12年度調査開始、震災10周年にあたる平成17年1月17日を完成の目途とする。
- ・ 港湾環境整備事業は、都市公園事業の進展に応じて、事業を推進していく。

第9節 地元との協議体制

9-1 兵庫県・神戸市との協議会

1. 設置の経緯

平成8年2月13日、阪神・淡路復興委員会の期限を迎えるにあたり、首相より「政府と地元との一層緊密な連絡体制の構築」を図るよう指示があり、地元と政府との間の意思疎通、復興過程における具体的な問題の正確な把握と迅速・的確な処理等を目指し、政府側幹部と県・市幹部とが頻繁に、随時、率直な意見交換を行うための協議会を設置した。

2. 出席者

- ・政府側：阪神・淡路復興対策本部参与、阪神・淡路復興対策本部事務局長、内閣内政審議室長、関係省庁幹部（原則、局長クラス）
- ・地元側：兵庫県知事、神戸市長、県・市関係幹部

3. 開催状況

	開催日	開催場所	テーマ	討議内容等
第1回	H8.2.28	神戸	住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の進め方の説明 ・恒久住宅の需給見直し、恒久住宅への円滑な移行対策、公営住宅家賃低減策について意見交換 ・住宅対策実務者連絡会議の設置を決定
第2回	H8.4.16	東京	経済対策	<ul style="list-style-type: none"> ・復興委員会提言の4プロジェクトの検討状況について説明 ・阪神・淡路大震災記念プロジェクトの具体化のため検討委員会を発足することで合意 ・被災地経済・雇用状況の報告 ・経済復興の当面の検討課題である以下の項目について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ①産業基盤の強化 ②神戸の集客・観光振興 ③神戸港の復興 ④ポートアイランド2期の開発問題 ⑤オフィスビルの再建問題

	開催日	開催場所	テーマ	討 議 内 容 等
第3回	H 8. 6. 20	東 京	住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県・神戸市からの以下の要望に対する協議 ①公営住宅の供給計画総数を3万8,600戸に拡大 ②低所得の被災者に対する公営住宅等の家賃(40㎡で3万円程度)について最低で6千円程度に低減 ③恒久住宅への円滑な移行のための支援策として、生活相談体制の充実、生活福祉資金貸付制度の活用・充実、応急仮設住宅の撤去に要する経費の地方公共団体への財政支援、応急仮設住宅の供用期間の延長
第4回	H 8. 9. 19	神 戸	生活再建	<ul style="list-style-type: none"> ・生活復興支援にかかる基本的考え方について意見交換 ・コミュニティづくりへの支援、ボランティア活動への支援、保健・医療・福祉サービスの充実等生活再建に向けての兵庫県・神戸市からの要望について意見交換
第5回	H 9. 4. 18	神 戸	産業復興	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興の現状と課題を概況及び業種別に説明、意見交換 ・阪神・淡路地域の産業復興に係る実務者会議の設置を決定 ・(財)阪神・淡路産業復興推進機構からの規制緩和に関する枠組みづくりの提案につき合意
第6回	H 9. 10. 3	神 戸	産業復興	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議(3回)での検討経過及び産業復興支援充実策について説明、意見交換 ・実務者会議を踏まえ、兵庫県・神戸市がまとめた「産業復興支援充実策」の着実な実施を確認
第7回	H10. 6. 2	神 戸	復興の現状(住宅・生活・神戸港)	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい復興の現状、生活復興の現状、神戸港の現状と課題について報告、意見交換 ・「被災者生活再建支援法」の附帯決議を受け阪神・淡路地域に講じようとする支援措置の拡充の基本的考え方の報告

	開催日	開催場所	テーマ	討議内容等
第8回	H10.11.25	神戸	復興の現状（産業・住まい・生活）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興の現状、住まい復興の現状、生活復興の現状について報告、意見交換 ・上海・長江交易促進プロジェクトの当面の動きの報告 ・神戸リサーチセンター等の研究用設備の活用について要望 ・神戸21世紀・復興記念事業について報告 ・六甲山「水と緑の回廊」構想について報告 ・地域金融への支援について要望
第9回	H11.6.10	東京	復興の現状（住まい・産業・生活）	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい復興の現状、産業復興の現状、生活復興の現状について報告、意見交換 ・以下の事業につき復興特定事業への追加選定要望 <ul style="list-style-type: none"> ①メモリアルセンター構想 ②六甲山「水と緑の回廊」構想 ③神戸震災復興記念公園 ④神戸医療産業都市構想 ⑤宝塚観光プロムナード ①②について具体的に検討 ・ひょうご21世紀記念事業、神戸21世紀 ・復興記念事業について報告
第10回	H11.12.16	神戸	復興の現状（住まい及び市街地・産業・生活）	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい及び市街地復興の現状、産業復興の現状・生活復興の現状について報告、意見交換 ・復興特定事業の候補事業について説明 <ul style="list-style-type: none"> ①宝塚観光プロムナード核施設整備事業 ②“くつのまち；ながた”核施設整備事業 ③国際ビジネスサポートセンター事業 ④神戸医療産業都市構想 ⑤阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）整備事業 ⑥神戸震災復興記念公園（仮称） ・六甲山「水と緑の回廊」構想について報告 ・延長要望中の特例措置等について報告

9-2 阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議

1. 設置の経緯

阪神・淡路復興対策本部事務局が地元経済界から、被災地・被災企業の実状を直接伺い、両者の認識を一致させる場、すなわち相互の意志疎通を十分に図る場として設置され、平成8年6月20日に、「神戸経済の現状把握と復興に向けての課題抽出」のテーマで第1回が開催された。

2. 出席者

- ・政府側：阪神・淡路復興対策本部参与、阪神・淡路復興対策本部事務局長、内閣内政審議室長、関係省庁幹部（原則、局長クラス）
- ・会議所側：神戸商工会議所会頭、副会頭、専務理事等会議所幹部

3. 開催状況

	開催日	開催場所	テーマ	討議内容等
第1回	H8.6.20	東京	神戸経済の復興の現状について	・マクロ的経済復興状況の報告 ・8業種における課題等の報告 ・神戸港、観光等に関する協議
第2回	H8.9.9	神戸	神戸港の現状と課題について	・神戸港のハード面における復興状況の報告及び本格復興に向けてソフト面の課題抽出
第3回	H8.11.22	東京	集客・観光関連産業の復興について	・重要産業である観光関連産業についての現状報告と課題の検討
第4回	H9.3.11	東京	小売商業の復興と街づくりについて	・小売業の復興状況報告と今後の課題検討
第5回	H9.6.23	神戸	地場産業の復興について	・ケミカルシューズ産業、酒造業における復興状況の報告と課題の検討
第6回	H9.11.27	東京	新産業構造形成プロジェクト	・既選定4事業の進捗状況説明と申請予定3事業の概要説明 ・ポートアイランド2期計画の現状報告 ・中心市街地活性化事業への取り組みについて

	開催日	開催場所	テーマ	討議内容等
第7回	H10. 4. 8	東京	当面の産業復興 関連課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸港の現状と機能強化について意見交換 ・北野工房のまちの取り組みについて ・中心市街地活性化事業への取り組みについて ・神戸ルミナリエ開催結果報告について
第8回	H10. 10. 1	東京	当面の産業復興 関連課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業構造形成プロジェクトの進捗状況について ・震災特例措置による施設・店舗等の整備状況について ・集客・観光関連産業の状況について
第9回	H11. 5. 26	神戸	当面の産業復興 関連課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業構造形成プロジェクトの進捗状況について ・その他の進行中の復興事業について
第10回	H11. 12. 16	神戸	産業復興状況と 復興特定事業の 候補事業等について	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興状況の総括復興について ・新産業構造形成プロジェクトの選定及び復興支援策の継続等について

4. 総括

これら10回に及ぶ連絡会議の結果、神戸経済の復興に向けて多くの成果が結実した。

特に神戸港については、強制水先対象船舶基準の見直し（平成10年7月）や入出港に係る行政手続き書類のFAXによる受付の拡大（平成8年11月）、同書類の簡素化（平成8年12月）、港湾の施設利用に係る申請の電子情報化（平成11年10月）などソフト面の改善要望が実現された。

また、小売商業などの支援等においては、地元経済界の現状を踏まえた要望を行い、緊急災害復旧融資の元金返済据置期間や利子補給期間の延長、災害復旧高度化事業の事業計画書提出期限延長など、さらに、新長田駅周辺地区の中心市街地活性化事業などが実現された。

第10節 予算措置

阪神・淡路大震災の発生以後、政府は、地元地方公共団体の応急、復旧、復興にわたる各般の施策・事業を支援するため、国費で総額5兆200億円の経費を予算措置してきたところである。この間、平成8～12各年度の概算要求基準において、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（平成7年7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）に基づく復興特別事業に係る経費の取扱いについては予算編成過程において検討するものとされてきた。

以下では、震災直後から現在に至るまでの、各年度の当初予算、補正予算等で措置された主な内容について概説する。

これまでに予算措置された阪神・淡路大震災関係経費について

平成6年度予備費、平成6年度第2次補正予算、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置、平成7年度第1次及び第2次補正予算、平成8年度当初予算及び補正予算、平成9年度当初予算及び補正予算、平成10年度当初予算、同第1次及び第3次補正予算並びに平成11年度予算及び第2次補正予算において措置された阪神・淡路大震災関係経費は、総額5兆200億円であり、その内訳は次のとおりである。

1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費〔1800億円〕
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付〔1400億円〕
3. がれき処理に要する費用〔1700億円〕
4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策〔1100億円〕
5. 神戸港等の復旧・整備〔6700億円〕
6. 阪神高速道路の復旧費(2100億円)をはじめとする各種のインフラ（道路、河川、下水道、水道、鉄道、通信、電気・ガス等）の早期復旧及び整備
〔1兆4000億円〕
7. 橋梁等公共施設、官庁施設等の耐震性の向上対策〔4700億円〕
8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再建等の支援
〔7200億円〕
9. 復興土地区画整理事業等市街地の整備に要する費用〔2900億円〕
10. 保健・医療・福祉の充実〔800億円〕
11. 文教施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助〔1500億円〕
12. 中小企業対策(2000億円)をはじめとする経済の復興〔2200億円〕
13. その他〔4400億円〕
 - うち、雇用の維持・失業の防止〔100億円〕
 - うち、農林水産関係施設の復旧・整備〔900億円〕
 - うち、地方交付税交付金の追加〔300億円〕

(注) 四捨五入により百億円単位としており、各項目の合計と総額とは一致しない。

10-1 平成6年度第2次補正予算

震災の発生から1ヶ月余が経った平成7年2月28日、当面緊急に必要となる経費として1兆円を超える歳出追加を行うこと等を内容とする平成6年度第2次補正予算が成立した。この補正予算には、避難所や応急仮設住宅に要する経費や交通基盤施設・ライフライン施設の復旧に要する経費などが幅広く盛り込まれており、被災地・被災者のため当面緊急に必要となる各般の施策が一日も早く実施できるようにするためのものであった。阪神・淡路大震災関係経費は国費で1兆223億円が計上されたが、その内訳は次の通りである。

① 災害救助等関係経費 1,410億円

応急仮設住宅等の災害救助費(853億円)、災害弔慰金等の支給及び災害援護貸付金の貸付(440億円)、生活福祉資金貸付等補助金(117億円)が計上された。

② 災害廃棄物処理事業費 343億円

市街地から仮置場・処分場への搬出等がれき処理に要する経費である。

③ 災害対応公共事業関係費 6,594億円

二次災害防止対策や各種インフラ施設の災害復旧等に係る災害復旧等事業費(5,096億円)、被災者向け住宅確保対策(公的供給住宅1万6,000戸着手)等の一般公共事業関係費(1,498億円)である。

④ 施設等災害復旧費 544億円

⑤ 災害関連融資関係経費 913億円

政府系中小企業金融機関等による災害復旧貸付の特例など中小企業等支援措置(631億円)、電力・ガス・通信等ライフラインの復旧に関する産業投資特別会計への繰入(250億円)、その他(32億円)の経費である。

⑥ その他の阪神・淡路大震災関連経費 119億円

⑦ 地方交付税交付金の追加 300億円

この他にも、災害救助費について平成6年度予備費の使用(148億円)、平成7年度公共事業予算の被災地域の復興のための事業への配分重点化による措置(約1,300億円)が講じられた。(表3-10-1参照)

10-2 平成7年度第1次補正予算

平成7年4月28日、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」が阪神・淡路復興対策本部で決定され、政府としては、この決定に沿って、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとした。

こうした中、5月19日、災害廃棄物の処理や災害復旧事業についての単年度復旧を可能とするなど、応急・復旧施策を概ね完了させる他、住宅等復興対策についてもその時点で可能な限り盛り込まれた、平成7年度第1次補正予算が成立した。阪神・淡路大震災関係では、総額1兆4,293億円が計上されたが、その内訳は次の通りである。(表3-10-1参照)

① 災害救助等関係経費 473億円

応急仮設住宅約1万戸の追加等の災害復旧費(219億円)、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金貸付金の貸付(247億円)、生活福祉資金貸付等補助金(8億円)が計上された。

② がれき処理等の災害廃棄物処理事業費 1,282億円

③ 公共事業等の追加 1兆770億円

公共土木施設の復旧や阪神高速道路公団等施設の復旧など災害復旧事業費(7,181億円)、被災者向け公的住宅の供給など一般公共事業関係費(2,054億円)、文教施設、社会福祉施設、医療施設の復旧など施設費等(1,535億円)が計上された。

④ 災害関連融資関係費 1,225億円

中小企業等関係融資、民間港湾施設等への融資などが計上された。

⑤ その他の関連諸経費 543億円

10-3 平成7年度第2次補正予算

10月18日に成立した平成7年度第2次補正予算では、国費で総額7,782億円に及ぶ阪神・淡路大震災復興関連事業経費が計上され、被災者向け住宅確保対策に2,194億円、被災地域の再生等のための面的整備事業の推進(1,032億円)をはじめ生活の再建のための諸施策に4,653億円、経済の復興及び安全な地域づくりのための諸施策に3,124億円が計上されるなど、緊急に実施すべき復興事業が広範に盛り込まれた(表3-10-1)。

7月28日に復興本部で決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」の課題別にみると、次の通りである。

- ① 生活の再建のための諸施策として、公的住宅1万1,500戸の追加供給、被災地域の再生等のための土地区画整理事業など面的整備事業の推進、特別養護老人ホーム等の緊急整備、学校施設の復旧等が盛り込まれた。
- ② 経済の復興のための諸施策として、神戸港における大水深コンテナターミナル等の整備、デジタル映像通信に関する研究開発、民活法による産業復興に資する基盤施設整備の補助等が盛り込まれた。
- ③ 安全な地域づくりのための諸施策としては、安全性・信頼性の高い格子型幹線道路ネットワークの整備、防災拠点となる都市公園等の整備、耐震性にすぐれた水道施設の整備、防災上必要な共同溝の整備、消防防災施設等の整備、震度情報ネットワークシステムの整備等が盛り込まれた。

10-4 平成8年度予算

1. 当初予算

平成8年度当初予算では、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりの3つの基本的課題に対応して、国費ベースで総額2,887億円に上る阪神・淡路復興関連施策が盛り込まれた(表3-10-2)。

- ① 生活の再建のための諸施策としては、被災者向け住宅確保対策の推進、土地区画整理

事業等による被災市街地の整備、雇用調整助成金制度の活用等による失業の予防、雇用維持対策の推進、特別養護老人ホーム等の整備推進、災害拠点病院事業等が盛り込まれた。

- ② 経済の復興のための諸施策として、神戸港における大水深コンテナターミナルの整備、被災中小企業者の再建、復興に向けた支援等の推進、被災地向け民活法及び大阪湾ベイエリア法の支援措置の拡充等が盛り込まれた。
- ③ 安全な地域づくりのための諸施策として、格子型幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等や防災拠点となる都市公園等の整備、水道施設の整備、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、消防防災施設等の整備、地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発、神戸大学都市安全研究センターの新設等が盛り込まれた。

2. 補正予算

また、平成8年度補正予算においては、国費で2,945億円に及ぶ阪神・淡路大震災復興関連経費が計上され、緊急に実施すべき復興事業が広範囲にわたり盛り込まれた。具体的には、公営住宅の建設等住宅対策に1,317億円、応急仮設住宅の供与期間の延長等に18億円、新産業構造拠点地区の形成促進に14億円、市街地整備に187億円、道路整備に551億円、港湾整備に74億円、兵庫留学生会館の設置に44億円等が計上された(表3-10-3)。

10-5 平成9年度予算

平成9年度当初予算では、①生活の再建のための諸施策として、被災者向け公営住宅等の整備促進と家賃低減対策の実施、土地区画整理事業等による被災市街地の整備、雇用調整助成金制度の活用等による失業の予防・雇用維持、特別養護老人ホーム等の整備推進などが、②経済の復興のための諸施策として、経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備、被災中小企業の再建・復興に向けた支援等の促進、民活法及び大阪湾ベイエリア法の活用による被災地向け支援措置の実施などが、③安全な地域づくりのための諸施策として、災害時の緊急活動を支える幹線道路等や防災拠点となる都市公園の整備、各種インフラ施設の耐震化等の促進、消防防災施設等の整備などがそれぞれ盛り込まれ、国費で総額2,827億円の復興関連施策が盛り込まれた(表3-10-4)。

また、補正予算においては、国費で1,208億円に及ぶ阪神・淡路大震災復興関連経費が計上され、公営住宅の建設等住宅対策に491億円、市街地整備に126億円、道路整備に346億円が盛り込まれた(表3-10-5)。

10-6 平成10年度予算

平成10年度当初予算においても、阪神・淡路地域の復興関係施策に重点的な予算配分が行われており、国費で2,377億円の施策・事業が実施された。具体的には、①被災者向け公営住宅の家賃低減対策の実施、住宅金融公庫融資の被災住宅再建のための特例措置の延長、土地区画整理事業等による被災市街地の整備、特別養護老人ホーム等の整備推進など生活の復興のための諸施策、②経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構による産業復興支援、被災中小企業組合等への円滑な資金

供給の実施、民活法及び大阪湾ベイエリア法の活用による被災地向け支援措置の実施など経済の復興のための諸施策、③災害時の緊急活動を支える幹線道路等や防災拠点となる都市公園の整備、各種インフラ施設の耐震化等の促進、消防防災施設等の整備、実大三次元震動破壊実験施設の整備なそ安全な地域づくりのための諸施策がそれぞれ計上された（表3-10-6）。

また、第1次補正予算でも、阪神・淡路復興関係で827億円の国費が計上され、医療施設の災害復旧事業や市街地整備、道路整備等の公共事業が盛り込まれた（表3-10-7）。さらに、第3次補正予算においても、同じく594億円が計上され、実大三次元震動破壊実験施設の整備、必要な応急仮設住宅についての供与期間の延長等、医療施設の災害復旧事業や公共事業が盛り込まれた（表3-10-8）。

10-7 平成11年度予算

震災から5年目となる平成11年度当初予算では、引き続き、①生活の再建のための施策として、被災者向け公営住宅の家賃低減対策の実施、住宅金融公庫融資の被災住宅再建のための特例措置の延長などが、②経済の復興のための施策として、被災中小企業者の再建・復興に向けた支援策の促進、経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備などが、③安全な地域づくりのための施策として、応急災害対策に資する公共施設の整備、防災性向上のための根幹的な公共施設、消防防災施設等の整備などがそれぞれ盛り込まれ、国費ベースで総額2,031億円が計上された（表3-10-9）。

また、第2次補正予算においても、阪神・淡路復興関係で724億円が計上され、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称））の整備、神戸市新事業支援施設の整備（医療産業都市構想）や公共事業が盛り込まれた（表3-10-10）。

表3-10-1 平成6年度及び平成7年度予算において措置された
阪神・淡路大震災等関係経費の概要

平成6年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 1兆 223億円
 平成7年度第1次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 1兆4,293億円
 平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 7,782億円
 (このほか、平成6年度予備費の使用〔148億円〕、平成7年度公共事業予算の配
 分重点化による措置〔約1,300億円〕等も講じられている。)

3兆3,800億円

「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考 え方と当面講ずべき施策」(4月28日阪神 ・淡路復興対策本部決定)の項目	平成7年度第1次補正予算	平成6年度第2次補正予算等
1 被災地における生活の平常化支援	466億円	1,293億円 (6年度予備費 148億円)
2 がれき処理	1,357億円	343億円 〔7年度配分重点化 21億円〕
3 二次災害防止対策	127億円	96億円 〔7年度配分重点化 15億円〕
4 港湾機能の早期回復等	3,671億円	1,199億円 〔7年度配分重点化 68億円〕
5 早期インフラ整備	3,725億円	4,371億円 〔7年度配分重点化 495億円〕
6 耐震性の向上対策等	465億円	198億円 〔7年度配分重点化 382億円〕
7 住宅対策	969億円	869億 〔7年度配分重点化 185億円〕
8 市街地の整備等	239億円	150億円 〔7年度配分重点化 62億円〕
9 雇用の維持・失業の防止等	105億円 (外、労働保険特別会計 964億円)	—
10 保健・医療・福祉の充実	431億円	
11 文教施設の早期本格復旧等	962億円	173億円
12 農林水産関係施設の復旧等	252億円	153億円 172億円 〔7年度配分重点化 10億円〕
13 経済の復興	1,184億円	609億円
14 復旧・復興を円滑に進めるための 横断的施策	15億円	—
15 地域の安全と円滑な交通流の確保	24億円	66億円
16 防災対策	228億円	65億円 〔7年度配分重点化 90億円〕
その他	72億円	463億円
計	14,293億円	10,223億円

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）の項目	平成7年度第2次補正予算
1 「生活の再建」のための諸施策 (1) 被災者の居住の安定のための住機能の充実 (2) 被災要介護高齢者等の支援策の充実 (3) 教育活動の回復のための諸施策の復旧 (4) うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援 (5) その他	4,653億円 3,226億円 48億円 202億円 1億円 1,176億円
2 「経済の復興」のための諸施策 (1) 経済復興を支える交通・情報通信のインフラの整備 (2) 経済復興に資する産業支援体制の整備 (3) その他	796億円 142億円 257億円 397億円
3 「安全な地域づくり」のための諸施策 (1) オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり (2) 防災性を有するライフラインの整備 (3) 応急災害対策に資する公共施設の整備 (4) その他	2,328億円 1,977億円 123億円 211億円 17億円
4 その他	4億円
合 計	7,782億円 (事業費ベースでは 1兆4,100億円)

(注) 端数整理の関係で各項目の合計と総額とは一致しない。(以下表3-10-10まで同じ。)

表3-10-2 平成8年度当初予算における阪神・淡路復興関連施策について

・警察庁〔総額 10億円〕	警察施設の復旧事業〔10億円〕
・国土庁〔総額 0.78億円〕	被災基準点の改測〔0.63億円〕
等	
・法務省〔総額 4.9億円〕	倒壊した建物の職権による滅失登記〔4.2億円〕
等	
・文部省〔総額 58億円〕	被災した学生のための育英奨学〔30億円〕
	要保護及び準要保護児童生徒援助〔9.2億円〕
	文化財の復旧等〔18億円〕
等	
・厚生省〔総額 139億円〕	特別養護老人ホーム等の整備〔61億円〕
	水道施設の整備〔78億円〕
・農林水産省〔総額 72億円〕	農山漁村における農道等の整備〔24.5億円〕
	農漁村における集落排水施設等の整備〔9.8億円〕
	治山施設等の整備〔26.5億円〕
	災害に強い漁港の整備等〔11.6億円〕
・通商産業省〔総額 5.1億円〕	被災中小企業の再建・復興に向けた支援策の促進〔1.7億円〕
	産業復興支援事業の実施〔1.5億円〕
	工業用水道施設の整備〔1.9億円〕
・運輸省〔総額 291億円〕	港湾整備〔257億円〕
	海岸整備〔34億円〕
・郵政省〔総額 3.4億円〕	地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発〔1.3億円〕
	アジア・太平洋地域における情報通信基盤技術の開発〔1.4億円〕
等	
・労働省〔総額0.17億円〕	再就職促進対策〔0.17億円〕
	(この他、失業の予防・雇用対策等〔54億円〕が労働保険特別会計に計上)
・建設省〔総額 2,299億円〕	住宅対策〔382億円〕
	市街地整備〔25億円〕
	道路整備〔1,096億円〕
	公園〔140億円〕
	治山治水〔146億円〕
	下水道〔477億円〕
	災害復旧〔32億円〕
・自治省〔総額 4.0億円〕	消防防災施設等の整備〔4.0億円〕
◎合計	総額2,887億円

表3-10-3 平成8年度補正予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・文部省〔総額 46億円〕
 - ① 兵庫留学生会館（仮称）の設置〔44億円〕
 - ② 文化財保存事業（明石城）〔2.1億円〕
- ・厚生省〔総額 42億円〕
 - ① 水道施設の整備〔15億円〕
 - ② 廃棄物処理施設整備〔8億円〕
 - ③ 応急仮設住宅の供与期間の延長、解消〔18億円〕
 - ④ 災害弔慰金等の支給〔0.7億円〕
- ・農林水産省〔総額 54億円〕
 - ① 農山漁村における農道等の整備〔8億円〕
 - ② 農漁村における集落排水施設等の整備〔7億円〕
 - ③ 治山施設等の整備〔27億円〕
 - ④ 災害に強い漁港の整備等〔12億円〕
- ・通商産業省〔総額 34億円〕
 - ① 新産業構造拠点地区の形成促進〔14億円〕
 - ② 産業復興プロジェクトの推進〔0.2億円〕
 - ③ 活断層モニタリング施設整備〔20億円〕
- ・運輸省〔総額 86億円〕
 - ① 港湾整備〔74億円〕
 - ② 海岸整備〔2億円〕
 - ③ 鉄道整備（神戸市営地下鉄海岸線）〔10億円〕
- ・建設省〔総額 2,680億円〕
 - ① 住宅対策〔1,317億円〕
 - ② 市街地整備〔187億円〕
 - ③ 道路整備〔551億円〕
 - ④ 公園〔358億円〕
 - ⑤ 治山治水〔109億円〕
 - ⑥ 下水道〔103億円〕
 - ⑦ 官庁営繕〔55億円〕
- ・裁判所〔総額 3.0億円〕
 - ① 神戸家庭裁判所庁舎新営〔3.0億円〕

◎合 計 総額2,945億円

表3-10-4 平成9年度当初予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・科学技術庁 [総額 1 億円]
 - 地震防災フロンティア研究の推進 [1 億円]
- ・国土庁 [総額 0.77 億円]
 - 阪神・淡路地域における活力あるまちづくり推進調査 [0.15 億円]
 - 阪神・淡路地域の防災関係情報の分析・活用 [0.62 億円]
- ・法務省 [総額 2 億円]
 - 特設登記相談所の開設及び復興に伴う登記事務の適正処理 [0.9 億円]
 - 阪神・淡路大震災に伴う震災関係法律扶助事業の推進 [1.1 億円]
- ・外務省 [総額 0.44 億円]
 - 兵庫インターナショナルセンター建替え [0.44 億円]
- ・文部省 [総額 40 億円]
 - 文化財の復旧等 [18.5 億円]
 - 被災した学生のための育英奨学 [17 億円]
 - 要保護及び準要保護児童生徒援助 [4.9 億円]
- ・厚生省 [総額 144 億円]
 - 災害に強い水道施設の整備 [107 億円]
 - 市区町村ボランティアセンター活動事業 [0.6 億円]
 - 応急仮設住宅の供与期間の延長等 [22 億円]
 - 医療施設の災害復旧作業 [14 億円]
- ・農林水産省 [総額 80 億円]
 - 治山施設等の整備 [32.2 億円]
 - 農山漁村における農道等の整備 [28.7 億円]
 - 農漁村における集落排水施設等の整備 [7.4 億円]
 - 災害に強い漁港の整備 [12.2 億円]
- ・通商産業省 [総額 2.8 億円]
 - 被災中小企業者の再建・復興に向けた支援策の促進 [1.1 億円]
 - 産業復興促進のための企画・調査等 [1.7 億円]
- ・運輸省 [総額 321 億円]
 - 海岸保全施設の整備 [34 億円]
 - 神戸港等の復興 [229 億円]
 - 神戸市営地下鉄海岸線の整備 [58 億円]
 - 既存の鉄道構造物の耐震補強 [0.2 億円]
- ・郵政省 [総額 6.6 億円]
 - 地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発 [1.5 億円]
 - 郵便局を活用した災害情報提供等の実験 [0.1 億円]
 - アジア・太平洋地域における情報通信基盤技術の開発 [3.8 億円]
 - 高度情報通信センターの整備 [1.2 億円]
- ・労働省 [総額 23 億円]
 - 失業者の予防・雇用維持対策 [20 億円]
 - 再就職促進対策 [0.4 億円]
 - 阪神・淡路大震災復興工事安全衛生確保支援事業 [2.4 億円]
- ・建設省 [総額 2,196 億円]
 - 住宅対策 [310 億円]
 - 市街地整備 [37 億円]
 - 治山治水 [149 億円]
 - 公園 [142 億円]
 - 下水道 [526 億円]
 - 道路整備 [1,020 億円]
 - 官庁営繕 [0.3 億円]
 - 災害復旧 [12 億円]
- ・自治省 [総額 9.7 億円]
 - 消防防災施設等の整備 [9.7 億円]

◎合計 総額 2,827 億円

表3-10-5 平成9年度補正予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・農林水産省〔総額 19億円〕
 - ① 治山施設等の整備〔10.6億円〕
 - ② 農山漁村における農道等の整備〔5.2億円〕
 - ③ 農漁村における集落排水施設等の整備〔1.8億円〕
 - ④ 災害に強い漁港の整備〔1.4億円〕
- ・運輸省〔総額 10億円〕
 - ① 港湾整備〔5億円〕
 - ② 海岸整備〔5.2億円〕
- ・建設省〔総額 1,179億円〕
 - ① 道路整備〔346億円〕
 - ② 治山治水〔103億円〕
 - ③ 都市公園〔56億円〕
 - ④ 下水道〔58億円〕
 - ⑤ 住宅対策〔491億円〕
 - ⑥ 市街地整備〔126億円〕

◎合計 総額 1,208億円

表3-10-6 平成10年度当初予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・科学技術庁[総額 5.7億円]
 - 地震防災フロンティア研究の推進[2.1億円]
 - 実大三次元震動破壊実験施設の整備[3.6億円]
- ・国土庁[総額 0.78億円]
 - 阪神・淡路地域における活力あるまちづくり推進調査[0.15億円]
 - 阪神・淡路地域の防災関係情報の分析・活用[0.63億円]
- ・法務省[総額 1億円]
 - 特設登記相談所の開設及び復興に伴う登記事務の適正処理[0.4億円]
 - 阪神・淡路大震災に伴う震災関係法律扶助事業の推進[0.6億円]
- ・外務省[総額 0.91億円]
 - 兵庫インターナショナルセンター建替え[0.91億円]
- ・文部省[総額 15億円]
 - 文化財の復旧等[5.5億円]
 - 被災した学生のための育英奨学[8億円]
 - 要保護及び準要保護児童生徒援助[1.6億円]
- ・厚生省[総額 144億円]
 - 災害に強い水道施設の整備推進[101億円]
 - 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の供与期間の延長等[22億円]
 - 医療施設の災害復旧事業[21億円]
- ・農林水産省[総額 65億円]
 - 治山施設等の整備[27.6億円]
 - 農山漁村における農道等の整備[18.7億円]
 - 農漁村における集落排水施設等の整備[6.7億円]
 - 災害に強い漁港の整備[12.2億円]
- ・通商産業省[総額 2.1億円]
 - 被災中小企業者の再建・復興に向けた支援策の促進[0.2億円]
 - 産業復興促進のための企画・調査等[1.9億円]
- ・運輸省[総額 305億円]
 - 海岸保全施設の整備[32億円]
 - 神戸港等の復興[230億円]
 - 神戸市営地下鉄海岸線の整備[43億円]
- ・郵政省[総額 7.1億円]
 - 地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発[1億円]
 - 郵便局を活用した災害情報提供等の実験[0.1億円]
 - アジア・太平洋地域における情報通信基盤技術の開発[6億円]
- ・労働省[総額 1.6億円]
 - 阪神・淡路大震災復興工事安全衛生確保支援事業[1.6億円]
- ・建設省[総額 1,828億円]
 - 住宅対策[171億円]
 - 市街地整備[26億円]
 - 治山治水[120億円]
 - 公園[126億円]
 - 下水道[527億円]
 - 道路整備[849億円]
 - 官庁営繕[9億円]

◎合計 総額 2,377億円

表3-10-7 平成10年度第1次補正予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・科学技術庁[総額 3.8億円]
 - 実大三次元震動破壊実験施設の整備[3.8億円]

 - ・厚生省[総額 52億円]
 - 災害に強い水道施設の整備推進[38億円]
 - 医療施設の災害復旧事業[14億円]

 - ・農林水産省[総額 23億円]
 - 治山施設等の整備[7.9億円]
 - 農山漁村における農道等の整備[4.5億円]
 - 農漁村における集落排水施設等の整備[2.1億円]
 - 災害に強い漁港の整備[8.7億円]

 - ・運輸省[総額 97億円]
 - 海岸保全施設の整備[6.1億円]
 - 神戸港等の復興[90.5億円]

 - ・建設省[総額 651億円]
 - 住宅対策[46億円]
 - 市街地整備[5億円]
 - 治山治水[53億円]
 - 公園[80億円]
 - 下水道[292億円]
 - 道路整備[175億円]
- ◎合計 総額 827億円

表 3-10-8 平成10年度第3次補正予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・科学技術庁[総額 11億円]
 - 実大三次元震動破壊実験施設の整備[11億円]

 - ・厚生省[総額 38億円]
 - 応急仮設住宅の供与期間の延長等[14億円]
 - 医療施設の災害復旧事業[11億円]
 - 災害に強い水道施設の整備推進[13億円]

 - ・農林水産省[総額 23億円]
 - 治山施設等の整備[8.8億円]
 - 農山漁村における農道等の整備[8.7億円]
 - 農漁村における集落排水施設等の整備[0.5億円]
 - 災害に強い漁港の整備[4.9億円]

 - ・運輸省[総額 45億円]
 - 海岸保全施設の整備[6.4億円]
 - 神戸港等の復興[39億円]

 - ・郵政省[総額 9億円]
 - 地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発[9億円]

 - ・建設省[総額 468億円]
 - 住宅対策[48億円]
 - 市街地整備[22億円]
 - 治山治水[52億円]
 - 公園[34億円]
 - 下水道[161億円]
 - 道路整備[151億円]
- ◎合計 総額 594億円

表3-10-9 平成11年度当初予算における阪神・淡路復興関連施策について

- ・科学技術庁 [総額 20.6億円]
 - 地震防災フロンティア研究の推進 [2.8億円]
 - 実大三次元震動破壊実験施設の整備 [17.8億円]
- ・国土庁 [総額 0.71億円]
 - 阪神・淡路地域における活力あるまちづくり推進調査 [0.15億円]
 - 阪神・淡路地域の防災関係情報の分析・活用 [0.56億円]
- ・法務省 [総額 0.5億円]
 - 特設登記相談所の開設及び復興に伴う登記事務の適正処理 [0.2億円]
 - 阪神・淡路大震災に伴う震災関係法律扶助事業への補助 [0.3億円]
- ・外務省 [総額 12.7億円]
 - 兵庫インターナショナルセンター建替え [12.7億円]
- ・文部省 [総額 1.4億円]
 - 要保護及び準要保護児童生徒援助 [1.4億円]
- ・厚生省 [総額 100億円]
 - 災害に強い水道施設の整備推進 [78億円]
 - 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の解消 [22億円]
- ・農林水産省 [総額 70億円]
 - 治山施設等の整備 [28.9億円]
 - 農山漁村における農道等の整備 [22.6億円]
 - 農漁村における集落排水施設等の整備 [4.9億円]
 - 災害に強い漁港の整備 [14億円]
- ・通商産業省 [総額 1.9億円]
 - 被災中小企業者の再建・復興に向けた支援策の促進 [0.1億円]
 - 産業復興促進のための企画・調査等 [1.8億円]
- ・運輸省 [総額 243億円]
 - 海岸保全施設の整備 [31億円]
 - 神戸港等の復興 [180億円]
 - 神戸市営地下鉄海岸線の整備 [31.8億円]
- ・郵政省 [総額 6.3億円]
 - 地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発 [1億円]
 - アジア・太平洋地域における情報通信基盤技術の開発 [5.3億円]
- ・労働省 [総額 1億円]
 - 阪神・淡路大震災復興工事安全衛生確保支援事業 [1億円]
- ・建設省 [総額 1,549億円]
 - 住宅対策 [154億円]
 - 市街地整備 [34億円]
 - 治山治水 [112億円]
 - 公園 [149億円]
 - 下水道 [528億円]
 - 道路整備 [572億円]
 - 災害復旧関連 [24億円]

◎合計 総額2,031億円

表3-10-10 平成11年度第2次補正予算における阪神・淡路復興関連施策について

・科学技術庁 [総額 62億円] ○実大三次元震動破壊実験施設の整備 [62億円]
・国土庁 [総額 30億円] ○特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称））の整備 [30億円]
・厚生省 [総額 47億円] ○阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の解消等 [29億円] ○災害に強い水道施設の整備推進 [38億円]
・農林水産省 [総額 23億円] ○治山施設等の整備 [6.5億円] ○農山漁村における農道等の整備 [11.6億円] ○農漁村における集落排水施設等の整備 [0.5億円] ○災害に強い漁港の整備 [3.9億円]
・通商産業省 [総額 30億円] ○神戸市新事業支援施設整備（医療産業都市構想） [30億円]
・運輸省 [総額 100億円] ○海岸保全施設の整備 [4.4億円] ○神戸港等の復興 [96億円]
・建設省 [総額 429億円] ○住宅対策 [28億円] ○市街地整備 [105億円] ○治山治水 [51億円] ○公園 [27億円] ○下水道 [92億円] ○道路整備 [128億円]
・自治省 [総額 1.4億円] ○阪神・淡路大震災関連情報のデータベース構築事業 [1.4億円]
◎合計 総額 724億円